

次デ檢事ガ口頭ヲ以テ理由ヲ附シタル自己ノ意見ヲ述ブ。
其ノ直後ニ當事者ノ辯護士ハ此ノ檢事ノ意見ニ對シテ、書面ニ依ル簡單ナル見解ヲ提出スルコトヲ得。

當事者ノ辯護士ノ闕席ハ事件ノ審議ヲ妨ゲズ。

第三百八十二條 (判決ノ熟考) 破毀院ハ事件ノ辯論ノ後、評議室ニ於テ熟考シ、同一開廷ニ於テ破毀ノ申請ガ全部又ハ一部ニ付テ棄却セラルルカ、又ハ採用セラルルカニ付言渡ヲ爲ス。但シ他ノ最近ノ開廷ニ熟考ヲ延期スルヲ適當ト認定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

熟考ハ檢事ノ立會ヲ除キ、第三百五十七條ノ規定ニ依リテ之ヲ行フ。

第三百八十三條 (寄託金ニ關スル規定) 破毀院ガ破毀ノ申請ヲ不許可ト宣告スルトキ、又ハ本案ニ於テ棄却スルトキハ、申請人ニ寄託金ノ喪失ヲ命ジ、申請ヲ採用スルトキハ其ノ返還ヲ命ズ。

第三百八十四條 (移送ナキ判決ノ破毀) 破毀院ハ申請ヲ採用スルトキハ、左ノ理由ニ因リテ移送ヲ行フコトナク判決ヲ無効トス。

一 裁判官憲ノ裁判權ノ絶對的欠缺

二 其ノ他如何ナル理由ニモ、其レニ因レバ訴訟又ハ訴權ハ之ヲ開始シ得ザリシコト、又ハ續行シ得ザルコトノ結果ヲ生ズルモノ

此ノ場合ニ於テハ破毀院ハ既判物形成ノ効果ヲ發生セシメンガ爲、判決主文中ニ如何ナル理由ニ因

リテ訴訟又ハ訴權ガ提起又ハ手續ニ付シ得ザリシカ、又ハ得ザルカラ示スコトヲ要シ、且其ノ外仍凡ユル前審裁判ノ訴訟費用ニ關スル措置ヲ爲シ、其ノ評價ニ關シテモ、場合ニ依リテハ自ラ之ヲ爲シ、又ハ判決ヲ申渡シタル判事ニ之ヲ委ヌ。

第三百八十五條 (管轄ノ理由ニ因ル破毀) 破毀院ガ管轄ニ關スル規定違背ノ理由ニ因リテ判決ヲ無効トスルトキハ、判決主文中ニ管轄權ヲ有スル判事ノ何人ナルカヲ指示シテ、管轄ニ關スル定ヲ爲シ、且前條ニ於ケルト同ジク訴訟費用ニ付措置ヲ爲ス。

若シ判決ガ控訴院判事ノミニ關スル管轄ノ理由ニ因リテ無効トナルトキハ、破毀院ハ控訴ニ關シテ管轄權アリト同院ガ宣言スル判事ニ事件ヲ移送ス。

第三百八十六條 (移送ヲ伴フ破毀) 破毀院ガ前二條ニ指示セラレタル理由ト異ル如何ナル理由ニ因リテ破毀ノ申請ヲ許可スル時トキト雖モ、破毀セラレタル判決ヲ申渡シタル判事ト同一審級ノ他ノ判事ニ訴訟事件ヲ移送ス。

第三百八十七條 (根本原則ノ拘束力) 破毀院ハ法律ノ違背又ハ誤レル適用ヲ理由トスル破毀ノ申請ヲ許可スル總テノ場合ニ於テ根本原則ヲ言渡スコトヲ要シ、移送ヲ受ケタル判事ハ之ニ從フ義務ヲ有ス。

第三百八十八條 (移送ヲ伴フ破毀ノ場合ニ於ケル訴訟費用ニ對スル措置) 破毀院ガ事件ノ移送ヲ命ズルトキハ、破毀裁判ノ費用ニ對シテ措置ヲ爲シ、又ハ費用ノ裁決ヲ移送判事ニ委ヌルコトヲ得。

第三百八十九條 (返還ノ請求) 返還ノ請求及其ノ他ノ如何ナル原狀恢復ノ請求、又ハ如何ナル方法ニ

セヨ破毀院ノ判決ニ續ク請求ハ、移送ノ場合ニ於テハ、事件ガ移送セラレタル判事ノ權限ニ屬シ、移送無キ破毀ノ場合ニ於テハ、無效トセラレタル判決ヲ言渡シタル判事ノ權限ニ屬ス。

第三百九十條（判決ノ通告）破毀ノ申請ニ對シテ言渡ス判決ノ主文ノ謄本ハ、破毀院ノ書記ヨリ不服ヲ申立テラレタル判決ヲ言渡シタル裁判官憲ニ送付シテ、之ヲ了知セシム。

第三百九十一條（取下ノ形式）辯論開廷ニ關スル報告ガ開始セラレザル間ハ、主要及附帶破毀申請ノ取下ハ之ヲ許容ス。

取下ハ當事者及破毀院ニ於テ辯護ヲ爲スコトヲ許サレタル辯護士ニ依リテ署名セラレタル文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。

取下狀ハ主要破毀申請ノ爲ニ定メラルル方法ニ準ジテ、總テノ當事者ニ之ヲ通達スルコトヲ要ス。若シ當事者ガ破毀院ノ前ニ於テ訴訟ニ立入りタルトキハ、通達ハ選定住所ニ之ヲ爲スコトヲ得。

原本ハ書記課ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス。

取下ハ取下狀ガ通達セラレザルトキト雖モ、本條第二項ニ指示セラレタル取下狀ノ提出ニ依リテ、又ハ其ノ目的ノ爲特別委任狀ヲ具備スル辯護士ノ申立ニ依リテ、辯論ノ開廷ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得。

第三百九十二條（取下ニ續ク破毀院ノ措置）破毀院ハ同一判決ニ對スル他ノ破毀申請ニ對シテ言渡ヲ爲ス必要アラザルトキハ、評議室ニ於テ命令ヲ以テ取下ヲ認ム。然ラザルトキハ上述ノ破毀申請ニ

對シテ言渡ヲ爲ス判決ヲ以テ取下ヲ認ム。

命令又ハ判決ハ寄託金ノ返還ヲ命ジ、且取下人ニ其ノ費用ノ支拂ヲ命ズ。但シ他ノ當事者ノ辯護士ガ取下ニ同意シタルトキハ、假令斯ル目的ノ爲ノ特別委任狀ヲ具備セズトモ、之ヲ除外ス。

第三款 移送ノ裁判ニ付テ

第三百九十三條（再開ニ關スル形式及期間）移送ノ席ニ於ケル裁判ノ再開ハ、移送ヲ命ジタル判決ヲ通達スルコトヲ要セズシテ、召喚ノ形式ニ依リテ之ヲ行フ。判決ノ檢認謄本ハ召喚狀及他ノ文書ト共ニ之ヲ寄託スルコトヲ要ス。

再開ハ判決ノ公示ヨリ一年ヲ超エザル期間内ニ於テ、何レノ當事者ヨリモ之ヲ爲スコトヲ得。

第三百九十四條（不再開ノ效力）再開ガ定メラレタル期間内ニ行ハレザルトキ、又ハ後日法律ノ豫見スル訴訟消滅理由ノ一ガ實現スルトキハ、總テノ訴訟手續ハ消滅ス。

然レドモ若シ請求ガ後日提起セラレルトキハ、破毀ノ判決ハ新ナル訴訟ニ對シテモ拘束力ヲ有ス。

第三百九十五條（移送ノ裁判ニ於ケル主張及證據）移送ノ裁判ニ於ケル當事者ハ、前審ノ裁判ニ於テ既ニ爲シタルモノト異ナル事實審理又ハ本案ニ關スル主張ヲ爲スコトヲ得ズ。但シ之ヲ申立ツベキ理由若ハ利害關係ガ、破毀ノ判決中ニ示サレタル決定若ハ根本原則ノ適用ヨリシテ生ズルカ、又ハ職權ニ因リテ主張シ得ベキ問題ニ關スルトキハ之ヲ除ク。

如何ナル場合ニ於テモ、決訟の宣誓ハ常ニ之ヲ許可スルコトヲ得。

第三百九十六條（控訴裁判ニ關スル規定ノ參照）移送ノ裁判ニ關シテハ、前諸條ノ規定ニ依リテ廢止セラレザル限度ニ於テ、控訴裁判手續ノ爲ニ定メラルル規定ノ適用アリ。

第四節 取消ニ付テ

第三百九十七條（取消ノ理由）控訴審ニ於テ宣告セラレタル判決ハ、左ノ場合ニ於テハ取消ノ申請ヲ以テ之ニ不服ヲ申立ツルコトヲ得。

- 一 判決ガ一方當事者ノ詐欺ニ因リテ他方當事者ノ損害トナリタルトキ
- 二 判決後偽造ナリト宣告セラレタル記録若ハ他ノ證據手段カ、又ハ敗訴當事者ガ判決以前ニ於テ偽造ナリト宣告セラレタルカ若ハ認定セラレタルコトヲ知ラザリシモノヲ基礎トシテ判定セラレタルトキ
- 三 當事者ガ相手方ノ所爲ニ因リテ訴訟ニ提出シ得ザリシ訴訟ノ記録ガ、判決後再ビ發見セラレタルトキ
- 四 事件ノ文書又ハ記録自體ヨリシテ、事實ノ真正ナルコトハ排除セララルカ、又ハ疑ノ餘地ナク確定セララルルニ拘ラズ、ソレゾレ其ノ事實ノ存在又ハ不存在ヲ前提トシタル限度ニ於テハ、此等文書又ハ記録ヨリ結果スベキ事實ニ對スル明白ナル錯誤アル場合ニ、判決ガ其ノ錯誤ノ結果ナルトキ、但シ判決ガ此等文書又ハ記録ニ對シテハ何等言渡ヲ爲シ居ラザル場合ニ限ル

五 判決ガ理由ヲ示スコト無クシテ、爭訟ニトリテ決定的性質ヲ有シ、明カニ裁判ニ申立テラレタル陳述又ハ文書ヨリ結果スル決定的證據ヲ取調ブルコトヲ脱漏シタルトキ

六 判決ガ既判力ヲ有スル他ノ以前ノ判決ニ反スルモノナルトキ、但シ現在ノ判決ガ關係ノ抗辯（即異ナル趣旨ノ）ニ對シテ言渡ヲ爲シ居ラザルトキニ限ル

第三百九十八條（控訴ヲ爲シ得ザル判決又ハ期間經過ノ爲不服ヲ申立テ得ザル判決）法律ニ依リテ控訴ヲ爲シ得ザルモノト宣告セララルル判決、及最早控訴ヲ提起シ得ザル第一審ノ判決ハ、前條第一第二第三及第六ノ諸號ニ於テ指示セララルル理由ニ因リテ、之ニ對シ不服ヲ申立ツルコトヲ得。然レドモ第一第二及第三號ノ場合ニ於テハ、詐欺若ハ偽造ノ發見又ハ記録ノ再入手ガ、控訴ヲ爲シ得ザル判決ニ關シテ事件ガ裁決ニ到リタル後、及他ノ控訴ヲ爲シ得ベキ判決ニ關スル控訴期間ガ滿了シタル後ニ發生シタルニ非ザレバ、取消ハ許容セラレズ。

第三百九十九條（申請及其ノ内容）取消ハ不服ヲ申立テラレタル判決ヲ下シタル同一判事ニ向ケ、關係當事者ニ通達スル申請ニ依リテ之ヲ提起ス。

取消ノ申請ハ取消ノ爲申立ツル理由ノミナラズ、取消申立當事者ガ第三百九十七條第一第二及第三號ニ規定スル理由ヲ依リテ以テ證明セント欲スル證據、及詐欺ヲ發見シ、偽造ヲ確認若ハ發見シ、又ハ記録ヲ再入手シタル日ヲ明カニスルコトヲ要ス。之ヲ怠ルトキハ申請ハ許容セラレズ。申請書ハ特別訴訟委任狀ヲ具備スル代辯人ガ之ニ確認の署名ヲ爲スコトヲ要シ、且第三百六十八條

ニ於テ破毀ノ申請ノ爲ニ規定セララルル供託ヲ先行セシムルコトヲ要ス。

第四百條(取消申立ノ爲ノ期間) 取消ノ申請ハ、第三百九十七條第一第二及第三ノ諸號ニ於テ指示セララルル場合ニ於テハ、詐欺若ハ偽造ノ發見、又ハ文書ノ再入手後各々一年以内ニ之ヲ通達スルコトヲ要ス。

其ノ他ノ場合ニ於テハ、取消ノ申請ハ判決ノ公示後六ヶ月以内ニ之ヲ通達スルコトヲ要ス。然レドモ若シ判決又ハ破毀ノ申請ガ通達セラレ居タルトキハ、取消ノ訴ヲ爲サントスル當事者ハ、判決又ハ破毀ノ申請ノ通達ヨリ十五日以内ニ通達セララルル申請ヲ以テ、取消ヲ提起スルコトヲ要ス。

斯ノ如キ場合ニ於テハ、破毀ノ申請提出ノ爲ノ期間ハソレゾレ停止ス。若シ破毀ノ申請ガ提出セラレ居タルトキハ、當事者ノ各自ハ辯論ノ開廷ヲ確定セザルベキコトヲ破毀院長ニ要求スルコトヲ得。取消ノ爲ノ訴訟手續ガ終結シタル後、若シ判決ガ修正又ハ取消サレタルトキハ、破毀ノ裁判ニ新ニ附加セララルル理由ヲ提出スルコトヲ得。

第四百一條(取消申請書ノ寄託) 取消申請書ハ「供託金」受領證書及前審裁判事件ノ法廷簿冊並ニ不服ヲ申立テラレタル判決ノ檢認原本ト共ニ、通達ヨリ十日以内ニ受訴判事ノ書記課ニ之ヲ寄託スルコトヲ要ス。之ヲ怠ルトキハ取消申請權ヲ喪失ス。

他ノ當事者ハ同一期間内ニソレゾレノ申立ヲ包含セル反對取消申請書ヲ書記課ニ寄託スルコトヲ得。第四百二條(取消申請ヲ許可スベキカニ關スル熟考及開廷ノ確定) 院(部)長又ハソレゾレ區裁判所判

事者ハ調停官ハ、場合ニ依リ取消申請當事者ヲ評議室ニ於テ審訊シタル後、若シ規定セラレタル期間及遵守事項ヲ遵守シ居ラザリシトキハ、決定ヲ以テ申請ノ受理シ得ザルモノナルコトヲ宣告スルコトヲ得。

若シ取消ノ申請ヲ許可スベキモノト認ムルトキハ、當事者出頭ノ開廷ヲ確定シ、且若シ請求ガ爲サレタルトキハ、場合ニ依リ起ルコトアルベキ損害賠償ニ對シテ適當ナル保證ヲ豫メ立テシメテ、判決ノ執行停止ヲ命ズルコトヲ得。

若シ取消ガ他ノ訴訟事件ニ爲サル判決ニ關係スルトキハ、該事件擔當ノ裁判官ハ訴訟手續ヲ停止スルコトヲ得。

第四百三條(訴訟手續) 書記課ハ當事者ニ少クトモ三日以前ニ確定開廷ヲ通知ス。訴訟手續ニ付テハ通常ノ規定ヲ遵守ス。

不服ヲ申立テラレタル判決ヲ熟考シタルト同一ノ裁判官又ハ合議體ノ構成員ガ、取消ニ付審理スルコトハ必要ニアラズ。

第四百四條(取消申請ノ許可シ得ザルコト及其ノ却下) 若シ裁判官ガ取消ニ關シテ決定スルニ當リ、申請ヲ許可シ得ザルモノト認ムルカ、又ハ申立テラレタル理由ヲ無關係ト認ムルカ、又ハ事件ガ如何ナル手段ニ依ルモ前審ト異リテ之ヲ裁決シ得ザルモノト認ムルトキハ、判決ヲ言渡シ、之ニ依リテ申請ヲ棄却シ、取消申請人ニ費用ノ支拂ト供託金ノ喪失ヲ命ズ。

裁判官ガ事件ノ本案(當否)ヲ裁決スルニ當リテ、裁決ノ理由ヲ修正又ハ補正スルニ於テハ、裁決ヲ確認シ得ベシト認定スルトキハ、判決ヲ以テ措置ヲ爲シ、以テ供託金ノ返還ヲ命ジ、全部又ハ一部ニ付費用ヲ辨償セシムルコトヲ得。

第四百五條(本案ニ於ケル取消申請ノ採用) 裁判官ガ取消ノ申請ニ正當ナル根據アリト認ムルトキハ、必要ニ依リテハ豫メ適宜ノ事實審理ヲ爲シテ、新タニ本案ノ決定ヲモ爲スコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ、供託金ノ返還ヲ命ジ、費用ニ關シテ措置ヲ爲ス。

裁判官ハ此ノ外起リ得ベキ返還又ハ損害賠償ノ請求ニ對シテモ措置ヲ爲ス。

第四百六條(不服申立) 取消ノ裁判ニ於テ言渡サレタル判決ニ對シテハ、取消ニ依リテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

取消裁判ノ判決ニ對シテハ、取消ヲ以テ不服ヲ申立テラレタル判決ガ服シタル他ノ不服申立手段ハ許可セラル。

第五節 第三者ノ抗議ニ付テ

第四百七條(第三者ノ抗議ヲ提起シ得ル者) 第三者ハ他人ノ間ニ於テ言渡サレタル判決ガ、自己ノ權利ヲ害スルトキハ、之ニ對シテ抗議ヲ爲スコトヲ得。

當事者一方ノ承繼人及債權者モ亦、判決ガ詐欺又ハ通謀ヨリシテ彼等ヲ害スル結果トナリタルトキ

ハ、判決ニ對シテ抗議ヲ爲スコトヲ得。

此ノ場合ニ於ケル抗議ハ、詐欺又ハ通謀ガ發見セラレタル日ヨリ二十日以内ニ、之ヲ提起スルコトヲ要ス。

第四百八條(召喚狀及其ノ内容) 抗議ハ判決ヲ言渡シタル裁判官ト同一ノ裁判官ノモトニ出頭スベキ旨ノ召喚狀ニ依リテ、第三者之ヲ提起ス。

召喚狀ハ第三百三十一條及第三百十條ニ指示セラレタル要件ノ外、不服ヲ申立テラレタル判決及損害ノ特別ノ證據、場合ニ依リテハ詐欺又ハ通謀並ニ第三者ガ判決及其ノ瑕疵ヲ認知スルニ至リタル日ニ關スル特別ノ證據ヲ指示スルコトヲ要ス。

第四百九條(抗議ノ採用又ハ却下) 抗議却下ノ場合ニ於テハ、判決ハ費用ニ對シテ措置ヲ爲シ、且抗議ヲ申立テラレタル判決ガ、調停官又ハ區裁判所判事ニ依リテ言渡サレタルトキハ百五十「リール」、地方裁判所又ハ控訴院ニ依リテ言渡サレタルトキハ六百「リール」ノ罰金ヲ抗議者ニ課ス。

第四百十條(抗議ヲ申立テラレタル判決ノ執行) 抗議ノ申立ハ收訴當事者ニ對スル判決ノ執行ヲ停止セシメズ。判決執行ハ第三者ノ權利ガソレヨリシテ侵サルル虞アルトキハ、之ヲ停止スルコトヲ得。若シ抗議ヲ申立テラレタル判決ガ、他ノ訴訟事件ニ於テ提出セラレ居ルトキハ、此ノ訴訟事件ノ繫屬セル裁判官ハ、其ノ進行ヲ停止スルコトヲ得。

第四百十一條(通常訴訟手續ニ關スル規定ノ參照) 第三者ノ抗議ノ訴訟手續ニ關シテハ、本節ノ規定

ニ依リテ廢止セラレザル限度ニ於テ、第一審及第二審ニ於ケル通常ノ訴訟手續ニ關スル一般規定ノ準用アリ。

第六章 個人的勞働爭議裁決ノ爲ノ特別規定

第四百十二條（事物ノ管轄）左ニ掲グル場合ハ、一萬「リール」ノ價額ノ限度迄ハ、區裁判所判事ノ專屬管轄ニ屬シ、一萬「リール」以上ノ價額ナルトキハ、地方裁判所ノ專屬管轄ニ屬ス。

一 集團的勞働契約ノ目的又ハ一九二六年四月三日法律第五六三號及一九二六年七月一日勅令第

一一三〇號ノ條件ニ於ケル集團契約ノ價値若ハ效力ヲ有スル他ノ規定ノ目的タリ、若ハタリ得ル勞働若ハ雇傭關係ヨリ生ズル個人爭議

二 折半小作ニ關スル爭議、但シ該小作ガ集團契約ニ依リ規律セララルトキニ限ル

三 一九二六年四月三日法律第五六三號第十條第五項ノ條件ニ於ケル職業組合ニ對スル雇主及勞務者ノ負擔スル民法上ノ責任ニ關スル爭議

第四百十三條（専門家ノ立會）區裁判所判事及地方裁判所判事ハ、前條ニ指示セララルル爭議ノ審議ニ當リテハ、勞働問題ニ通曉セル二人ノ市民ニ依リテ立會ハル。上記市民ノ一人ハ雇主ノ種別ニ屬シ、他ノ一人ハ勞働者ノ種別ニ屬シ、共ニ可能ナル限り訴訟事件ノ當事者ノ携ハル業務ノ種別性ヲ考慮シテ、特設名簿ニ登録セラレタル者ノ中ヨリ選出セララルモノトス。

二名ノ専門家タル市民ノ立會ハ、最初ノ開廷ニ於テ當事者ノ何レカガ立會ニ付明白ナル申請ヲ爲ストキニハ、之ヲ行フコトヲ要ス。但シ次條ノ條件ニ依リ忌避ガ認めラルベキ理由ヲ考慮スルトキハ、名簿内ノ登録者ノ數ガ制限セララル爲、爭議ノ種別性ヲ併セ考ヘテハ、該職務ニ完全ニ適格ナルベキ者ヲ選出スルコトガ不可能ナルカ、又ハ選出セラレタル者ガ開廷ニ參加セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ。此ノ場合ニ於テハ、判事ハ立會ニ關シテ名簿ニ登録シアラザル者ヲ要求スルコトヲモ得。適法ニ召喚セラレタルニ、正當ノ理由無クシテ確定セル開廷ニ參加セザル専門家ニハ、區裁判所判事又ハ地方裁判所判事ノ措置ヲ以テ、五百「リール」以下ノ罰金ヲ課スルコトヲ得。措置ニ對シテハ不服ヲ許サズ。

第四百十四條（専門家ノ兩立不能及忌避）登録者ガ爭議ニ利害關係ヲ有スルカ、又ハ當事者ノ一方ノ雇主、從屬人若ハ代表者ナルカ、又ハ同一當事者ノ一方ノ四等親内ノ血族若ハ二親等内ノ姻族ナルトキハ、専門家トシテ之ヲ選出スルコトヲ得ズ。

登録者ハ又過去三年間ニ於テ、自己又ハ前記親等ニ於ケル自己ノ血族若ハ姻族ガ、當事者ノ一方又ハ同一親等内ニ於ケル該當事者ノ血族若ハ姻族ト民事上若ハ刑事上ノ争ヲ爲シタルトキハ、専門家トシテ之ヲ選出スルコトヲ得ズ。

本條ニ豫見セララル場合ニ於テハ、忌避ガ許容セララル。忌避ハ又便宜上ノ理由ニ因ルモ之ヲ提出スルコトヲ得。忌避ニ對シテハ區裁判所判事又ハ地方裁判所判事ハ、不服ヲ許サザル措置ヲ以テ之ガ

裁決ヲ爲ス。

第四百十五條（土地ノ管轄）第四百十二條第一號ニ於テ考察セラルル爭議ハ、勞務者ノ屬スルカ又ハ其處ニ於テ勞務者ガ勞務ヲ提供シタル場所ノ營業所又ハ如何ナル種類ニセヨ其ノ營業所ノ附屬建物ノ所在スル管區内ノ區裁判所判事又ハ地方裁判所ニ之ヲ提起ス。本規定ノ不遵守ニ因ル無管轄ノ抗辯ハ、第一百十六條第二項及第三項ノ條件ニ依ル關係當事者ヨリ乏ヲ提起ス。

第四百十六條（組合的妥協ノ勸試）第四百十二條第一號及第二號ニ指示セラルル事項ニ於テハ、訴權ハ訴訟ニ提起セントスル者ガ從事スル部類ニ屬スル適法ニ承認セラレタル組合ニ、豫メ其ノ爭議ヲ申告セザルトキハ、假令同人ガ組合加入者ニ非ザルトキト雖モ、之ヲ訴訟ニ提起スルコトヲ得ズ。申告ハ書留郵便ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得。

組合ハ訴權ノ提起ヲ受クベキ者ノ屬スル部類ノ組合ヲ通ジテ、爭議調停ノ爲ニ自己ノ職能ヲ介入セシムルコトヲ要ス。

若シ妥協ガ成立スルトキハ調書ヲ作成ス。調書ハ當事者及當事者ノ署名ノ眞正ナルコトヲ確認スル組合書記又ハ其ノ代行人之ニ確認の署名ヲ爲スコトヲ要ス。

調停ノ目的物ガ五千「リール」ヲ超エザルトキハ上述ノ要件ヲ具備セル調書ハ執行名義ヲ形成ス。調書ガ斯ノ如キ效力ヲ生ゼンガ爲ニハ、其ノ日附後五日以内ニ區裁判所判事ノモトニ之ヲ提出スルコトヲ要ス。區裁判所判事ハ形式上整備セルヤ否ヤヲ確メタル後、書記課ニ調書ヲ寄託スベキコト

ヲ命ジ、調停文書ガ適法ニ登録セラレタル後、書記ガ執行方式ニ於ケル調書ノ謄本ヲ交付スルコトヲ許可ス。

調書ガ上記ノ期間ニ於テ區裁判所ニ寄託セラレザルトキ、又ハ調停ノ目的物ガ五千「リール」ヲ超ユルトキハ、調停文書ハ單ニ檢認私證書ノ價値ヲ有スルニ過ギズ。

第四百十七條（請求ノ訴訟手續ニ付シ得ベキコト）調停ガ不調ニ終ルトキハ、組合ハ申告人ニ速カニ其ノ旨ヲ報知スルコトヲ要ス。

上記ノ報知ニ引續キ、及如何ナル場合ニ於テモ申告後、若シ又申告ガ書留郵便ヲ以テ爲サレタルトキハ該郵便發送後十五日ヲ經過スルトキ、訴權ヲ訴訟ニ提起スルコトヲ得。

若シ申告義務ガ遵守セラレザルトキ、又ハ訴權ガ前項ニ指示セラルル期間以前ニ提起セラルルトキハ、判事ハ相手方當事者ノ要求ニ基キ、又ハ第四百二十條ノ規定ニ則リ職業組合ガ訴訟ニ參加シタルトキハ其ノ要求ニ基キ、或ハ又職權ニ因リテモ、請求ハ訴訟手續ニ付シ得ザルモノナルコトヲ宣告ス。然レドモ訴訟手續ニ付シ得ザル旨ノ抗辯ハ、最初ニハ之ヲ申立ツルコトヲ得ズ。又控訴審ニ於テハ判事ハ職權ニ因リテ之ヲ主張スルコトヲ得ズ。

第四百十八條（開廷ノ確定）開廷ハ出頭ノ最短期間ヲ尊重シテ出來得ル限り短時間中ニ確定セラル。此ノ期間ハ原因ノ如何ヲ問ハズ第三百三十二條第二項ノ規定ニ則リテ、十日以内ニモ短縮スルコトヲ得。

但シ同第三百三十二條第三項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第四百十九條（訴訟ニ於ケル代表） 地方裁判所ノ前ニ於テモ、當事者ハ自ラ出頭スルコトヲ得。地方裁判所ノ前ニ於テモ區裁判所ノ前ニ於テモ、當事者ハ適法ニ認メラレタル組合ノ書記ヲシテ代表セシムルコトモ得。書記モ同ジク自ラ又ハ法定代理人ヲ通ジテ出頭スルコトヲ得。地方裁判所ノ前ニ於ケル訴訟ニ在リテハ、辯護士ノ立會ガ許可セラル。

委任ハ爭議ノ妥協ニ同意スル權能ヲ包含ス。

職業組合ノ書記又ハ其ノ代行人ヘノ委任狀ハ、組合書記又ハ其ノ代行人ヨリ自署ナルコトヲ確證セラルル署名ヲ以テ、印紙ノ貼用ナク之ヲ交付スルコトヲ得。

如何ナル場合又ハ如何ナル時期ニ於テモ、區裁判所判事又ハ地方裁判所長ハ當事者自身ノ出頭ヲ命ズルコトヲ得。

滿十五年ニ達シタル未成年者ハ、本節ニ規定セラルル爭議ニ於テハ、總テノ效力ニ付成年者ト看做ス。然レドモ區裁判所判事又ハ地方裁判所判事ハ適當ト認ムルトキハ、未成年者ガ法律上同人ヲ代表スル者ノ立會ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得。

第四百二十條（組合ノ參加） 第四百十二條第一號及第二號ニ於テ指示セラルル爭議ニ對スル訴訟ニ於テハ、常ニ訴權ガ集團的勞働契約又ハ集團的勞働契約ノ價值若ハ效力ヲ有スル規定ノ不履行ニ基礎ヲ有スル限り、適法ニ承認セラレタル組合ハ控訴審ニ於テモ之ニ參加スル權能ヲ有ス。

第四百二十一條（集團的爭議問題トノ關聯） 第四百十二條第一號及第二號ニ指示セラルル爭議ニ於テ、

訴權ガ集團的勞働契約又ハ集團的勞働契約ノ價值若ハ效力ヲ有スル規定ノ不履行ニ基礎ヲ有スルトキニ、訴訟事件ノ決定ガ集團的爭議ノ問題ト關聯ヲ有シ、其ノ問題ニ付テハ訴訟ガ一九二六年四月三日法律第五六三號第十七條ニ依リ、勞働裁判官ノ面前ニ於テ關係組合間ニ於テ行ハレツツアル場合ニハ、組合若ハ當事者ノ要求ニ基キ、又ハ職權ニ因リテモ、訴訟ヲ停止スルコトヲ要ス。

第四百二十二條（裁決） 辯論ガ終結スルトキニ専門家ノ立會ガ既ニ行ハレ居タルトキニハ、専門家ハ評議室ニ於テ事件ノ裁決ニ關スル自己ノ意見ヲ開陳シ、且該意見ヲ書面ニ作成スルコトヲ得。其ノ場合ニハ調書ヲ作成シ、其處ニサキノ意見ヲ留ム。ソレヨリ區裁判所判事又ハ地方裁判所判事ハ裁決ニ關シテ熟考ス。判決主文ハ直チニ公開廷ニ於テ之ヲ朗讀セザルトキハ、ソレニ續ク八日以内ニ書記課ニ之ヲ寄託スルコトヲ要ス。書記ハ直チニ寄託セラレタル判決主文ノ通知ヲ當事者ニ爲ス。

第四百二十三條（控訴） 控訴ハ本法典中ニ定メラレタル規定ニ從ヒ、且本節ノ特別規定ヲ遵守シテ、一九二六年四月三日法律第五六三號及一九二六年七月一日勅令第一一三〇號ノ規定ニ從ヒ構成セララル勞働裁判所ニ之ヲ提起ス。然レドモ専門家タル市民ノ立會ニ關シテハ、第四百十三條第二項及第三項ヲ遵守ス。罰金ハ勞働裁判所長之ヲ課スルモノトス。

判決ノ效力ニ關シテハ、専門家タル市民ノ署名ハ之ヲ必要トセズ。

第四百二十四條（破毀ノ申請） 控訴審ニ於テ勞働裁判所ノ宣告シタル判決ニ對スル破毀裁判ニ於テハ、第三百六十八條ニ規定セラルル寄託金ハ要求セラレズ。

寄託金ハ仍集團的労働關係ニ關聯スル爭議ニ於テ、労働裁判所ノ宣告シタル判決ニ對スル破毀ノ申請ニ對シテモ、一九二六年七月一日勅令第一一三〇號第八十七條ニ規定スル無效若ハ取消ノ請求ニ關シテモ、要求セラレズ。

第四百二十五條（無效及取消）一九二六年七月一日勅令第一一三〇號第八十七條ニ豫見セララルル無效及取消ノ請求ハ、同條ニ定ムル規定ニ從ヒ、申請ヲ以テ之ヲ提起ス。但シ専門家タル市民ノ裁判立會ニ關シテハ、第四百二十三條第二項ノ適用ハ之ヲ保存ス。

上記請求ノ提起ニ關シテハ、第三百九十九條第三項ニ規定セララルル罰金ニ關スル寄託金ハ要求セラレズ。

上掲一九二六年七月一日勅令第一一三〇號第八十七條第三項ニ指示セララルル理由ニ基ク取消ノ請求ハ、適當ナル時期ニ當事者ガ不服ヲ申立テザリシ判決ノ確定後十五日以内ニ、檢事ノ側ヨリ之ヲ提起スルコトヲ許容セララル。

第四百二十六條（訴訟手續進行中ニ於ケル格式ノ變更）訴訟手續ノ如何ナル状態及審級ニ於テモ、本章ニ規定セララルル訴訟手續ノ形式ニ於テ進メラレタル訴訟事件ガ、通常ノ方法ニ於テ審理セラレ、且判決セララルベキコトヲ、職權ニ因リテモ主張スルコトヲ得。反對ノ場合亦同ジ。

若シ格式變更ノ必要ガ第一審ノ裁判進行中ニ主張セララルトキハ、地方裁判所判事又ハ區裁判所判事ハ場合ニ從ヒ、文書ノ印税完備又ハ權限アル職業組合ヘノ爭議ノ申告ニ付キテ措置スベキ期間

ヲ、命令ヲ以テ當事者ニ指定ス。

事件ハ期間ノ滿了前ニ再ビ取上グルコトヲ要ス。地方裁判所ニ於テハ再開ハ地方裁判所長ヘノ申請ヲ以テ之ヲ行フ。地方裁判所長ハ同一又ハ他ノ判事ノ下ニ、新ナル格式ヲ備ヘタル訴訟事件ヲ續行センガ爲ニ出頭スベキ開廷ヲ確定ス。爾餘ノ事項ニ關シテハ第二百八十三條最後ノ二項ヲ準用ス。同ジク二個以上ノ部ニ分タル區裁判所ニ於テハ、區裁判所長ハ事件續行ノ爲事件ヲ他ノ部ニモ指定スルコトヲ得ベシ。

第四百二十七條（控訴裁判ニ於ケル格式ノ變更）格式ノ變更ガ控訴裁判ニ於テ命ゼラルルトキハ、労働裁判所ハ判決ヲ以テ本案ノ裁決權ハ自己ニ存セザル旨ヲ宣言シ、且必要アルトキハ豫メ文書ヲ完備セシメテ、通常裁判ニ於ケル控訴院ノ前ニ控訴ヲ提出シ直ス爲、適當ナル期間ヲ當事者ニ指定ス。同ジク通常裁判ニ於ケル控訴院ハ、自己ニ管轄權ナキ旨ヲ宣言シテ、労働裁判所ヘ控訴ヲ提起シ直ス爲ノ期間ヲ當事者ニ指定ス。

再開ノ爲ノ期間ハ、破毀ノ申請ヲ以テ判決ニ不服申立ヲ爲シ得ル間、及此ノ申請ガ繫屬ノ間ハ進行ヲ開始セズ。

第四百二十八條（破毀裁判ニ於ケル格式變更ノ效力）格式ノ變更ハ判決ノ破毀ガ請求セラレ、他ノ理由ニ因リ破毀ガ言渡サレタルトキノ移送ノ裁判ニ對スル關係ニ於テスルニ非ザレハ、破毀院ニ於テ初メテ申請セラレ又ハ命令セララルコトヲ得ズ。

第二卷 執行裁判ニ付テ

第一章 強制執行一般ニ付テ

第四百二十九條（執行名義）強制執行ハ執行名義ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。
左ニ掲グルモノヲ以テ執行名義トス。

一 判決

二 爲替又ハ其ノ他ノ信用證券、法律ニ依リ明カニ執行力ヲ賦與セラレタル諸文書及措置

三 公證人又ハ受理ヲ許可セラレタル他ノ官公吏ニ依リテ受理セララルル文書ニシテ、支拂義務ヲ

含ムトキ

第四百三十條（執行書式）裁判官憲ノ措置及公證人又ハ他ノ官公吏ヨリ受理セララルル文書ハ、執行書式ヲ具備スルコトヲ要ス。該書式ハ執行名義ノ原本ガ當事者ニ交付セララルトキハ其ノ上ニ之ヲ施ス。然ラザルトキハ該名義ノ檢認謄本上ニ之ヲ施ス。執行書式ノ内容ハ下ノ如シ。則チ『之執行名義ナリ』ナル文言ナリ。

執行書式ハ裁判上ノ文書ノ爲ニハ裁判所書記ニ依リ、又公文書ノ爲ニハ之ヲ受理シタル官公吏ニ依

リテ施サル。

仲裁上ノ判決ノ爲ニハ、執行書式ハ其ノ判決ノ寄託セラレタル區裁判所ノ書記ニ依リテ施サル。

第四百三十一條（債權者ノ責任）未ダ判決ガ執行力ヲ生ゼザル以前ニ於テ判決ノ執行ヲ爲ス者ハ、費用及損害ノ責ニ任ジ、且千「リール」迄ノ罰金ノ支拂ヲ命ゼラルコトアルベシ。若シ執行ガ代辯人ノ擔任ヲ以テ爲サルトキハ、代辯人ハ連帶的ニ費用及損害ノ責ニ任ジ、且罰金ノ支拂ヲ命ゼラルコトアルベシ。

第四百三十二條（執行書式ニ於ケル二通以上ノ謄本ノ交付）裁判上ノ文書ニ付テハ之ヲ發セシ調停官區裁判所判事又ハ地方裁判所長又ハ（控訴、破毀）院長ノ許可ナクシテ、公文書ニ付テハ該文書ガ受理セラレタル管轄内ノ地方裁判所長ノ許可ナクシテ、執行書式ヲ有スル一通以上ノ謄本ヲ同一當事者ニ交付スルコトヲ得ズ。

許可ハ適法ナル利害關係ヲ證明スル關係人ノ申請ニ基キ不服ノ申立ヲ許サザル決定ヲ以テ許サル。

第四百三十三條（執行名義ノ通達）強制執行ハ法律ニ依ル別段ノ規定アラザルトキハ、執行書式ニ於ケル名義及督促狀ヲ債務者ニ豫メ通達シタル後ニ之ヲ行フコトヲ要ス。

前卷ノ規定ニ從ヒ施行セララルル裁判所ノ判決及他ノ諸措置ノ通達ハ、若シ當事者ニ之ヲ行ヒタルトキニ、其ノ通達セララルル文書ガ執行書式ヲ具備スル場合ニハ、該通達ハ執行ノ效力ヲモ生ズルモノトス。

其ノ他ノ場合ニ於テハ、通達ハ召喚狀ノ爲ニ定メラルル形式ニテ之ヲ行フ。

第四百三十四條（督促狀）督促狀ハ債務者ニ對シテ其ノ債務ヲ履行シ、又ハ第二百九十九條第三項ノ規定ニ則リ定メラルル寄託ヲ實行スベキ旨ノ勒告ニ加フルニ、若シ之ヲ怠ル場合ニハ強制執行ヲ行フベキ旨ノ警告ヲ包含スルコトヲ要ス。

督促狀ハ執行名義ノ通達狀自體ノ中ニ之ヲ包含スルコトヲ得ルカ、又ハ召喚狀ノ爲ニ定メラルル規定ニ從ヒテ通達セラルル其ノ後ノ文書ヲ以テ爲サレ得ルモノトス。

督促狀中ニハ債權者ハ執行ニ關シテ管轄權ヲ有スル裁判官憲ノ所在スル市町村内ニ、自己ノ住所ヲ指示又ハ選定スルコトヲ要ス。若シ該住所ヲ缺クトキハ、抗議書其ノ他如何ナル種類ノ文書モ書記課ノモトニ於テ彼ニ通達セラルル。

同ジク別個ノ文書ヲ以テ爲サルル督促狀ハ、執行名義ノ指示及該名義通達ノ日附又ハ法律ニ依リテ請求セラルルトキニハ、執行名義全文ノ謄寫ヲ包含スルコトヲ要ス。

第四百三十五條（相續人ニ對スル執行）債務者ニ通達セラルル督促狀ハ、相續人ニ對シテ其ノ效力ヲ保有ス。然レドモ債權者ガ相續人ノ固有ノ財産ニ付執行ヲ爲サントスルトキハ、別個ノ督促狀ヲ相續人ニ通達スルコトヲ要ス。

第四百三十六條（執行ノ開始）執行ハ督促狀ノ通達後五日ヲ經過スル以前ニハ、之ヲ開始スルコトヲ得ズ。然レドモ執行ニ付權限ヲ有スル裁判所ハ、執行ヲ遲滯スルニ於テハ損害ヲ發生スベキ正當ノ

虞アルトキハ、督促狀ノ通達後直チニ執行ヲ許可スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テ債務者ガ督促狀ノ通達後五日以内ニ債務ヲ履行スルトキハ、實行セラレタル執行諸行爲ノ費用ハ債權者ノ負擔トス。

第四百三十七條（督促狀ノ有効期間）督促狀ハ執行行爲ガ百八十日ノ期間内ニ之ニ續カザルトキハ無効トナル。

抗議ノ場合ニ於テハ、期間ハ抗議ニ對シテ裁決ヲ爲ス判決ノ確定後其ノ進行ヲ開始ス。

第四百三十八條（諸種ノ執行手段ノ行使）債權者ハ法律ニ依リテ許可セラレタル諸種ノ執行手段ヲ併用スルコトヲ得。

手段ノ併合ガ過度ナルトキハ、裁判官憲ハ債務者ノ申立ニ基キ、債權者ノ選擇スベキ手段ノミニ執行ヲ制限シ、又若シ選擇セザルトキハ、裁判官憲ノ決定スル手段ニ制限シ、且債權者ニ損害賠償ヲ命ズルコトヲ得。

第四百三十九條（債務者ノ抗議）債務者ノ抗議ハ執行ヲ停止セズ。然レドモ概略的ニ抗議ノ基礎ヲ調査シテ、差押ヲ除ク執行行爲ヲ保證附又ハ無保證ニテ停止スルハ、裁判官ノ權限ニ屬ス。

停止ハ差押ノ停止ト雖モ、若シ債務者ガ差押手續ノ原因タル債權及判事ニ依リ決定セラルベキ抗議ノ訴訟費用ノ推定額ト同等ナル金額ヲ供託スルトキハ、之ヲ命ズルコトヲ要ス。同ジク裁判官ハ供託ノ行ハルベキ形式ヲ決定ス。

抗議ハ賣却ガ行ハルルトキハ最早許可セラレズ。

若シ債務者が執行行為ノ效力ニ不服ヲ申立ツルトキハ、其ノ請求ハ不服ヲ申立テラレタル行為ノ遂行後十日以内ニ、之ヲ提起スルコトヲ要ス。若シ之ヲ怠ルトキハ請求權ヲ失フ。執行行為ノ效力、執行名義及督促狀ノ通達ニ關スル抗議ヲ裁決スル判決ニ對シテハ、控訴ヲ爲スコトヲ得ズ。

第二章 動産ニ對スル強制執行ニ付テ

第一節 總則的規定

第四百四十條 (差押) 動産ニ對スル強制執行ハ、債務者又ハ第三者ノモトニ於ケル差押ヲ以テ之ヲ開始ス。

第四百四十一條 (質物ニ對スル執行) 質權者が質入セラレタル物件ニ對シテ執行ヲ爲サントスルトキハ差押ハ行ハレズ。此ノ場合ニ於テハ、督促狀ノ通達ヨリ五日ヲ經過シタル後、債權者ハ區裁判所判事ニ對スル申請ヲ以テ質物ノ賣却ヲ請求ス。區裁判所判事ハ債務者ヲ審訊シテ、不服ノ申立ヲ許サザル決定ヲ以テ賣却ヲ命ズ。

質物ノ賣却ニ付テハ、第四百六十二條及第四百六十八條ノ規定ヲ準用ス。賣却ニ依リテ得タル代金ハ、區裁判所判事ガ債權者ノ債權、利息及諸費用ニ相當スル範圍ニ於テ、

之ヲ債權者ニ振當ツ。

代金ノ剩餘部分ハ、區裁判所書記課ニ通達セララルル文書ヲ以テ申立ヲ爲ス諸債權者ニ、第四百七十一條及同條以下ノ諸條ニ於テ定メラルル形式ニ依リテ之ヲ振當ツ。

第四百四十二條 (差押フルコトヲ得ザル物件) 特別ノ法律ニ依リテ差押フルコトヲ得ズト宣言セララル物ノ外、左ノ物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

- 一 神聖物及禮拜ノ用ニ供スル物件
- 二 衣服、寢具、白布製品、裁縫道具、家具及厨具、但シ此等ノ物件ガ債務者及債務者ト同居スル其ノ家族ノ者ノ爲缺クベカラザル限度ニ限ル
- 三 債務者及前號ニ指示セララルル他ノ者ノ維持ノ爲必要ナル一ヶ月間ノ食料及燃料
- 四 債務者ノ職業、技藝又ハ手工業ノ行使ニ必要ナル器具及物品
- 五 債務者ガ公ノ職務ヲ遂行スル爲保存スベキ義務ヲ有スル武器及其ノ他ノ物品
- 六 信書、登録簿及草稿、但シ草稿ガ蒐集品ノ一部ヲ爲ストキハ之ヲ除ク

第四百四十三條 (時季ノ特殊狀況ニ於テ差押ヘ得ル物件) 未ダ收穫セラレザルカ、又ハ土地ヨリ分離セラレザル果實ハ、成熟ノ通常時期ニ先立ツ六週間ニ於ケルニ非ザルカ、又ハ請求スル債權者ガ管理費用ノ大部分ヲ自己ニ負擔スル以前ニモ亦、之ヲ差押フルコトヲ得ズ。蓋ハ其ノ大部分ガ繭ヲ造ル爲枝ニ昇リタル後ニ非ザレバ、之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

第四百四十四條（不動産ニ併合又ハ從屬セラルル不動産）不動産ニ實質的ニ併合セラルル不動産、又ハ法律ニ依リ不動産ト看做サルル不動産ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

民法第四百十三條ニ指示セラルル財産ハ、其ノ物件ガ既ニ不動産執行中ニ包含セラレ居ラザルトキニハ、之ヲ差押フルコトヲ得。然レドモ差押手續ノ原因タル債權ガ食料、家賃、借地料ニ關スルカ、又ハ其ノ他特權的債權ニ非ザルトキハ、區裁判所判事ハ債務者ノ申立ニ基キ、債權者ヲ審訊シテ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ、土地ノ耕作又ハ産業ノ實行ノ爲必要ナル家畜及器具ヲ差押ヨリ除外スルコトヲ得。

前項ノ規定ハ家畜又ハ器具ガ不動産ノ所有權ヲ有セズシテ、農事又ハ工業經營ヲ營ム者ニ屬スルトキト雖モ之ヲ適用ス。經營ノ名義人ハ此ノ場合又ハ如何ナル方法ニ依ルニセヨ其ノ經營ニ屬スル財産ガ差押ヘラルルトキハ、區裁判所判事ニ對シ、不動産執行ニ代フルニ本卷第四章ノ規定ニ則ル經營ノ收用ヲ以テセラレンコトヲ申請スルコトヲ得。區裁判所判事ハ債權者ヲ審訊シテ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ裁決ス。區裁判所判事ニ對スル申請ハ差押ノ執行ヲ停止セズ。

第四百四十五條（共有財産）共有財産ハ總テノ共同所有者ガ債權者ニ對シテ債務ヲ負フニ非ザルトキト雖モ之ヲ差押フルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ、區裁判所判事ハ差押執行後、債權者又ハ共同所有者ノ或ル者ノ申立ニ基キ、且利害關係人ヲ審訊シテ、可能ナル場合ニハ債務者ニ歸屬スベキ實物上ノ持分ノ分離ノ措置ヲ爲ス。分離ガ不可能ナルトキハ、區裁判所判事ハ不分割共有持分ノ賣却ヲ

命ジ、又ハ民法ノ規定ニ則ル分割手續ヲ行フベキコトヲ規定スルコトヲ得。

不分割共有持分ガ賣却セラレタルトキハ、各共同所有者ハ如何ナル反對ノ特約ニモ拘ラズ、分割ヲ要求スル權利ヲ有ス。

第四百四十六條（扶養手當）扶養ノ爲ノ手當ハ、扶養債權ノ爲ニスル場合ヲ除キ、之ヲ差押フルコトヲ得ズ。然レドモ此ノ場合ニ於テモ、差押ハ區裁判所判事ノ許可ヲ以テスルニ非ザレバ、且又該判事ニ依リテ決定セラルル部分ニ對スルニ非ザレバ、之ヲ爲スコトヲ得ズ。

特別法中ニ包含セラルル他ノ諸制限ハ之ヲ維持ス。

第四百四十七條（裁判所執達吏ヘノ支拂）債務者ハ差押手續ノ原因タル金額及費用ノ額ヲ裁判所執達吏ニ支拂ヒテ、差押ヲ免ルルコトヲ得。裁判所執達吏ハ直チニ該金額ヲ債權者ニ交付ス。

若シ債務者ガ支拂ニ際シテ債權者ヨリ金額ヲ取戻スベキ權利ヲ留保スルトキハ、ソレニ續ク二十日以内ニ之ニ關スル訴訟ヲ提起スルコトヲ要ス。若シ之ヲ怠ルトキハ其ノ權利ヲ喪失ス。

第二節 債務者ノモトニ於ケル差押ニ付テ

第四百四十八條（態様）差押ハ裁判所執達吏之ヲ執行ス。裁判所執達吏ハ執行名義ヲ具備スルコトヲ要ス。

差押ハ祝祭日及午前七時前又ハ午後八時後ハ之ヲ執行スルコトヲ得ズ。但シ之ニ關シ區裁判所判事

ヨリ権限ヲ與ヘラルトキハ此ノ限ニ在ラズ。若シ午後八時前ニ差押ガ開始セラレタルトキハ、該時刻經過後ト雖モ完了迄ハ之ヲ續行スルコトヲ得。

第四百四十九條（裁判所執達吏ノ権限）裁判所執達吏ハ債務者ノ家宅又ハ債務者ニ所屬スル他ノ場所ニ於テ、差押ヘラルベキ物件ヲ搜索スルコトヲ得。適當ト認ムル注意ヲ以テシテハ、債務者ノ身體上ニ搜索スルモ可ナリ。

門戸若ハ祕密所若ハ受容器ヲ開キ、又ハ債務者若ハ第三者ノ抵抗ヲ克服シ、又ハ差押行爲ノ遂行ヲ妨碍スル者ヲ遠去クル必要アルトキハ、裁判所執達吏ハ直接措置ヲ講ズルカ、又ハ公權ノ助力ヲ要求スルコトヲ得。

區裁判所判事ハ裁判所執達吏ガ債務者ニ屬セザル場所ニ於テモ、特定ノ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ許可スルコトヲ得。

如何ナル場合ニ於テモ、裁判所執達吏ハ債務者ニ屬シ、第三者ガ執達吏ニ呈示スルコトヲ肯ズル物件ヲ差押ノモトニ置クコトヲ得。

第四百五十條（優先的ニ差押ヘラルベキ物件）差押ハ債權者ニ損害ナキトキハ、債務者ノ指示スル動産ニ付、先ヅ之ヲ實行スルコトヲ要ス。

如何ナル場合ニ於テモ、裁判所執達吏ハ現金及目的ノ實現確實ト認ムル信用證券ヲ先ニ選ブコトヲ要ス。

第四百五十一條（過度ナル差押ノ禁止）裁判所執達吏ハ差押ヘラレタル物件ノ價格ガ、債權者ノ満足及費用ノ支拂ニ十分ト思惟スルトキハ、執行ヲ止ムルコトヲ要ス。

差押ガ明白ニ過分ト判明スルトキハ、區裁判所判事ハ債務者ノ申立ニ基キ、且債權者ヲ審訊シテ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ、差押財産ノ一部ヲ差押ヨリ解除スルコトヲ得。

第四百五十二條（差押ノ形式）裁判所執達吏ハ自己ノ處分ノ調書中ニ差押物件一覽表ヲ作成シ、該差押物件ノ近似價格ヲ決定シ、必要ノ場合ニハ評價人ヲ立會ハシメ、且差押物件ヲ公共保管所ニ移送スルカ、又ハ保管人ニ委託シテ、其ノ物件保存ノ措置ヲ爲ス。

若シ差押ガ金錢、信用證券又ハ貴重品ニ係ルトキハ、此等ノ物件ヲ區裁判所ノ書記ニ交付ス。區裁判所判事ハ該物件保存ノ爲ニ適當ナル措置ヲ與フ。金錢ハ書記ニ依リテ郵便局ニ寄託セラル。

差押ガ未ダ收穫セラレザルカ若ハ土地ヨリ分離セラレザル果實又ハ蠶ニ係ルトキハ、裁判所執達吏ハ此等物件ノ性状品質及所在スル場所ヲ記載スルコトヲ要ス。

第四百五十三條（保管人）債權者又ハ其ノ配偶者ハ、債務者ノ同意無クシテハ之ヲ保管人ニ指名スルコトヲ得ズ。債務者其ノ配偶者又ハ債務者ト共同生活ヲ爲ス親族モ、債權者ノ同意無クシテハ保管人タルコトヲ得ズ。

保管人ノ更迭ヲ必要トスルトキハ、區裁判所判事ハ利害關係人ノ申立ニ基キ、又ハ職權ニ因リテ、適當ナル調査ヲ爲シ、決定ヲ以テ措置ヲ爲ス。

保管人ハ自己ノ任命ノ由來スル調書ニ署名ス。

第四百五十四條（保管人ノ義務、報酬）保管人ハ差押物件ガ適當ニ保存セララルル様監視スル義務ヲ有ス。其ノ目的ヲ遂行スルニ當リテハ、保管人ハ差押物件ヲ債務者ノ家ニ殘置スルカ、又ハ他ノ場所ニ移轉スルコトヲ得。或ハ又之ヲ債務者ノ家宅ノ適當ナル場所ニ閉鎖シ、以テ裁判所執達吏ヲシテ之ニ封印セシムルコトヲ得。

保管人ハ差押物件保存ノ爲ニ勤勉ナル家長ノ注意ヲ用ヒ、其レヨリ生ズル收益ノ計算ヲ爲スコトヲ要ス。

管理人ハ區裁判所判事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ、差押物件ヲ使用スルコトヲ得ズ。之ニ違背スルトキハ報酬ヲ失ヒ、損害ヲ賠償スルコトヲ要ス。

管理人ハ任命ノ時ニ於テ彼ニ同意セラレタルトキニ於テノミ、報酬ヲ受クル權利ヲ有ス。報酬ノ程度ハ區裁判所判事之ヲ決定ス。管理人ガ第四百五十三條ニ指示セラルル者ノ一人ナルトキハ、如何ナル報酬モ受クルコトヲ得ズ。

第四百五十五條（同時差押）裁判所執達吏ガ差押ノ爲出頭スルトキニ他ノ差押ガ開始セルヲ發見スルトキハ、二個ノ差押ハ併合セラル。

第四百五十六條（執行参加）裁判所執達吏ハ先行差押ニ因リ差押ヘラレタル物件ヲ差押フルコトヲ得ズ、債務者ノ他ノ財物ノ上ニ執行ヲ行フコトヲ要ス。若シ他ノ財物ヲ見出サザルトキハ、其ノ旨調

書ニ依リ確證セシム。此ノ場合及財物ガ第二債權者ノ債權ヲ満足セシムルニ不十分ナル場合ニ於テモ、第二債權者ハ第一債權者ニ依リ執行セラレタル差押ニ參與スル權利ヲ有ス。此ノ目的ノ爲第二債權者ハ第一債權者ニ對シ、執行参加ヲ欲スル旨ノ意思表示ト共ニ、裁判所執達吏ニ依リテ作成セラレタル調書ヲ通達セシム。

他ニ財産ナシトノ否定的調書ガ作成セラレタルトキハ、他ノ諸債權者ハ新ナル差押ヲ爲スコトナク、同種ノ意思表示ヲ第一債權者ニ通達シテ、該第一債權者ニ依リテ開始セラレタル執行ニ参加スルコトヲ得。

参加狀ハ書記課ニ之ヲ寄託スルコトヲ要ス。此ノ中ニハ區裁判所ノ所在スル市町村内ニ於ケル住所ノ表示又ハ選定ヲ包含スルコトヲ要ス。之無キトキハ参加人ニ通達スル必要アルベキ文書ハ、書記課ノモトニ於テ通達セラル。

第四百五十七條（第一債權者ノ權能）前條ノ規定ニ則リ参加ノ意思表示ノ通達ヲ受ケタル第一債權者ハ、諸参加人ニ債務者ノ他ノ財物ノ存在スルコトヲ、其ノ財物ノ性状及所在ヲ指示シテ通達スル權能ヲ有ス。此ノ通達ヲ遂行シタル後、第一債權者ガ配當裁判ニ於テ前記財物ノ存在ヲ證明スルトキハ、當該配當ニ於テ優先的位置ヲ占ムル權利ヲ有ス。

第四百五十八條（参加セザル債權者ノ權利）執行名義ヲ具備セザルカ、又ハ假令之ヲ具備スルモ第四百五十六條ノ規定ニ則リ執行ニ参加セザリシ債權者ハ、賣却ガ實行セララルトキハ、區裁判所判事

ニ執行債權者及參加債權者ノ權利ヲ満足セシメタル後剩餘トナレル代價ノ部分ノ振當ヲ申請スルコトヲ得。

振當ハ申請ヲ以テ之ヲ要求シ、區裁判所判事ハ債務者ヲ審訊又ハ召喚シテ之ガ措置ヲ爲ス。

第四百五十九條（先取特權附債權者ノ參加）第四百五十六條及第四百五十七條ノ規定ハ、差押ヘラルル物件ノ上ニ先取特權ヲ有スル債權者ニハ之ヲ適用セズ。該債權者ハ如何ナル場合ニ於テモ、且第四百七十三條ニ規定スル開延ニ至ル迄ハ、執行ニ參加スルコトヲ得。參加ハ差押ヲ施行セシメタル債權者ニ通達セラルル文書ニ依リテ提起セラル。

第四百六十條（差押ノ有効期間）差押ハ其ノ遂行ヨリ九十日ノ期間内ニ、第四百六十一條ノ規定ニ則ル賣却又ハ振當ガ請求セラレザルトキハ無効トナル。新ナル差押ヲ爲サントスル債權者ハ、督促狀ノ通達ヲ繰返スコトヲ要ス。

若シ抗議アルトキハ、期間ハ該抗議ニ對シ裁決スル判決ノ確定後其ノ進行ヲ開始ス。

第四百六十一條（差押物件ノ振當及賣却）差押ヲ實行シタルトキハ、差押ヲ爲シタル債權者及參加セラル諸債權者ハ、區裁判所判事ニ金錢信用證券及取引所又ハ市場ノ相場表ニ依リテ其ノ價格ガ決定セラルル他ノ諸物件ノ振當ヲ請求スルコトヲ得。第四百七十一條第四百七十二條及第四百七十三條ノ規定ハ之ヲ準用ス。

他ノ差押諸物件ニ付テハ、區裁判所判事ハ前項ニ指示セラルル者ノ一人ノ口頭ノ場合ヲモ含ム申立

ニ基キ、差押調書ノ下方ニ記載スル決定ヲ以テ賣却ヲ命ズ。

第四百六十二條（公示競賣）賣却ハ通常公示競賣ニ依リテ之ヲ行フ。區裁判所判事ハ競賣ヲ命ズル措置中ニ、競賣ノ實行セラルベキ期日及場所ヲ決定シ、且競賣ノ實行ヲ裁判所書記若ハ執達吏又ハ其ノ目的ノ爲司法大臣ニ依リテ許可セラレタル各種機關ニ委嘱ス。

同一ノ措置中ニ區裁判所判事ハ公衆ニ競賣ヲ了知セシムルニ最モ適當ト思惟スル公示方法ヲ定ム。如何ナル場合ニ於テモ、區裁判所ノ門ニハ競賣ノ場所、施行期日、任ニ當ル者及競賣ノ對象ヲ構成スル物件ヲ指示スル報知ヲ揭示スルコトヲ要ス。

競賣ニ關スル措置ハ債務者及保管人ニ之ヲ通達ス。

第四百六十三條（賣却ノ場所ヘノ物件ノ移轉）競賣ノ任ニ當ル者ハ差押物件ヲ競賣ノ爲定メラレタル場所ニ移轉セシメ、最小限度一日間公衆ニ之ヲ展示スル様措置ヲ爲スコトヲ要ス。困難ニ遭遇スルトキハ、公權ノ關與ヲ要求スルコトヲ得。

第四百六十四條（賣却ノ延期）賣却ガ定メラレタル期日ニ於テ完了シ得ザルトキハ、祝祭日ニ當ラザル其ノ翌日ニ之ヲ繼續ス。競賣事務ヲ取扱フ裁判所執達吏ハ、口頭ヲ以テ其ノ旨ヲ公衆ニ知ラシム。

第四百六十五條（賣却ノ代價）若シ賣却セラルベキ物件ガ取引所又ハ市場ノ價格ヲ有スルトキハ、基礎價格ハ相場表中ニ表示セラレタル最低價格ニ依リテ之ヲ決定ス。

其ノ他ノ場合ハ如何ナル場合ニ於テモ、區裁判所判事ハ必要アルトキハ其ノ任命スル評價人ノ勞務ヲ利用シテ、競賣開始價格ヲ決定シ、或ハ事情ニ依リ適當ト認ムルトキハ、最低價格ヲ決定スルコトナ、ク最高競買價格申出人ヘノ賣却ヲ許可ス。

競買申出人無キ爲差押物件ガ規定價格ニテ賣却セラレザリシトキハ、如何ナル價格ノ賣却タリトモ常ニ之ヲ命ズルコトヲ要ス。但シ債權者ガ差押物件ヲ上記値段ニ相當スル價格ノ支拂ニテ、自己ニ振當テラルベキ旨ヲ要求スルトキハ此ノ限ニ在ラズ。此ノ場合ニ於テハ、振當ハ區裁判所判事ガ不服ノ申立ヲ許サザル決定ヲ以テ之ヲ行フ。

若シ配當ニ與ル權利ヲ有スル他ノ債權者アルトキハ、區裁判所判事ハ振當ヲ規定スルニ當リ、第四百七十條ノ規定ニ則ル價格ノ全部又ハ一部ノ供託ヲ命ズ。

第四百六十六條(私的取極ニ依ル賣却)差押物件ノ性質ニ因リ、又ハ他ノ事情ニ因リ、競賣ニ依ル賣却ヲ適當ト思惟セザルトキハ、區裁判所判事ハ第四百六十一條第一項ニ指示セラルル者ノ一人ノ申立ニ基キ、債務者ヲ審訊シテ、賣却ヲ該判事ノ定ムル期間内ニ、私的取極ニテ行フ様命ズルコトヲ得。私的取極ニ依ル賣却ハ、公證人又ハ其ノ目的ノ爲司法大臣ニ依リテ許可セラレタル委託販賣業者ニ之ヲ委囑ス。

第四百六十二條第二項第三項及第四百六十五條ノ諸規定ハ之ヲ準用ス。

賣却ノ任ニ當ル者ハ、差押物件ヲ第四百六十三條ノ規定ニ依リ、同人ニ依リテ定メラルル場所ニ移

轉セシムベキ措置ヲ爲ス。

第四百六十七條(調書)賣却ニ當ルベキ者ハ、遂行セシ諸處分ノ調書ヲ作成シ、且之ヲ區裁判所書記課ニ寄託ス。

第四百六十八條(代價ノ支拂)私的取極ニ依ル賣却モ、競賣ニ依ル賣却モ、何レモ現金ヲ以テ之ヲ行フ。

第四百六十九條(賣却ノ效力)賣却ノ效力ハ買主ニ對シテハ、執行行爲ノ無効ニ因リテ害セラルルコトナシ。但シ買主ガ惡意ノ場合ハ之ヲ除ク。

第四百七十條(代價ノ供託)賣却ニ因リ得タル金額ハ、即時區裁判所書記ニ交付セラレ、書記ハ之ヲ郵便局ニ供託ス。

第四百七十一條(諸債權者ノ協定ニ基ク金額ノ振當)若シ執行ガ唯一人ニ關スルトキハ、區裁判所判事ハ債務者ヲ審訊シ、決定ヲ以テ諸費用元本及利息ニ關スル債權ニ相應スル額迄、得タル金額ヲ債權者ノ爲ニ振當ツベキ旨ヲ命ズルカ、又ハ判決ガ第二百九十九條第三項ノ規定ニ則リ、假執行ヲ爲シ得ベキトキハ、判決ニ依リテ定メラルル形式ノ供託ヲ命ズ。

同一ノ規定ハ執行ニ參加スル債權者多數ナルガ爲、債權者間ニ於テ協定セラレタル立案ニ從ヒ、單一ノ申請ヲ以テ金額ノ分配ヲ求ムル場合ニ之ヲ準用ス。

第四百七十二條(債權者ノ招致)若シ協定ニ至ラザルトキハ、參加セル債權者ノ各自ハ申請ヲ以テ、

區裁判所判事ニ總テノ債權者ヲ其ノ面前ニ出頭セシムベキコトヲ命ズル様要求スルコトヲ得。
區裁判所判事ハ出頭期日ヲ確定シ、書記課ノ報知ヲ以テ、參加ノ請求書ヲ寄託セシ諸債權者及債務者ヲ招致ス。

第四百七十三條 (金額ノ配當、異議) 所定ノ期日ニ於テ區裁判所判事ハ出頭セル當事者ヲ審訊シ、存スルコトアルベキ優先權ヲ考慮シテ、執行參加ノ諸債權者間ニ於ケル金額ノ配當狀態ヲ形成シ、且債權者ノ各自ニ其ノ歸屬スベキ金額ニ對スル支拂委任狀ノ提出、又ハ第二百九十九條第三項ノ規定ニ則リ、假執行ヲ爲シ得ベシト宣言セラレタル判決ニ基キ行動スル債權者ニ歸屬スル金額ノ供託ヲ命ズ。

出頭セザル債權者ハ區裁判所判事ノ裁定ニ委ネタルモノト看做ス。然レドモ若シ此等債權者ニ對スル報知ノ通達ガ正規的ニ爲サレタリトハ觀ゼラレズ、且該債權者ガ招致ヲ認知セザリシモノト疑フベキ理由アルトキハ、區裁判所判事ハ報知ノ更新ヲ命ジ、出頭ヲ十日以内ノ日數延期スルコトヲ得。若シ債權者一ガ爭ハルルカ、又ハ先取特權ノ存在ガ攻撃セラレルトキハ、區裁判所判事ガ個々ノ係争債權ノ全體又ハ性質ニ關シテ管轄權ヲ有セザルトキハ、當事者ヲ地方裁判所ニ移送シ、第一卷ニ定ムル方式ニテ爲サルベキ立入ノ爲ノ期間ヲ確定ス。若シ確定期間内ニ異議ノ申立ヲ爲シタル當事者ガ立入ラザルトキハ、異議ハ其ノ效力ヲ喪失シタルモノト看做サル。又異議ヲ提起セラレタル當事者ガ立入ラザルトキハ、該異議ハ認諾セラレタルモノト看做サル。

若シ異議アルモ金額ノ部分的振當ニ支障ヲ及ボサザルトキハ、區裁判所判事ハ其ノ措置ヲ爲ス。

第四百七十四條 (債務者ヘノ剩餘ノ振當) 若シ執行ヨリ生ズル金額ガ、債權者ニ對スル支拂ヲ以テ全部ヲ消費シ盡サレザルトキハ、剩餘ハ之ヲ債務者ニ振當ツ。

第三節 第三者ノモトニ於ケル差押ニ付テ

第四百七十五條 (召喚) 第三者ヨリ債務者ニ支拂ノ義務アル物件若ハ金額、又ハ第三者ガ占有スル物件若ハ金額ノ差押ヲ爲サントスル債權者ハ、第四百四十九條ノ規定ヲ適用シ得ザルトキハ、第三者ガ住所ヲ有スル場所ノ區裁判所判事ノ面前ニ、第三者及債務者ヲ召喚スルコトヲ要ス。召喚狀ノ記載事項左ノ如シ。

- 一 執行原因タル債權、執行名義及督促狀ノ明示
- 二 第三者ニ依リテ負ハルル物件又ハ金額ノ少クトモ概略的ナル表示、裁判所ノ命令ニ依ルニ非ザレバ處分スベカラザル旨ノ申入
- 三 區裁判所ノ所在スル市町村ニ於ケル住所ノ表示又ハ選定

第四百七十六條 (召喚ノ效力) 召喚狀通達ノ日ヨリ、第三者ハ彼ノ負フ物件又ハ金額ニ對シテ、法律ニ依リテ受寄者及裁判寄託ノ受寄者ニ課セラルル總テノ義務ヲ課セラル。

第四百七十七條 (第三者ノ陳述) 第三者ハ出頭ノ爲ニ定メラレタル期日ニ於テ、如何ナル物件又ハ金額ノ債務者又ハ占有者ナルカ、及何時支拂又ハ引渡ハ實行スルコトヲ要スルカニ付陳述スルコトヲ

要ス。陳述ハ特別代理人ヲ通ズルモ可ナリ。

第三者ハ同ジク彼ノモトニ於テ先ニ行ハレタル如何ナル差押又ハ法律寄託ヲモ、其ノ要件ヲ指示シテ陳述スルコトヲ要ス。差押ノ場合ニ於テハ、二個ノ裁判ハ併合セラレ、第二債權者ハ第四百五十六條及第四百五十八條ニ定メラルル條件ノ存スルトキハ、振當ニ參加スルコトヲ得。若シ併合ガ可能ナラザルトキハ、第二債權者ハ分配ニ參加スル爲、前ノ執行ニ參加スルコトヲ得。法律寄託ノ場合ニ於テハ、差押ヲ行ヒタル債權者ハ其ノ旨ヲ法律寄託ノ寄託者ニ了知セシムルコトヲ要ス。第三者ハ更ニ何等カノ讓渡ガ自己ニ通達セラレタルカ、又其レニ自己ノ受諾ヲ與ヘタルカ否カニ付キテモ言明スルコトヲ要ス。此ノ場合ニ於テ、債權者ガ讓渡ヲ攻撃セントスルトキハ、訴訟ニ讓受人ヲ召喚スルコトヲ要ス。

第四百七十八條（非陳述）若シ第三者ガ出頭セザルトキハ、第二百七十七條ノ規定ヲ準用ス。

若シ第三者ガ出頭スルモ陳述ヲ拒ムトキハ、動産ノ所持者又ハ金額ノ債務者ト看做サレ、區裁判所判事ハ第三者ニ其ノ動産ノ交付又ハ金額ノ支拂ノ責アルモノト判決ス。

第四百七十九條（陳述ニ對スル論争）第三者ノ陳述ニ對シテ異議ノ起ルトキニ、區裁判所判事が管轄權ヲ有セザルトキハ、當事者ヲ地方裁判所ノ前ニ移送ス。

若シ異議ガ單ニ差押物件又ハ金額ノ一部分ニ關スルトキハ、區裁判所判事ハ異議ヲ唱ヘラレザリシ部分ニ付、次條ノ諸規定ニ從ヒテ措置ヲ爲ス。

第四百八十條（差押物件ノ振當及賣却）第三者ノ陳述ヨリシテ、第三者ガ差押物件又ハ金額ノ債務者又ハ占有者ナルコトガ判明スルトキハ、區裁判所判事ハ第四百六十一條及同條以下ノ規定ニ則リ、差押物件ノ差押債權者ヘノ振當又ハ該物件ノ賣却ヲ命ズ。

債權者ハ目的物ノ強制取立ノ場合ヲ除キ、常ニ其ノ債務者ノ債權ノ振當ヲ請求スル權利ヲ有ス。若シ此等ノ債權ガ直チニ要求シ得ベカラザルトキハ、其ノ現在ノ價格ハ必要ノ場合、鑑定人ノ意見ヲ聽キタル後、區裁判所判事之ヲ決定ス。

第四百八十一條（他ノ債權者ノ參加）第四百五十六條及第四百五十八條ニ定メラルル條件ノ下ニ於ケル他ノ諸債權者ノ參加ハ之ヲ許可ス。

第四百八十二條（罰則）眞正ナラザル陳述ヲ爲ス第三者ニハ、二千「リール」以下ノ罰金ヲ課ス。

第四節 抗議ニ付テ

第四百八十三條（債務者ノ抗議）區裁判所判事ハ價格ガ如何ナルモノニセヨ、執行中債務者ノ提起スル總テノ異議ヲ審理スル權限ヲ有ス。

第四百八十四條（分離ノ請求）第三者ガ差押物件ノ上ニ所有權又ハ他ノ物權ヲ有スト主張シテ、其ノ物件ノ分離ヲ請求スルニハ、債權者及債務者ニ對シテ、區裁判所判事ノ面前ニ其ノ請求ヲ提起ス。區裁判所判事ハ申立事由ノ概略ヲ調査シテ、執行ヲ停止スベキカ否カニ付措置ヲ爲ス。

執行ノ停止ハ費用及損害ニ對スル保證ノ設定ヲ條件トスルコトヲ要ス。但シ第三者ガ明白ニ支拂能カアル場合ハ之ヲ除ク。

賣却ガ既ニ實行セラレタルトキハ、第三者バ代價ノ分離請求ヲ提起スルコトヲ得。請求ニ對シテハ區裁判所判事ハ第四百七十三條ノ規定ニ則リ、配當ノ席ニ於テ措置ヲ行フ。

第四百八十五條（價格ノ決定）前條ニ規定スル諸措置ヲ發シタル後、區裁判所判事ハ不服ヲ述ベラレタル物件ノ價格ガ自己ノ權限ノ限界ヲ超エザルトキハ、請求ノ當否ニ對シテ裁決ス。若シ限界ヲ超ユルトキハ、當事者ヲ地方裁判所ニ移送ス。

價格ハ差押ノ調書ノ表示ニ依リテ決定セララル。若シ此ノ價格ガ裁判手續開始ニ當リテ爭ハルルトキハ、區裁判所判事ハ必要ノ場合、情報ノ爲評價人ノ勞務ヲ利用シテ概略價格ヲ決定ス。

第四百八十六條（證人ニ依ル舉證）分離申立人ハ債務者ノ住宅又ハ營業所ニ於テ差押ヘラレタル物件上ノ自己ノ權利ヲ、證人ヲ以テ證明スルコトヲ得ズ。但シ當該權利ガ自己又ハ債務者ニ依リテ行使セララル職業又ハ商業ニ因リテ、尤モラシク觀ゼララルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第四百八十七條（配偶者ノ提起スル分離ノ請求）分離ハ嫁資財産ガ問題トナレル場合ヲ除キ、債務者ト共同生活ヲナス配偶者ガ之ヲ提起スルコトヲ得ズ。

第四百八十八條（賣却停止ガ禁ゼララルル場合）如何ナル場合ニ於テモ、差押ガ損傷シ易キ物又ハ保存ニ堪エザル果實ノ上ニ係ルトキハ、賣却ノ停止ヲ命ズルコトヲ得ズ。然レドモ區裁判所判事ハ代價ノ振當ヲ停止スルコトヲ得。

第三章 不動産ニ對スル強制執行ニ付テ

第一節 債務者ニ對スル執行ニ付テ

第一款 差押ニ付テ

第四百八十九條（態様）不動産ニ對スル強制執行ハ差押ヲ以テ之ヲ開始ス。

不動産ノ差押ハ、財物及其ノ附屬物ヲ處分セザル様命令スル文書ノ債務者ニ對スル通達ニ於テ成立ス。文書中ニハ民法第九百七十九條ノ要求スル表示ト共ニ、執行ヲ完遂セントスル不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ正確ニ個別化スルコトヲ要ス。

通達ヨリ二十四時間以内ニ、裁判所執達吏ハ受領通知附書留郵便ニ依リテ、該吏ノ相違ナシト檢認スル前記文書ノ謄本及謄記ヲ求ムル注意書ヲ、所轄抵當役場ニ交付又ハ送付ス。

抵當役場ハ差押ノ謄記ヲ留意實行ス。

第四百九十條（判事ノ指名）差押ヲ實行シタル裁判所執達吏ハ、不動産ノ所在スル場所ノ地方裁判所書記課ニ前記文書ノ謄本ヲ寄託スルコトヲ要ス。若シ不動産ガ異ナル地方裁判所ノ管區内ノ場所ニ

在ルトキハ、寄託ハ國家ニ對スル直接税ノ總額ヲ考慮シテ、該不動産ノ大部分ノ存在スル場所ニ裁判管轄ヲ有スル地方裁判所書記課ニ於テ之ヲ爲ス。

裁判所書記ハ法廷簿冊調製ノ措置ヲ爲シ、以テ之ヲ地方裁判所長ニ提出ス。所長ハ差押狀ノ下方ニ記載スル決定ヲ以テ執行判事ヲ指名ス。

執行判事ニハ抗議ノ裁判及其ノ他總テノ執行手續ニ關聯スル爭ガ歸屬ス。

第四百九十一條（共有財産ノ差押）共有財産ノ差押ニ關シテハ、第四百四十五條ノ規定ヲ準用ス。但シ區裁判所判事ニ代フルニ執行判事ヲ以テス。

第四百九十二條（抵當債權者ノ執行）抵當債權者ハ抵當不動産ガ不十分ナルトキニ非ザレバ、抵當ニ置カレザル不動産ノ差押ヲ自己ノ爲ニ爲スコトヲ得ズ。

第四百九十三條（騰記ノ效力）差押騰記ノ日以後ハ、債務者ハ財産並ニ用途ノ不動産及果實ヲ含ム總テノ附屬物ノ法律寄託受寄者トナル。

執行判事ハ債權者ノ申請ニ基キ適當ト認ムルトキハ、債務者及登録債權者ヲ審訊シタル後、債務者以外ノ法律寄託受寄者ヲ任命シ、且不動産管理ニ關スル規則ヲ定ムルコトヲ得。判事ノ決定ニ對シテハ不服申立ハ許容セラレズ。

第四百九十四條（法律寄託受寄者ノ義務）債務者又ハ前條ノ規定ニ則リテ指名セラレタル法律寄託受寄者ハ、判事ノ許可ヲ以テスルニ非ザレバ、財産ヲ貸貸ニ置クコトヲ得ズ。同人ニハ第五百十條ノ

規定ヲ準用スルコトヲ得。又積極財産ハ執行ニ因リテ取得セラレタル代價ト共ニ之ヲ分配ス。

第四百九十五條（騰記ナキ讓渡及登記ナキ抵當ノ無効）差押騰記ノ日以後ハ、無騰記ノ讓渡及無登記ノ抵當ハ、既ニ開始セラレタル執行手續ヲ害フベキ效力ヲ有セズ。

第四百九十六條（騰記ノ抹消）不動産差押ニハ第四百六十條ノ規定ヲ準用ス。然レドモ有効期間ハ之ヲ百八十日トス。

差押ガ期間經過ノ爲無効トナリタルトキハ、債務者ハ申請ヲ以テ騰記ノ抹消ヲ要求スルコトヲ得。判事ハ債權者ヲ審訊シテ、決定ヲ以テ措置ヲ爲ス。

前項ニ豫見セラルル場合ノ外、判事ハ債務者及債權者ガ一致シテ要求スルトキハ、決定ヲ以テ騰記ノ抹消ヲ命ズ。

決定ノ提出ヲ俟チテ抵當保管人ハ騰記抹消ノ措置ヲ爲ス。

抹消ハ騰記後百八十日ヲ經過スル以前ニ、他ノ債權者ガ不動産差押手續ヲ爲シテ賣却ノ申立ヲ提起シタルトキハ、之ヲ命ズルコトヲ得ズ。此ノ場合ニ於テハ、騰記ノ效力ハ執行ニ參加スル總テノ債權者ニ對シ、最初ノ差押騰記ノ日附ヨリ實現セラル。

第二款 賣却ニ付テ

第四百九十七條（賣却ノ請求）差押ノ騰記後十五日ヲ經過スルトキハ、債權者ハ執行判事ニ對スル申請ヲ以テ、不動産ノ賣却ヲ要求スルコトヲ得。

上記ノ申請ハ賣却條件ニ付其ノ意見ヲ地方裁判所ニ了知セシメント要請シテ、債務者、抵當債權者及申立人以前ニ差押ヲ騰記シタル債權者ニ之ヲ通達ス。

通達ガ行ハレタルトキハ、申請書ハ執行名義、督促狀及差押狀、土地臺帳又ハ納稅調査簿ノ抄本、執行不動産ニ關スル登記及騰記ノ證明書、及國家ニ對スル直接稅額ヲ證據立ツベキ證明書ト共ニ、之ヲ地方裁判所書記課ニ寄託ス。

第四百九十八條（賣却ノ命令）前條ニ規定スル寄託後五日ヲ經過スルトキハ、判事ハ必要ト思惟スル場合ニハ、債務者並ニ登記及騰記證明書中ニ包含セラルル諸債權者ノ或ル者ヲ審訊シテ、命令ヲ以テ公競賣ニ依ル賣却ヲ命ズ。

第四百九十九條（命令ノ内容）命令ニハ不動産ノ記載ヲ包含シ、且左ノ事項ヲ決定スルコトヲ要ス。

- 一 不動産ヲ一筆又ハ數筆ニテ賣却スベキヤ否
 - 二 次條ノ規定ニ從フ基礎競賣價格
 - 三 競賣期日
 - 四 競買申出人ノ供託スベキ保證ノ額
 - 五 申出ニ於ケル増額ノ最小限度
 - 六 代金ノ供託セラルベキ期間、該期間ハ終局的競落付與後六十日ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第五百條（競賣ノ開始價格）競賣ノ開始價格ハ、若シ債務者ガ完全ナル所有權ヲ有スル物ニ關スルト

キハ、國家ニ對スル直接稅ノ百倍ニ定メラレ、又若シ用益權若ハ虛有權若ハ準所有權ノ賣却ガ命ゼラルルトキハ、直接稅ノ五十倍ニ定メラレ、本來所有權ヲ賣却スベキトキハ、民法第千五百六十四條ニ定ムル規定ニ從ヒ、一ケ年ノ地代ニ相當スル元本ノ十分ノ六ニ定メラル。

然レドモ判事ハ前項ノ規定ニ依リテ定メラレタル價格ガ不適當ナリト認ムルトキハ、ソレヨリ更ニ大ナル價格ヲ決定スルコトヲ得。若シ判事が不可做ト信ズルトキハ、其ノ選定スル鑑定人ヲシテ賣價ヲ決定セシムルコトヲ得。

若シ不動産ガ國家ニ對スル直接稅ヲ負擔セザルトキハ、競賣開始價格ハ當事者ノ供スル諸資料ヲ基礎トシ、又ハ判事ノ選定スル鑑定人ヲ通ジテ、判事之ヲ決定ス。

若シ收用ガ不動産ノ共有部分ニ關スルトキハ、價格ハ債務者ニ歸屬スル持分ノ共有物全體ニ對スル割合ニ應ズル總體價格ノ分數ニ依リテ決定セラレ。

第五百一條（命令ノ通達及公示）賣却ノ命令ハ申立債務者ノ注意ヲ以テ、少クトモ競賣ノ爲確定セラレタル期日ノ十日以前ニ、登記債權者及他ノ差押ヲ騰記シタル債權者ニ之ヲ通達ス。通達ハ代價ノ分配ニ參加スベキ旨ノ催告ノ效力ヲ有ス。

命令ハ更ニ差押騰記ノ縁ニ之ヲ附記シ、官報ニ公告シ、且少クトモ賣却ノ十五日前地方裁判所ノ門ニ揭示スルコトヲ要ス。

判事ハ同一ノ命令中ニ、自己ノ適當ト認ムル他ノ公示方法ヲ規定スルコトヲ得。

第五百二條 (競賣) 競賣ハ開廷ノ廣間ニ於テ、處女蠟燭法ニテ判事ノ面前ニ於テ之ヲ行フ。

賣却命令中ニ定メラレタル保證ヲ提供シタル者ガ、申出ヲ爲スコトヲ許可セラル。

申出ハ自身又ハ特別ノ委任狀ヲ具備スル代理人ヲ通ジテ之ヲ爲スコトヲ要ス。法定代理人ハ指名セ

ラルベキ者(即本人)ノ爲ニ申出ヲ爲スコトヲ得。

債務者ノ側ヨリノ申出ハ之ヲ許サズ。

不動産ハ最高申出ヲ爲ス者ニ競落付與セラル。

第五百三條 (指名セラルベキ者ノ爲ニスル競落付與) 指名セラルベキ者ノ爲ニ競落付與人トナリタル

法定代理人ハ、競賣ヨリ三日以内ニ、自己ガ代ツテ申出ヲ爲シタル者(本人)ノ姓名ヲ書記課ニ申告ス

ルコトヲ要ス。代理人ハ自己ノ名義ニ於テ不動産ヲ取得スル意ナルコトヲ申告スルコトヲ得。申告

ヲ怠ルトキハ、競落付與ハ無効トナリ、保證ハ失ハル。

代理人ハ第五百七條第二項ノ規定ニ則リ、代價ノ差額ヲ自ラ補填スル責ニ任ズ。

第五百四條 (増額ノ申出) 競賣ニ續ク五日以内ニ、少クトモ競落付與價格ヨリ二割増ノ價格ニテ取得

スベキ申出ヲ、判事ニ提出スルコトヲ得。

該申出ハ豫メ競落付與人ニ之ヲ通達シ、且其ノ申出ト共ニ申出價格ノ二割ニ相當スル保證ノ供託ヲ

伴フコトヲ要ス。

判事ハ前項ニ指示スル遵守事項ヲ遂行シタルヤ否ヤヲ確メ、自己ノ面前ニ競落付與人及増額申出ヲ

爲シタル者ヲ招致シ、此等ノ者ノ間ニ糺合ヲ指示シ、終局的ニ最高價格申出人ニ不動産ノ競落付與ヲ宣告ス。

代價ハ賣却命令中ニ定ムル期間内ニ之ヲ供託スルコトヲ要ス。但シ判事ガ二十日ヲ超エザル期間延

期セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第五百五條 (代價ノ供託) 競落人ハ賣却命令中ニ確定セラレタル期間内ニ、裁判上ノ寄託ノ爲ニ定メ

ラル形式ニ依ルカ、又ハ判事ノ指定スル與信機關ニ代金ノ拂込ヲ爲シ、且完了セシ拂込ヲ證明ス

ル證書ヲ書記課ニ寄託スルコトヲ要ス。

若シ不動産ガ抵當債權者ニ競落付與セラレタルトキハ、判事ハ諸費用ニ必要ナルカ又ハ第三者ニ歸

屬スル代價ノ一部ニ、其ノ拂込ヲ制限スルコトヲ得。

判事ハ又代價ノ全部又ハ一部ガ振當テラルベキ諸抵當債權者ガ同意スルトキハ、拂込ノ義務ヲ免除

又ハ制限スルコトヲ得。

第五百六條 (不動産ノ移轉) 代價ノ供託ガ行ハレタルトキハ、判事ハ抗告ヲ許サザル決定ヲ以テ、競

落人ニ賣却命令中ニ記載セラレタル物ヲ移轉シ、抵當役場ニ抵當登記及差押騰記ノ抹消ヲ命ズ。但

シ前條末項ノ規定ニ則リ、供託ヲ拋棄シタル債權者ニ屬スル抵當ハ之ヲ除ク。

決定ハ騰記ノ爲ノ名義ニシテ、不動産明渡ノ爲ノ執行名義トシテモ效力ヲ有ス。

競落人ハ被收用債務者ニ屬スル諸權利ヲ取得ス。

第五百七條（代價ノ非供託）若シ代價ガ所定期間内ニ供託セラレザルトキハ、競落人ハ保證ヲ喪失シ、判事ハ職權ニ因リテモ新競賣ヲ爲スベキ旨ヲ命ズ。決定ハ第五百一條第二項ニ定ムル形式ニテ公示且揭示セラル。決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

代價ノ供託ヲ履行セザル競落人ノ提供シタル保證額ハ、費用ヲ控除シタル後、新競賣ニ於テ得タル代價ト共ニ之ヲ分配シ、且新競賣ノ代價ガ前競賣ノ代價ヨリモ少キトキハ、不履行競落人ハ債權ヲ満足セシメラレザル債權者ノ爲、差額ノ支拂ヲモ命ゼラル。

第五百八條（第二競賣）競賣ニ依ル賣却ガ申出無キ爲ニ行ハレズ、且次條ノ規定ニ則ル不動産ノ裁判上ノ管理ガ規定セラレザルトキハ、判事ハ關係債權者及債務者ヲ審訊シ、前ノ競賣ヨリハ少クトモ二割減ノ程度ニ於テ、判事ノ決定スル基礎價格ニ基キテ、次ノ競賣ヲ行フベキコトヲ命ズ。第二競賣ニ付テハ前諸條ノ規定ヲ準用ス。

第三款 裁判上ノ管理ニ付テ

第五百九條（管理人ノ任命）競賣手續ヲ爲ス債權者及不動産差押ヲ實行シタル他ノ總テノ債權者ハ、第二競賣ノ代リニ判事ガ三年ヲ超エザル期間ノ間、不動産ノ裁判上ノ管理ヲ命ズル様要求スルコトヲ得。

判事ハ他ノ差押債權者、登記債權者及債務者ヲ審訊シタル後、不服ノ申立ヲ許サザル決定ヲ以テ措置ヲ爲シ、不動産ノ管理ヲ債務者自身、又ハ一人若ハ數人ノ債權者、又ハ司法大臣ニ依リ不動産ノ

管理ヲ引受クベキコトヲ許可セラレタル機關ニ之ヲ委囑ス。

如何ナル時期ニ於テモ、判事ハ關係債權者ノ一人ノ申立ニ基キ、且他ノ債權者ヲ審訊シテ、裁判上ノ管理ノ停止ト新競賣ノ實施ヲ命ズルコトヲ得。新競賣ノ實施ハ如何ナル場合ニ於テモ、裁判上ノ管理三年後ニハ之ヲ命ズルコトヲ要ス。

第五百十條（管理人ノ義務及判事ノ權限）管理人ハ判事ガ異ル期間ヲ定メタル場合ヲ除キ、三ヶ月毎ニ自己ノ管理ノ計算書ヲ提出シ、且其ノ收納セル純收益ヲ裁判上ノ寄託ノ爲ニ定メラルル方法ニ依リ、又ハ判事ノ指定スル機關ニ之ヲ供託スルコトヲ要ス。

管理ノ終期ニ當リテハ、管理人ハ執行ニ利害關係ヲ有スル諸債權者ノ調査ノ下ニ置カルベキ最終會計報告書ヲ判事ニ提出ス。

判事ハ何時ニテモ、管理人ヲ免職及更迭スルコトヲ得。

第五百十一條（收益ノ振當）裁判上ノ管理進行中ニ判事ガ適當ト認ムルトキハ、供託セラレタル收益ハ第五百十四條ニ定ムル順列ニ依リ、關係債權者ニ之ヲ振當ツ。

第五百十二條（私的取極ニ依ル賣却）裁判上ノ管理期間中ニハ、私的取極ニ依ル不動産取得ノ爲ノ申出ヲ判事ニ提出スルコトヲ得。上記ノ申出ハ申出價格ノ十分ノ一ニ等シキ保證ノ供託ヲ伴フコトヲ要ス。

判事ハ關係債權者及債務者ヲ審訊シテ、不服ノ申立ヲ許サザル措置ヲ以テ申出ヲ採用又ハ却下ス。

若シ申出ガ競賣ノ基礎價格以下ノ申出ナルトキニ、分配ニ際シテ自己ノ債權ノ満足ヲ得ザルガ如キ諸債權者ノ一人ガソレニ反對スルトキハ、該申出ハ之ヲ採用スルコトヲ得ズ。

第五百十三條 (代價ノ供託) 若シ申出ガ採用セラルルトキハ、競賣申出人ハ前條ニ指示スル措置ノ通達後十五日ノ期間内ニ、裁判上ノ寄託ノ爲ニ定メラルル方法ニ依ルカ、又ハ判事ノ指定スル機關ニ代價ヲ供託スル義務ヲ有ス。

供託ガ實行セラレタル後、判事ハ第五百六條ノ規定ニ則リ、不動産移轉ノ措置ヲ發シ、以テ裁判上ノ管理ハ終了ス。

若シ申出人ガ代價ヲ本條第一項ニ指示スル期間内ニ供託セザルトキハ保證ヲ喪失ス。

第四款 配當段階ニ付テ

第五百十四條 (段階ノ順序) 代價ノ分配ハ左ノ順序ニ依リテ之ヲ行フ。

一 法律ノ定ムル順序ニ從フ先取特權附債權者及抵當債權者

二 賣却前ニ賣却物ノ上ニ差押ヲ執行シタル他ノ債權者、此等ノ債權者ハ代價中ノ剩餘部分ニ對シ按分的ニ競合ス。但シ動産ノ上ニ一般的先取特權ヲ有スル者ニ所屬スル優先ハ之ヲ保存ス。

代價中ノ剩餘部分ハ分配申立ヲ爲シタル他ノ諸債權者ニ分配セラル。但シ此ノ場合ニ於テモ、前項ニ規定スル優先權ハ之ヲ保存ス。

各債權者ノ債權ヲ決定スルニ際シテハ、元本及支拂委任狀ノ提出ヲ命ゼラルル期日迄ニ満期トナリ

タル利息ヲ計算ス。

第五百十五條 (參加ノ請求) 債權者ハ代價ノ分配ニ參加スル爲、代價ノ供託ニ付賣却命令中ニ定メラレタル期間内ニ、自己ノ債權ヲ基礎付クル文書及記録ト共ニ、其ノ請求狀ヲ書記課ニ寄託スルコトヲ要ス。之ヲ怠ルトキハ分配ニ參加スル權利ヲ喪失ス。該請求中ニハ地方裁判所ノ所在スル市町村内ニ、住所ヲ表示又ハ選定スルコトヲ要ス。之ヲ缺ク場合ニハ、總テノ通達及通知ハ書記課ノモトニ之ヲ行フ。

寄託セラレタル文書及記録ハ、他ノ債權者及債務者之ヲ檢閲スルコトヲ得。

第五百十六條 (判事ノ確認) 代價ノ供託ニ續ク五日以内ニ、又ハ第五百十一條ニ規定スル配當ノ機會ニ於テ、判事ハ賣却ノ命令ガ正規ニ通達セラレタルヤ否ヤヲ確認ス。若シ判事が脱漏又ハ不備ヲ發見スルトキハ、通達ノ更新ヲ命ジ、前條ニ指示スル文書及記録提出ノ爲新期間ヲ確定ス。

第五百十七條 (分配案) 通達ノ整備セルコトガ確認セラレタルトキハ、判事ハ十五日ノ期間内ニ、必要ノ場合専門鑑定人ヲ立會ハシメ、討議期日迄ノ利息及諸費用ヲ計算シテ、豫メ代價ノ分配案ヲ規定シ、且該案ヲ討議スル爲債權者ノ集合ヲ命ズ。

分配案ハ之ヲ書記課ニ寄託ス。書記ハ債權者ニ對シ分配案ニ關シテ報知ヲ爲シ、討議ノ爲ニ定メラレタル期日ヲ通知ス。

第五百十八條 (債權者ノ出頭) 出頭期日ニ諸債權者及參加セントスルトキハ債權者モ、總テノ存スル

コトアルベキ異議ヲ提起スルコトヲ要ス。之ヲ提起セザルトキハ異議ノ權ヲ失フ。

第五百十九條 (分配案ノ承認) 若シ異議アラザルトキ、又ハ異議ガ合意ノ上解決セラルトキハ、判事ハ不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ、分配案ハ承認セラレタル變更ト共ニ執行力アルコトヲ宣言シ、各債權者ニ對シ其ノ歸屬スル金額配當ノ爲メ支拂委任狀ノ提出ヲ命ズ。

若シ執行ガ第二百九十九條第三項ノ規定ニ則リ、假執行力ヲ宣言セラレタルトキハ、判事ハ判決中ニ定メラレタル方法ニ依リテ金額ノ供託ヲ命ズ。

第五百二十條 (異議ノ裁決) 若シ金額ノ部分的振當ノ障礙トナラザル異議ガ生ズルトキハ、判事ハ命令ヲ以テ措置ヲ爲ス。此ノ目的ノ爲メ判事ハ異議ヲ唱ヘラレタル債權又ハ債權ノ一部分、及一ケ年間ヲ超エザル程度ノ關係利息ノ支拂ニ必要ナル金額ヲ、別ニ取除キ置クコトヲ命ズルコトヲ得。

異議ハ同一判事判決ヲ以テ之ヲ解決ス。判決ニ對シテハ公示後二十日以内ニ控訴スルコトヲ得。

判事ハ同一ノ判決ヲ以テ、若シ可能ナルトキハ振當ニ付措置ヲ爲ス。然ラザルトキハ第五百十七條ノ規定ニ則リ、關係債權者ヲ招致ス。

第五百二十一條 (分離ノ請求) 不動産執行ニ服スル物ノ上ノ所有權用益權又ハ他ノ物權ノ分離ノ請求ハ、執行判事之ヲ裁決ス。

該請求ハ執行ニ關係スル諸債權者及債務者ニ對シテ之ヲ提起ス。

判事ハ概略的ニ申立理由ヲ審査シテ、執行ヲ停止スベキヤ否ヤニ付規定ス。停止ハ保證ノ設定ヲ以

テ條件トナスコトヲ得。

第二節 第三者ニ對スル執行ニ付テ

第五百二十二條 (督促狀及差押) 第三者ノ所有ニ移リタル不動産ノ上、又ハ第三者ガ抵當保證ヲ供與シタル不動産ノ上ニ執行手續ヲ爲サントスル抵當債權者ハ、實行セント欲スル抵當權ヲ示シ、債務者ニ催告ニ與ヘラレタル督促狀ヲ第三者ニ通達スルコトヲ要ス。差押ハ第三者ヲ相手方トシテ之ヲ行フ。

第五百二十三條 (執行形式) 執行ハ本章第一節ニ定ムル方法ニテ之ヲ展開ス。然レドモ同節ニ包含セラルル規定ニ依リ、債務者ガ召喚又ハ審訊セララルトキハ、其ノ代リニ第三所有者ガ召喚又ハ審訊セララルモノトス。

第三所有者ハ競賣ニ申出ヲ爲ス權利ヲ有ス。

第五百二十四條 (參加) 不動産ノ上ニ先取特權又ハ抵當權ヲ有スル總テノ債權者ノ外ニ、第三所有者ノ通常債權者モ亦執行ニ參加スル權利ヲ有ス。通常債權者ハ第五百十四條第二項ニ定ムル方法ニ依リテ分配ニ參加ス。

第五百二十五條 (第三者ノ抵當權及諸物權) 被收用不動産ノ上ニ取得前抵當權ヲ有シタル第三者ハ、代價ノ配當ニ競合ス。不動産上ノ地役權及他ノ諸物權ニシテ取得前第三者ニ屬セシモノハ復活ス。第五百二十六條 (求償及抵當代位) 抵當債權者ニ支拂ヒタルカ、又ハ收用ヲ受ケタル第三所有者ハ、

債務者ニ對シテ求償ノ權利ヲ有ス。
 若シ執行ガ債務者ノ他ノ物ノ上ニモ抵當權ヲ登記セル債權者ニ役立ツトキハ、收用ヲ受ケタル所有者ハ、抵當ニ代位スル權利ヲ有ス。斯ノ如キ權利ハ抵當物件ガ第三者ノ所有ニ移轉セラレタルトキト雖モ、該第三者ガ收用ヲ受ケタル所有者ノ取得ニ後レテ自己ノ取得ヲ登記シタルトキハ、收用ヲ受ケタル所有者ニ屬ス。

第三節 抵當ヨリノ不動産ノ滌除ニ付テ

第五百二十七條（適格及期間）自ラ抵當債權者ニ支拂フ義務ナキ不動産ノ取得者ハ、自己ノ取得名義ニ先立チテ登記セラレタル抵當ヨリ不動産ヲ滌除スル權能ヲ有ス。

此ノ權能ハ賣却ノ申立ガ提起セラレザル間ハ、差押執行後ト雖モ該取得者ニ屬ス。

第五百二十八條（形式）取得者ガ第五百二十七條ニ豫見セラルル權能ヲ實行セント欲スルトキハ、前所有者及登記債權者ニ、左ノ事項ヲ包含スル文書ヲ通達スルコトヲ要ス。

- 一 取得者ノ取得名義ノ表示
- 二 取得物ノ同一性ヲ認別スルニ適當ナル總テノ要素ノ外、該取得物ノ記述
- 三 取得者ニ依リテ約定セラレタル價格、若シ該不動産ヲ無償名義ニテ得タルカ、又ハ價格ガ決定セラレザリシトキハ、取得者ノ不動産ニ附シタル見積價格

四 自己ノ名義ノ登記ニ先立チテ爲サレ居タル不動産上ノ總テノ登記狀態

五 不動産ノ收用ニ付權限ヲ有スル地方裁判所ノ所在スル市町村ニ於ケル住所ノ選定

取得名義中ニ指示セラレタル價格ガ動産及不動産ヲ含ムカ、又ハ多數ノ不動産ヲ包含シ、其ノ中一ハ抵當權ノ負擔ヲ負フモ他ハ負ハズ、或ハ全部ガ同一登記ニ依リテ負擔ヲ負フニハ非ザルトキハ、各不動産ノ價格ハ該名義中ニ表示セラレタル綜合價格ト比較考量シテ計算スルコトヲ要ス。

第五百二十九條（收用ノ要求）前條ニ規定スル通達後四十日ノ期間内ハ、各債權者ハ第三所有者ノ指シスル價格ヨリ少クトモ一割増ノ價格ヲ取得ノ爲申出ヅル限り、不動産ノ收用ヲ求ムルコトヲ得。

上記ノ申出ハ申出價格ノ一割ヨリ少カラザル保證ノ提供ヲ伴フニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セズ。

收用ノ要求ハ選定住所ニ於テ第三所有者ニ之ヲ通達シ、且之ヲ登記スルコトヲ要ス。之ヲ怠ルトキハ申出ハ無効トス。登記ハ第四百九十三條及第四百九十五條ニ表示スル効力ヲ發生ス。

第三所有者ノ債權者ハ不動産ノ差押ヲ登記シテ、收用ニ參加スル權利ヲ有ス。

第五百三十條（代價ノ供託）若シ前條ニ豫見セラルル期間内ニ如何ナル收用ノ要求モ爲サレザルカ、

又ハ爲サルルモ規定ノ方法ニテ行ハレザルトキハ、第三所有者ノ指示スル價格ハ決定的トナル。

所有者ハ第五百二十八條ノ規定スル通達後六十日ノ期間内ニ、自己ノ申立價格ヲ裁判上ノ寄託ノ爲ニ定メラルル方法ニ依リテ供託シ、且收用ニ付權限ヲ有スル地方裁判所ノ書記課ニ、供託ヲ證スル證書、登記ノ證明書附ノ取得名義、第五百二十八條ニ豫見セラルル文書ノ原本及抵當目録書ノ檢認

抄本ヲ提出スル義務ヲ有ス。
前項ニ定ムル期間内ニ書記課ニ對シテ代價ノ供託及諸記録ノ提出ヲ行ハザルトキハ、抵當權滌除ノ手續ハ其ノ效力ヲ止ム。

第五百三十一條（債權者ノ招致）代價ノ供託及記録ノ提出ガ書記課ニ對シテ爲サレタルトキハ、地方裁判所長又ハ所長ノ指名セル判事ハ抵當債權者ノ出頭ヲ命ズ。

該決定ハ供託ヲ行ヒタル所有者ノ注意ヲ以テ通達セラル。

第五百三十二條（債權者ノ出頭）出頭ノ爲ニ定メラレタル期日ニ於テ、地方裁判所長又ハ受命判事ハ供託及滌除手續文書ノ整備セルヤ否ヤヲ確メタル後、滌除手續ヲ執リタル所有者ノ取得名義ノ騰記ニ先立チテ登記セラレタル總テノ抵當權ノ抹消ヲ命ズ。次デ登記ノ順列ニ從ヒ、抵當債權者ニ供託セラレタル代價分配ノ措置ヲ爲ス。

第五百二十條ノ規定ハ之ヲ準用ス。

第五百三十三條（收用）第五百二十九條ニ規定スル要求ガ爲サレタルトキハ、地方裁判所ハ之ニ付定メラレタル諸條件ノ遂行セラレタリヤ否ヤヲ確認シタル後、本章第一節ニ包含セラルル規定ニ從ヒ、收用ヲ行フ。

競賣ハ債權者ノ申出價格ニ基キテ之ヲ開始ス。

代價ノ分配ニハ、先取特權附債權者及抵當債權者ノ外、第三所有者ノ債權者ガ之ニ參加ス。但シ第

五百十四條ニ定ムル順列ヲ遵守シテ行フ。

收用ヲ受ケタル所有者ハ、其ノ負擔シタル費用ニ關シテ、優先權ヲ以テ配當段階ニ配置セラルル權利ヲ有ス。

第四章 經營ノ收用ニ付テ

第五百三十四條（農事經營ノ收用）債權者ハ次諸條ノ規定ヲ遵守シテ、債務者ガ他人ノ土地ノ上ニ管理スル農事經營ノ收用手續ヲ爲スコトヲ得。

第五百三十五條（裁判所ノ管理）執行ノ任務ヲ有スル裁判所執達吏ハ、區裁判所判事ノ任命スル農事技術者ノ立會ヲ得テ、經營ヲ構成スル財物ノ諸權利及總テノ要素ノ記述手續ヲ爲シ、農事技術者ノ決定スル其ノ近似價格ヲ指示ス。

經營ハ裁判所ノ管理ノ下ニ置カル。

區裁判所判事ハ債權者ノ申立ニ基キ、債務者及土地ノ所有者ヲ審訊シタル後、債權者ガ同意スルトキハ、該經營ノ管理ヲ債務者ニ委ネ、又ハ債務者ガ同意スルトキハ、債權者ニ委嘱スルコトヲ得。然ラザルトキハ、土地所有者又ハ所轄職業組合ニ登録セル専門家ヲ管理人ニ任命ス。

第五百十條ノ規定ハ之ヲ準用ス。區裁判所判事ハ此ノ外土地所有者ノ權利ノ擔保ニ適當ト認ムル豫

防手段ヲ命ズ。

第五百三十六條（執行ノ代置）債務者ノ申立ニ基キ、且債權者ヲ審訊シタル後、區裁判所判事ハ債權ガ十分ニ擔保セラルルモノト認ムルトキハ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ、經營上ノ執行ニ代フルニ、債務者ノ指示スル個々ノ物件上ノ差押ヲ以テスベキコトヲ命ズルコトヲ得。

第五百三十七條（他ノ債權者ノ參加）債務者ニ督促狀ニテ催告シタル他ノ債權者ハ、執行ニ參加スルコトヲ得。之ガ爲ニハ該債權者ガ債務者及執行債權者ニ參加狀ヲ通達スルヲ以テ足ル。

第五百三十八條（裁判上ノ管理ノ期間）裁判上ノ管理ノ期間ハ關係債權者、債務者及土地所有者ヲ審訊シタル後、區裁判所判事之ヲ定ム。期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ。

收益ハ債權者ノ優先權ヲ考慮シテ債權者ニ之ヲ振當ツ。

第五百三十九條（賣却ノ請求）關係債權者ノ各自ハ如何ナル時ニ於テモ、經營ノ賣却手續ヲ執ル様要求スルコトヲ得。

區裁判所判事ハ他ノ債權者債務者及土地所有者ヲ審訊シタル後、若シ申立ヲ採用セント思惟スルトキハ、賣却公示案作成ノ爲専門家ヲ任命ス。

該案中ニハ財産經營ト密接ニ結合シ且取得者ニ移轉スル諸關係、並ニ出來得ル限り民法第九百五十七條及第九百五十八條第一第四及第五號ノ規定ニ則リ、經營上ノ先取特權ノ負擔ノ原因トナル債務ヲ明瞭ニ記載スルコトヲ要ス。

専門家ハ此ノ外地方ノ慣習ヲ考慮シテ、賣却ノ爲適當ナル時期及賣却ノ最善ナル遂行ニ適當ト認ムル條件ヲ指示スルコトヲ要ス。

第五百四十條（賣却ノ命令）賣却案ガ受理セラルルトキハ、區裁判所判事ハ債權者、債務者、土地所有者並ニ裁判上ノ管理人ヲ審訊シテ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ賣却ヲ命ズ。

命令ニハ經營ノ表示、賣却ノ條件、賣却ノ行ハルベキ期日ノ決定ヲ記載シ、且基礎價格、申出人ノ提供スベキ保證ノ額、及申出ニ於ケル増額ノ最小限度ヲ定ム。

第五百四十一條（公示）賣却ノ命令ハ官報中ニ之ヲ公示シ、且賣却ヨリ十五日以前ニ、之ヲ區裁判所ノ門ニ揭示スルコトヲ要ス。

區裁判所判事ハ同一ノ命令中ニ、適當ト認ムル他ノ公示方法ヲ規定スルコトヲ得。

命令ノ謄本ハ區裁判所判事之ヲ縣ノ組合評議會ニ送付シ、評議員會ハ之ヲ關係職業組合ニ通告ス。

第五百四十二條（競賣）賣却ハ公競賣ニ依リ、區裁判所判事ノ面前ニ於テ之ヲ行フ。

競賣ニハ縣ノ組合評議會ヨリ交付セラルル證明書ニ依リ、農事經營ヲ引受クルニ適當ナリト認定セラレ、且賣却命令中ニ定ムル保證ヲ提供シタル者ノミ、自身又ハ特別委任狀ヲ具備スル代理人ニ依リテ、之ニ參加スルコトヲ得。

第五百四十三條（代價ノ供託）競落人ハ其ノ代價ヲ十五日ノ期間内ニ、裁判上ノ寄託ノ爲ニ定メラルル方法ニ依リ、又ハ區裁判所判事ノ指定スル與信機關ニ供託スルコトヲ要ス。若シ之ヲ爲サザルト

キハ保證ヲ喪失シ、新競賣ノ手續ガ行ハル。

第五百四十四條（經營ノ讓渡）代價ガ供託セラレタルトキハ、區裁判所判事ハ不服ノ申立ヲ許サザル決定ヲ以テ、競落人ニ債務者ノ農事經營ガ移轉セラレタルコトヲ宣告ス。

上記ノ決定ハ必要アルトキハ、債務者及凡ユル他ノ經營所持者ニ對スル立退手續ノ執行名義トス。競落入ニ對シテハ、民法第九百五十八條第一第四及第五號ニ指示スル先取特權ハ、常ニ之ヲ實行スルコトヲ得。同條第三號ニ指示スル先取特權ハ、果實ニ限リテ之ヲ實行スルコトヲ得。

第五百四十五條（貸貸人トノ關係ニ於ケル移轉ノ效力）競落人ハ經營ガ實行セララルル土地ノ所有者ニ對スル總テノ權利及義務ニ於テ、債務者ニ代置セラル。

第五百四十六條（代價ノ分配）賣却ニ因リテ得タル代價ノ分配ニ關シテハ、第四百七十一條及同條以下ノ規定ヲ準用ス。

第五百四十七條（他ノ經營ノ收用）本章ノ規定ハ商業的性質ヲ有セザル限り、農事經營ト異ル經營ニ關スル執行ニ之ヲ準用ス。但シ特別法ノ規定ガ之ニ障礙トナルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第五章 物ノ交付又ハ明渡ノ爲ノ執行ニ付テ

第五百四十八條（督促狀）特定又ハ特定シ得ベキ動産ノ交付請求ノ爲ノ督促狀中ニハ、債務ノ目的物

ヲ發見セザルガ故ニ前諸章ニ定ムル方法ニテ物ニ對スル強制執行手續ヲ爲スベキ旨ノ警告ヲ記載スルコトヲ得。其ノ目的ノ爲債權者ハ同一ノ督促狀中ニ物ニ對スル自己ノ見積金錢價格ヲ指示スルコトヲ要シ、裁判所執達吏ガ債務ノ目的物ヲ發見セザルトキハ、前諸章ニ定ムル方法ニテ執行手續ヲ爲ス。

債權者ノ爲シタル價格ノ決定ニ對シテハ、賣却前ニ債務者ヨリ不服ヲ申立ツルコトヲ得。不服ハ賣却ヲ命ズル權限アル裁判官憲之ニ對シテ裁決ス。

抗議ハ執行ヲ停止セズ。然レドモ裁判官憲ガ適當ト認ムルトキハ、賣却ヲ停止スルコトヲ得。如何ナル場合ニ於テモ、抗議ガ裁決セララルル以前ニアリテハ、執行ニ因リテ得タル金額ヲ債權者ニ振當ツルコトヲ得ズ。

若シ債務者ガ物件ヲ交付シ、且費用ヲ支拂フトキハ執行ハ終了ス。

第五百四十九條（執行方法）裁判所執達吏ハ物ノ所在スル場所ニ赴キ、又ハ第四百四十九條ニ指示スル方法ニ依リテ物ノ搜索ヲ爲シ、以テ該物ヲ債權者ニ交付ス。

若シ品質及數量ニ依リテ定メラルル物件ガ債務ノ目的物タルトキハ、裁判所執達吏ハ重量ヲ測リ、枚數ヲ勘定シ、又ハ尺度ヲ測定スル任ニ當ル。同ジク品質ノ缺陷又ハ數量ノ不足アルトキニモ、債權者ノ同意ヲ以テ交付ヲ行フコトヲ得。其ノ場合ニハ調書ニ發見セル差額ニ關スル記載ヲ爲ス。

第五百五十條（分離）若シ交付セラルベキ物件ヲ、債務者ト一人又ハ數人ノ第三者ノ共有ニ屬スル全體物ヨリ引離シテ差押フル必要アルトキハ、裁判所執達吏ハ該第三者ノ所有部分ヨリ、債務者ニ屬

スル部分ヲ分離スルニ協力セシメンガ爲、此等ノ者ニ執行ニ立會フ様勸誘ス。若シ分離ガ不可能ナルカ又ハ異議ガ生ズルトキハ、裁判所執達吏ハ其ノ旨ヲ區裁判所判事ニ報告ス。區裁判所判事ハ可能ナルトキハ關係人ヲ審訊シテ、分離又ハ分割ノ措置ヲ爲ス。

第五百五十一條（差押ノ競合）前諸條ノ規定ハ交付セラルベキ物件ガ差押ノ目的物ヲ構成シタルトキハ之ヲ適用セズ。然レドモ交付請求權ヲ有スル債權者ハ、動産ノ執行ニ參加シ、其ノ席ニ於テ自己ノ權利ヲ實行スル權能ヲ有ス。

第五百五十二條（寄託ヲ目的トスル執行）前諸條ノ規定ハ第二百九十九條第三項ノ規定ニ則リ、假ニ執行シ得ベキモノト宣言セラレタル判決ノ執行ノ場合ニモ之ヲ準用ス。然レドモ此ノ場合ニ於テハ、裁判所執達吏ハ自己ノ利益ノ爲ニ執行手續ヲ爲ス者ニ物件ヲ交付スル代リニ、判決ノ定ムル方法ニテ該物件ヲ供託スル措置ヲ爲ス。

第五百五十三條（不動産ノ明渡）不動産明渡ノ爲ニ執行手續ヲ爲ス裁判所執達吏ハ、債權者ヲシテ該不動産ヲ占有セシメ、若シ記録及鍵類ノ存スルトキハ之ヲ債權者ニ交付ス。ソレヨリ後債權者ヲ妨害セズ、又不動産ニ干渉セザル様債務者ニ命ズ。

若シ小作人、借地人、借家人又ハ他ノ所持人ガ其處ニ存在スルトキハ、裁判所執達吏ハ此等ノ者ヲシテ、債權者ヲ所有者又ハ占有者トシテ承認セシムルコトヲ要ス。

第五百五十四條（動産ノ轉置）若シ交付セラルベキ不動産中ニ債務者ノ動産ガ存シ、其ノ動産ハ交付

スル必要ナキトキハ、裁判所執達吏ハ該動産ヲ直チニ取去ル様債務者ニ命ズ。若シ債務者在ラザルカ又ハ之ヲ拒ムトキハ、裁判所執達吏ハ最モ適當ト認ムル場所ニ該動産ヲ移轉セシメ、保管人ヲ任命ス。但シ債權者ガ債務者ノ費用ニ於テ、保管ヲ爲スコトニ同意スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

若シ動産ガ差押ヘラルルカ、又ハ法律寄託ニ置カレ、而シテ保管人ガ該動産ヲ轉置スルコトヲ拒ムトキハ、裁判所執達吏ハ保管人假更迭ノ措置ヲ爲シ、第四百五十三條第二項ニ依ル措置ヲ行フ爲、其ノ旨ヲ直チニ差押又ハ法律寄託ノ手續ヲ爲シタル債權者及區裁判所判事ニ通知ス。

第五百五十五條（抗議）債務者側ヨリ抗議アル場合ニ於テハ、第四百三十九條第一第四及第五項ノ諸規定並ニ第四百八十三條ノ規定ヲ準用ス。

第三者ノ抗議ハ執行ノ行ハルル場所ノ區裁判所ニ之ヲ提起ス。區裁判所判事ハ第四百八十四條第二及第三項ノ規定ニ則リテ措置ヲ爲ス。若シ該判事ガ抗議ノ當否ヲ審理スル權限ヲ缺クトキハ、當事者ヲ地方裁判所ニ移送ス。

第六章 作爲及不作爲ノ義務ノ強制執行ニ付テ

第五百五十六條（許可ノ申立）作爲又ハ不作爲ノ義務ニ關シテ、強制執行手續ヲ爲サントスル債權者ハ、執行ヲ爲スベキ場所ノ區裁判所判事ニ許可ヲ求ムルコトヲ要ス。

第五百五十七條（區裁判所判事ノ措置）區裁判所判事ハ許可ノ決定中ニ執行ノ態様ヲ決定シ、且其ノ任命スル専門家ニ債務者ノ履行セザル工事ノ遂行又ハ不當ニ遂行セラレタル工事ノ破壊ヲ委囑ス。

第五百五十八條（占有付與及法律寄託）執行ガ債務者ノ所有又ハ占有ニ在ル物件ノ上ニ遂行セラルベキトキハ、區裁判所判事ハ同一ノ許可ノ決定ノ中ニテ、又ハ其レニ續ク他ノ決定ヲ以テ、占有付與又ハ法律寄託ノ命令ヲ發ス。

裁判所執達吏ハソレゾレ第五百五十三條及第五百七十五條ニ於テ定ムル方法ニ依リ、占有付與又ハ法律寄託ノ措置ヲ爲ス。

第五百五十九條（執行ニ於ケル障礙）執行中に反抗ニ遭遇スルトキハ、區裁判所判事ノ委囑ヲ受ケタル専門家ハ、公權ノ關與ヲ要請スルコトヲ得ル裁判所執達吏ヲ立會ハシムルコトヲ得。必要アルトキハ區裁判所判事ハ口頭ノ申立ニ基キテモ適當ナル措置ヲ與フ。

第五百六十條（費用ノ償還）執行ガ完了スルトキハ、債權者ハ専門家ノ編纂又ハ査閱シタル費用ノ覺書ヲ區裁判所判事ニ提出ス。區裁判所判事ハ其ノ整備セルヤ否ヤヲ確メタル後、假執行命令ノ決定ヲ發ス。

同ジク區裁判所判事ハ執行中ニ前項ノ規定ニ則リテ措置ヲ爲シ、費用ノ部分的覺書ヲ提出スルコトヲ債權者ニ許可スルコトヲ得。

第五百六十一條（債務者ノ抗議）執行ヲ發動セラレタル者ハ、該執行ニ抗議ヲ爲スコトヲ得。此ノ場

合ニ於テハ、第四百三十九條第一第四及第五項ノ諸規定竝ニ第四百八十三條ノ規定ヲ準用ス。
第五百六十二條（第三者ノ抗議）第三者ノ抗議ハ執行ヲ許可シタル區裁判所判事ノ面前ニ之ヲ提起ス。

第四百八十四條第二項及第三項ノ規定ハ之ヲ準用ス。

區裁判所判事ハ若シ當否決定ニ付權限ヲ有セザルトキハ、當事者ヲ地方裁判所ニ移送ス。

第三卷 特別訴訟手續ニ付テ*

* 本卷の資料は完全ではない。蓋し親族法相続法上の諸制度に關する手續に關しては、新民法典の第一卷第三卷の確定案が作成せられる時期迄、其の内容確定を延期するを便宜とするからである。それは兩者を平行せしめる必要に基くこと言はずして明かである。

本卷には更に適當の順應策を施して、一九三六年（フアシスト第十四年）八月七日勅令第一五三一號中に包含せられる立退命令手續並びに立退有效確認に關する手續の規則も挿入せられるであらう。

第一章 占有手續、保全手續及豫メノ事實審理手續ニ付テ

第一節 新工事ノ通告、虞アル損害ノ通告及占有ニ關スル手續

第五百六十三條（新工事及虞アル損害ノ通告）新工事又ハ虞アル損害ノ通告ハ、本案ニ關スル繫屬訴訟存セザルトキハ、第九十九條ノ規定ニ則リ管轄權アル區裁判所判事ニ對スル申請ヲ以テ、之ヲ爲

スコトヲ得。

區裁判所判事ハ訴訟手續ノ開始以前ニ、指示セントスル期間更ニハ一定時ニ出頭スベキ旨ノ召喚ト共ニ、其ノ申請ヲ他ノ關係當事者ニ通達スベキ旨ヲ命ズルコトヲ得。

物ノ状態ヲ確認スル必要アルトキハ、區裁判所判事ハ場合ニ依リテハ同一措置ヲ以テ關係當事者ガ直接其ノ場所ニ出頭スベキ旨ヲ命ジテ、現場出張ヲ命ズルコトヲ得。

第五百六十四條（區裁判所判事ノ措置）區裁判所判事ハ如何ナル場合ニ於テモ概略的報告ヲ徴シ、必要ト信ズル確認ハ鑑定人ニ依ル確認ヲモ含メテ之ヲ命ジ、當事者ヨリ直接自己ニ提出セラレタルカ又ハ其ノ場所ニ在ル證人ヲ、他ノ遵守事項ナクシテ訊問スルコトヲ得。場合ニ依リテハ保證ノ提供ヲ執行ノ條件トシテ、合理的ト信ズル臨時且緊急ノ措置ヲ命令ヲ以テ與フ。

第五百六十五條（確認又ハ修正）申請ガ豫メ他ノ當事者ニ通達セラルルコトナクシテ、前條ニ指示セラルル措置ガ發セラレタルトキハ、區裁判所判事ハ同一ノ命令ヲ以テ、同一措置ノ確認、取消又ハ修正ニ對シ、對決ノ上言渡ヲ爲ス爲ノ開廷ヲ確定ス。命令ハ申請人ノ注意ヲ以テ、區裁判所判事ノ定ムル期間内ニ、他ノ當事者ニ之ヲ通達スルコトヲ要ス。

若シ其ノ通達ガ爲ザレザルトキハ、區裁判所判事ノ與ヘタル措置ハ其ノ效力ヲ失フ。
區裁判所判事ハ定メラレタル開廷ニ於テ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ措置ヲ爲ス。

第五百六十六條（本案ニ對スル訴訟）若シ區裁判所判事ガ權限アルトキハ、當事者ハ本案ノ裁決ノ爲

裁判ヲ續行スベキコトヲ要求スルコトヲ得。

若シ區裁判所判事ガ權限ヲ有セザルトキハ、此ノ目的ノ爲權限アル裁判官憲ノ前ニ自ラ移送セララル様要求スルコトヲ得。

如何ナル場合ニ於テモ、第五百六十四條及第五百六十五條ノ規定ニ則リテ、區裁判所判事ノ發セル命令ハ本案ヲ左右スルコトナク、當事者ハ引續キ通常ノ方法ニテ、關係ノ訴訟ヲ進ムルコトヲ得。

第五百六十七條（訴訟ノ繫屬）若シ本案ニ關スル繫屬訴訟アルトキハ、新工事又ハ虞アル損害ノ通告ハ同一訴訟ニ之ヲ提出ス。

自己ノ面前ニ訴訟事件ガ繫屬セル裁判官ハ、假令其ノ訴訟ガ停止セララルトモ、命令ヲ以テ臨時且緊急ノ措置ヲ與フルコトヲ得。

第五百六十八條（侵奪ノ訴權）第五百六十三條及第五百六十四條ノ規定ハ、占有回復ノ手續ニモ亦之ヲ準用ス。第五百六十四條ノ規定ニ則リ臨時且緊急ノ措置ガ發セラレタルトキハ、區裁判所判事ハ爭訟ノ終局的裁決ノ爲ニ開廷ヲ確定スルカ、又若シ本權ノ訴訟ガ繫屬スルトキハ、其ノ訴訟ヲ擔當スル裁判官ニ當事者ヲ移送ス。命令ハ他ノ當事者ニ申請ガ通達セラレ居ラザルトキハ、區裁判所判事ノ定ムル期間内彼等ニ通達スルコトヲ要ス。若シ其ノ通達ガ爲サレザルトキハ、區裁判所判事ノ與ヘタル措置ハ其ノ效力ヲ止ム。

第五百六十九條（保持ノ訴權）前條ノ規定ハ重大且即時ノ損害ノ危險アリ、且本權ニ關スル繫屬訴訟

ナキトキニハ、占有保持ノ請求ニ之ヲ準用ス。

若シ區裁判所判事ガ重大且即時ノ損害ノ危險ヲ認定セザルトキハ、通常ノ形式ニテ訴訟ニ召喚シ、他ノ當事者ニ申請ヲ通達スベキ旨ヲ命ズ。

占有訴權ガ第百十三條ノ規定ニ則リ、本權ノ訴訟ヲ擔當スル裁判官ニ提起セララルトキハ、第五百六十七條第一項ヲ準用ス。

第二節 法律寄託ニ付テ

第五百七十條（裁判寄託）裁判官憲ハ左ニ掲グルモノニ付、法律寄託ヲ命ズルコトヲ得。

一 動産若ハ不動産、營業、世襲財産、世襲財産ノ分數的部分、又ハ他ノ集合財産ニシテ、其ノ所有若ハ占有ガ爭ハルルトキ、又ハ其ノ交付若ハ明渡ヲ求ムル權利、其ノ占有付與ヲ取得スルカ若ハ其ノ管理ヲ執ル權利ガ爭ハルルトキ、但シ常ニ其ノ間一時其ノ財産ノ保管又ハ管理ノ措置ヲ爲スヲ適當ト認定シタルトキニ限ル

二 書籍、登録簿、記録、雛形、見本及凡ユル他ノ物品ニシテ、ソレヨリ證據要素ヲ徵取スルコトヲ要スルカ、又ハ通常其ノ呈示若ハ通知ヲ必要トスルモノ、但シ常ニ其ノ間其ノ物ヲ保存スル措置ヲ爲スヲ適當ト認定シタルトキニ限ル

三 工事ノ建設又ハ破壊ヲ命ズル措置ノ執行ニ必要ナル動産又ハ不動産

第五百七十一條（保全寄託） 裁判官憲ハ債權者ガ掠取ヲ虞ルル正當ノ理由ヲ有スルカ、又ハ自己ノ債權ノ擔保ヲ失フ危險ニ在ルトキハ、債權者ノ申立ニ基キ債務者ノ財産ノ保全寄託ヲ命ズルコトヲ得。

第五百七十二條（繫屬訴訟事件ニ於ケル法律寄託） 本案ニ關スル繫屬訴訟事件アルトキハ、法律寄託ハ本案ノ裁判官ノ命令ヲ以テ之ヲ許可ス。

緊急ノ場合ニ於テハ、假令訴訟ガ停止セラルルトモ、同一裁判官ニ對スル申請ヲ以テ之ヲ要求スルコトヲ得。若シ裁判官ガ未ダ指名セラレ居ラザルカ、又ハ訴訟事件ガ控訴院ノ前ニ於テ繫屬スルトキハ、ソレゾレ地方裁判所長又ハ控訴院長ガ之ガ措置ヲ爲ス。裁判官ハ場合ニ依リテハ司法警察官ニ依リテモ概略的報告ヲ徴シタル後、理由ヲ附シタル決定ヲ以テ措置ヲ爲ス。

若シ訴訟事件ガ調停官ノ面前ニ於テ繫屬スルトキハ、常ニ區裁判所判事ガ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其ノ措置ヲ爲ス。

第五百七十三條（繫屬訴訟事件無キトキノ法律寄託） 繫屬訴訟事件無キトキハ、法律寄託ハ本案ヲ審理スル權限アル區裁判所判事又ハ地方裁判所長ニ對スル申請ヲ以テ之ヲ要求ス。又法律寄託ヲ實行スルコトヲ要スル場所ノ區裁判所判事又ハ地方裁判所長ニシテ、價格ノ管轄權ヲ有スル者ニ要求スルコトモ得。管轄ガ調停官ニ屬スルトキハ、請求ハ區裁判所判事ニ之ヲ提起ス。

裁判官ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ措置ヲ爲シ、前條ノ規定ニ則リ概略的報告ヲ徴スルコトヲ得。

第五百七十四條（法律寄託受寄者ノ保證及任命） 法律寄託ヲ許可スル裁判官憲ハ、其ノ要求者ニ起ル

コトアルベキ損害及費用ノ賠償ニ關スル保證ヲ與フル義務ヲ課スルコトヲ得。

裁判寄託ノ場合ニ於テハ、裁判官憲ハ法律寄託受寄者ヲ任命シ、寄託物ノ保管及管理ニ關スル豫防手段ヲ規定スルコトヲ得。

第五百七十五條（裁判寄託ノ執行） 裁判寄託ハ適用シ得ベキ限度ニ於テ、第二卷第五章ニ規定セラルル規定ニ從ヒテ之ヲ行フ。

裁判寄託ガ寄託物件ノ讓渡禁止ヲ含ムトキハ、第五百七十六條末項ノ規定及第五百七十七條ノ規定ヲ遵守スルコトヲ要ス。

裁判官ハ法律寄託許可ノ決定ヲ以テ、又ハ其レニ引續キテモ、第三占有者ノ負擔ニ於ケル場合ヲモ含ム即時執行力アル呈示又ハ占有付與命令ヲ發スルコトヲ得。

第五百七十六條（動産ノ保全寄託ノ執行） 動産上ノ保全寄託ハ差押ニ關シテ規定セラルル規定ニ從ヒテ之ヲ行フ。

若シ債權ガ法律寄託ニ付セラルベキ目的物ノ上ニ先取特權ヲ備フルトキハ、前條末項ノ規定ヲ準用ス。

自動車、航空機、特許權若ハ著作權又ハ其ノ他ノ財産ニシテ、其ノ移轉ハ公示ノ特別形式ニ依ルコトヲ要スルモノノ法律寄託ガ命ゼラルトキハ、法律寄託ノ決定ハ更ニ特別法ニ依リ規定セラルル形式ニテ、關係ノ公登錄簿ニ之ヲ附記スルコトヲ要ス。

第五百七十七條（不動産ノ保全寄託ノ執行）不動産上ノ保全寄託ハ、物が存在スル場所ノ抵當役場ノモトニ於ケル法律寄託ノ決定ノ附記ヲ以テ之ヲ行フ。

附記ハ第四百九十三條ニ豫見セラレル效果ヲ發生ス。同條第一項ハ之ヲ準用ス。

第五百七十八條（第三者ノモトニ於ケル法律寄託）第三者ノモトニ於ケル法律寄託ハ、第三者ノ負フ物又ハ金額ヲ少クトモ概略的ニ記載スルコトヲ要スル文書ヲ第三者ニ通達スルニ依リテ之ヲ行フ。其ノ文書ニハ其ノ後十日内ニ第三者ノ住所地ノ區裁判所書記課ニ於テ、上記ノ物又ハ金額ニ關スル言明ヲ爲スベキ旨ノ催告ヲ副フ。

若シ第三者ガ其ノ言明ヲ爲サザルトキハ、第二百十七條ノ規定ヲ準用ス。

若シ法律寄託請求者ガ其ノ言明ヲ反駁セントスルトキハ、同一區裁判所判事ノ面前ニ關係ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ要ス。

第五百七十九條（決定ノ有効期間）法律寄託ハ其レヲ許可スル決定ノ日附ヨリ一ヶ月以内ニ、之ヲ實行スルコトヲ要ス。此ノ期間ガ經過スルトキハ、決定ハ其ノ效力ヲ止ム。

第五百八十條（法律寄託ノ有効確認）繫屬訴訟事件無キトキハ、要求者ハ法律寄託ヨリ十日ノ期間内

ニ、法律寄託ヲ執行セラレタル物件ヲ指示シ、且第五百七十五條第五百七十六條及第五百七十七條ニ豫見セラレル遵守事項ノ履行ヲ通知シテ、法律寄託ヲ實行セラレタル者ニ許可ノ決定ヲ通達スルコトヲ要ス。

法律寄託ガ數回ニ亘リテ行ハルルトキハ、通達ニ關スル期間ハ、最初ノ執行行為ガ行ハレタル日ヨリ進行ス。其ノ後ノ執行行為ニ關シテハ、其等ノ行為ノ完了ヨリ十日ノ期間内ニ了知セシムルコトヲ要ス。

法律寄託ノ決定通達書ニハ、法律寄託ノ有效及確認竝ニ本案ニ對シテ言渡ヲ爲サシメンガ爲、管轄裁判官憲ノ前ニ出頭スベキ召喚ヲ包含スルコトヲ要ス。

第五百八十一條（訴訟事件繫屬中ノ有効確認）繫屬訴訟事件ガ存シ、法律寄託ガ決定ヲ以テ許可セラルトキハ、要求者ハ其ノ執行ヨリ五日以内ニ、法律寄託ノ有效及確認ニ對シテ言渡ヲ爲ス爲ノ開廷ノ確定ヲ裁判官ニ要求スルコトヲ要ス。裁判官ハ十日ヲ超エザル間隔アル開廷ヲ確定ス。其ノ措置ハ裁判官ノ定ムル期間内ニ他ノ當事者ニ之ヲ通達ス。

確定セラレタル開廷ニ於テハ、裁判官ハ命令ヲ以テ措置ヲ爲ス。但シ同時ニ本案ヲ裁決スベシト考フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第五百八十二條（法律寄託ノ執行ニ對スル抗告）法律寄託ニ對スル抗告ハ、其ノ有效及確認ニ對シテ言渡ヲ爲スベキ同一訴訟ニ之ヲ提起ス。

第五百八十三條（法律寄託ノ終了）若シ法律寄託請求者ガ第五百八十條及第五百八十一條ニ定メラルル規定ヲ遵守セザルトキハ、法律寄託ハ其ノ效力ヲ止ム。

第五百八十四條（債務者ヨリ提供シタル保證）保全寄託ハ債務者ガ法律寄託ニ付セラレタル物件ノ價

格、又ハ法律寄託ニ原因ヲ與ヘタル債權額ト費用ニ對シ適當ナル保證ヲ提供スルトキハ、之ヲ取消スコトヲ要ス。

第五百八十五條（法律寄託請求者ノ責任）法律寄託ガ理由ナク又ハ過度ノ方法ニテ執行セラレタルモノト判事ガ認定スルトキハ、過失ナシト認定スル場合ヲ除キ、法律寄託請求者ニ損害賠償ヲ命ズ。

第五百八十六條（法律寄託受寄者ノ義務）法律寄託受寄者ガ寄託物ノ管理ニ當ルコトヲ要シ、且他ニ別段ノ定ナキトキハ、三ヶ月毎ニ其ノ管理報告ヲ裁判所書記課ニ提出シ、法律寄託請求者及法律寄託ヲ實行セラレタル者ニ、書留郵便ニテ其レニ關スル報知ヲ與フルコトヲ要ス。

法律寄託請求者モ、法律寄託ヲ實行セラレタル者モ、共ニ法律寄託ノ有效及本案ニ關スル訴訟ガ繫屬スル裁判官ニ、抗告ヲ提起スルコトヲ得。

抗告ノ無キコトハ報告ノ承認ヲ意味セズ。

法律寄託ガ取消サレ若ハ無効トセララルトキ、又ハ訴訟事件ガ本案ニ於テ裁決セララルトキハ、法律寄託受寄者ハ權利者ニ終局的計算ヲ爲スコトヲ要ス。

裁判官ハ職權ニ因リテモ、法律寄託受寄者ヲ審訊シ、且必要ト認ムル報告ヲ徴シタル後、自己ノ決定ヲ以テ、法律寄託受寄者ヲ更迭スルコトヲ得。

法律寄託受寄者ニ對スル報酬ハ、若シ當事者間ニ一致ヲ見ザルトキハ、計算ノ席ニテ裁判官之ヲ清算ス。

第五百八十七條（損傷シ易キ物件）法律寄託ニ付セラレ又ハ付セラルベキ物が、損傷又ハ低落ノ危険アルトキハ、裁判官ハ法律寄託ヲ命ズルト同一ノ決定又ハ其ノ後ノ決定ヲ以テ、差押物ニ關シテ定メラルル方法ニ依リテ、其ノ賣却ヲ命ズルコトヲ得。

第五百八十八條（法律寄託ノ執行行爲ヘノ轉換）敗訴ノ判決ガ介在スルトキハ、動産ノ法律寄託ハ差押トシテノ效力ヲ有シ、第五百七十七條ニ豫見セラルル法律寄託ノ附記ハ、不動産差押ノ附記ノ效力ヲ有ス。

若シ寄託物件ガ他ノ債權者側ノ執行ノ對象ヲ構成シタルトキハ、法律寄託請求者ハ差押ヲ爲セル債權者ト共ニ、代價ノ分配ニ加ハル權利ヲ有ス。

第五百八十九條（法律寄託ノ特別形式）裁判官憲ハ支拂若ハ交付ノ義務若ハ方法、又ハ提供若ハ引渡サレタル物件ノ適格性ガ争ハラルトキハ、債務者ガ提供若ハ交付シ、又ハ債務ヨリ解放セラレンガ爲ニ如何ナル方法ニセヨ債權者ノ處分ニ置キタル金額若ハ物件ノ法律寄託ヲ命ズルコトヲ得。

法律寄託ハ第五百七十二條及第五百七十三條ノ規定ニ從ヒテ許可セラル。同ジク第五百七十四條第二項ヲ準用シ、若シ金額又ハ動産ニ關スルトキハ、裁判官憲ハ與信機關又ハ公的供託所ヘノ供託ヲ命ズルコトヲ得。損傷又ハ低落ノ危険アルトキハ、裁判官憲ハ第五百八十七條ノ規定ニ從ヒテ措置ヲ爲ス。

法律寄託又ハ供託ハ、他ノ利害關係者ニ之ガ通達セラレタル日ヨリスルニ非ザレバ、他ノ利害關係

者ニ對シテハ效力ヲ有セズ。

第三節 豫メノ事實審理手續ニ付テ

第五百九十條（證人取調） 權利又ハ抗辯ヲ實行スルニ必要ナル一人又ハ其レ以上ノ證人ヲ欲クコトヲ虞ルベキ根據アル理由ヲ有スル者ハ、若シ繫屬訴訟ナキトキハ申請ヲ以テ、將來ノ記憶ノ爲證人聽取ヲ命ゼラルル様要求スルコトヲ得。

第五百九十一條（申請） 申請ハ本案ノ訴訟事件ニ對シ管轄權アルベキ裁判官憲ニ之ヲ提起ス。申請ハ緊急ノ事由ニ對シテ理由ヲ附シ、證人ヲ訊問スル必要アル論點竝ニ證據ガ豫定セララルル請求又ハ抗辯ノ概略的説明ヲ包含シ、仍又證據トナルベキ記録ト共ニ裁判所書記課ニ之ヲ寄託スルコトヲ要ス。

第五百九十二條（出頭命令） 地方裁判所長區裁判所判事又ハ調停官ハ、申請書ノ下方ニ記載スル措置ヲ以テ、申請者及他ノ當事者ノ出頭ヲ命ジ、其ノ日附ヲ定ム。

申請及上記ノ措置ノ謄本ハ、申請者ノ注意ヲ以テ他ノ當事者ニ之ヲ通達ス。

第五百九十三條（舉證實施ニ關スル措置） 出頭日ニ於テ地方裁判所長區裁判所判事又ハ調停官ハ、出頭セル當事者ヲ訊問シ、場合ニ依リテハ概略的報告ヲ徵シ、若シ請求ヲ根據アルモノト認ムルトキハ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ證人取調ヲ許可シ、舉證ニ關スル期日ヲ確定シ、且凡ユル他

ノ必要ナル規定ヲ與フ。同ジク地方裁判所長ハ證據調ニ當ル裁判官ヲ任命ス。

第五百九十四條（特別緊急ヲ要スル場合） 特別緊急ヲ要スル場合ニ於テハ、地方裁判所長區裁判所判事又ハ調停官ハ申請書ノ提出ニ基キ、決定ヲ以テ申請者ニ他ノ當事者ニ對スル總テノ通達ヲ免ジ、第五百九十三條ニ指示スル措置ヲ發スルコトヲ得。仍缺席者ノ爲ニ證據ノ徵取ニ參加スル官選代辯人ヲ任命スルコトモ得。

關係當事者ニ對シテハ、裁判所書記課ノ注意ヲ以テ、措置ノ日附ノ翌日內ニ、電報ニ依リテ措置ノ通知ヲ與フ。

第五百九十五條（検査及鑑定） 場所ノ状態又ハ物ノ性質若ハ條件ヲ確認スル緊急ノ必要アリ、且繫屬訴訟無キトキハ、如何ナル場合ニ於テモ、關係當事者ハ適用シ得ベキ限度ニ於テ、第五百九十一條乃至第五百九十四條ニ規定セララルル形式ニ於テ、鑑定人ニ依ル確認又ハ裁判上ノ検査ヲ命ゼラルル様要求シテ、其ノ許可ヲ受クルコトヲ得。

申請ハ確認又ハ検査ノ目的物が存在スル場所ノ區裁判所判事ニ、之ヲ提起スルコトヲ要ス。

區裁判所判事ハ請求ヲ採用スルトキハ、検査ノ措置ヲ爲スカ、又ハ同一決定ヲ以テ確認ノ爲ノ鑑定人ヲ任命シ、同時ニ其ノ作業開始ノ日附ヲ定ム。

若シ別段ノ定ナキトキハ、鑑定人ハ報告書ノ寄託行爲ニ際シテ宣誓ヲ立ツ。

第五百九十六條（本案ノ訴訟ニ於ケル豫メノ舉證ノ效果） 前諸條ニ指示スル證據ノ豫メノ實驗ハ、如

何ナル場合ト雖モ、當該證據ヲ許可スベキヤ否ヤ、當該證據ヨリ何が主張セラルベキカニ關シ、當事者が本案ノ訴訟ニ於テ申立ツル理由及辯護ヲ左右スルコトナク、反證ノ申立ヲ妨グルコトナク、他ノ證據ノ申立ニ關シ申立當事者ニ妨トナルコトナシ。

證據ガ本案ノ訴訟ニ於テ許可セラレザル間ハ、證言、確認又ハ出張ノ調書ハ之ヲ檢討シ得ベキモ、當事者ヨリ之ヲ提出スルコトモ援用スルコトモ得ズ。裁判所書記課ハ其ノ謄本ヲ下付スルコトヲ得ズ。

第五百九十七條（訴訟手續規則）證據ノ實驗進行中ハ、前諸條ノ規定ノ外、狀況ノ許ス範圍ニ於テ訴訟手續ノ通常規則ヲ準用ス。

裁判官ハ證據蒐集ノ態様ヲモ考慮シテ、自己ノ自由裁量ニ從ヒテ舉證ノ結果ヲ評價スベシ。

第五百九十八條（繫屬訴訟）繫屬訴訟ノ場合ニ於テハ、豫メノ事實審理ノ請求ハ、假令訴訟ガ停止セラルトモ、訴訟ガ繫屬セル裁判官ニ之ヲ提起ス。裁判官ハ命令ヲ以テ措置ヲ爲ス。

第二章 仲裁裁判ニ付テ

第一節 仲裁契約及仲裁約款ニ付テ

第五百九十九條（仲裁契約）當事者ハ既ニ起レル争ヲ仲裁人ニ付託スル契約ヲ爲スコトヲ得。但シ身

分、夫婦間ノ別居、禁治産準禁治産其ノ他和解セシムルコトヲ得ザル問題ニ關スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

仲裁契約ハ文書ニ依リテ之ヲ爲シ、且争ノ對象ヲ無効ノ罰ノモトニ決定スルコトヲ要ス。

第六百條（仲裁契約ノ效力）仲裁契約ニハ「通常ノ」契約ノ效力ヲ規律スル規定ヲ適用ス。之ガ爲ニハ仲裁契約ハ通常ノ管理ヲ超ユル行爲ト看做サル。

第六百一條（仲裁約款）契約ノ中又ハ其ノ後ノ行爲ノ中ニテ、當事者ハ同一契約ヨリ生ズル争論ヲ仲裁人ノ裁判ニ歸屬セシムベキコトヲ約定スルコトヲ得。但シ常ニ仲裁契約ノ對象ヲ構成シ得ル争ニ關スルトキニ限ル。

約定ハ文書ヨリ生ズルコトヲ要ス。然ラザルトキハ無効トス。

第六百二條（仲裁人ノ員數）仲裁人ハ一人又ハ奇數タル限リ數人タルコトヲ得。仲裁人ノ數、其ノ任命又ハ其ノ任命方法ハ、仲裁契約又ハ仲裁約款ヨリ生ズルコトヲ要ス。如何ナル場合ニ於テモ、其ノ任命ハ文書ニ依リテ爲サルルコトヲ要ス。

此等ノ規定ハ無効ノ罰ノモトニ之ヲ遵守スルモノトス。

第二節 仲裁人ニ付テ

第六百三條（仲裁人ノ任命）仲裁人ガ仲裁契約ニ際シ任命セラレ居ラザルトキハ、當事者ノ各自ハ裁

判所執達吏ヨリ通達セラルル文書ヲ以テ、一人又ハ數人ノ仲裁人ヲ任命スル権利アル相手方當事者ニ其ノ任命ヲ爲ス様催告スルコトヲ得。其ノ催告ノ差向ケラレタル當事者ハ、ソレヨリ十五日以内ニ、其ノ任命スベキ一人又ハ數人ノ仲裁人ヲ梗概ヲ自己ノ側ヨリ通達スルコトヲ要ス。

之無キトキハ、催告ヲ爲シタル當事者ハ、仲裁契約ガ締結又ハ登録セラレタル場所ノ地方裁判所長ニ對スル申請ニ依リテ、其ノ任命ヲ要求スルコトヲ得。

同一規定ハ若シ其ノ任命ガ第三者ニ依リテ爲サルベキ場合ニ之ヲ準用ス。然レドモ若シ其ノ任命ガ仲裁契約ニ依リ裁判官憲ニ歸屬セシメラルルトキハ、其ノ要求ハ申請ヲ以テ之ヲ提起ス。

第六百四條 (仲裁約款ノ場合ニ於ケル任命) 前條ノ規定ハ仲裁人ノ任命ガ仲裁約款ノ結果トシテ要求セラルル場合ニモ之ヲ準用ス。然レドモ此ノ場合ニ於テ、若シ其ノ任命權ヲ有スル當事者ガ、前條ニ指示スル期間内ニ其ノ措置ヲ爲サザルトキハ、相手方當事者ハ其ノ争ガ仲裁人ニ依リテ決定セラルコトヲ要スル旨ヲ宣告シ、且一人又ハ不足ノ仲裁人ヲ任命セラルル様、當否ヲ審理スル權限アル裁判官憲ニ要求スルコトヲ要ス。

召喚狀ニハ原告ハ仲裁人ノ裁判ニ付セントスル争ノ對象ヲ決定スルコトヲ要ス。被告ハ斯ル目的ヲ修正又ハ擴大センコトヲ要求スルコトヲ得。

第六百五條 (仲裁人ノ補充) 如何ナル理由ニ因ルニセヨ、任命セラレタル仲裁人ノ全部又ハ若干ガ缺クルニ至ルトキハ、仲裁契約又ハ仲裁約款中ニ其ノ任命ニ關シテ定メラレタル規定ヲ以テ、其ノ補

充ノ措置ヲ爲ス。若シ其ノ任命ヲ爲スコトヲ要スル當事者又ハ第三者ガ、其ノ措置ヲ爲サザルトキハ、第六百三條ノ規定ヲ準用ス。

第六百六條 (仲裁人タリ得ベキ能力) 仲裁人ハ伊太利亞市民タルコトヲ要ス。未成年者、禁治産者、準禁治産者、破産者及公權停止状態ニ在ル者ハ仲裁人タルコトヲ得ズ。

第六百七條 (仲裁人ノ義務) 仲裁人ハ當事者又ハ法律ニ依リテ定メラルル期間内ニ、仲裁判決ヲ言渡スコトヲ要ス。之無キトキハ、假令引受後正當ナル理由無クシテ其ノ任務ヲ辭退スルモ、損害賠償ノ責ニ任ズ。

引受ハ文書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス。引受ハ仲裁契約證書ノ署名ヨリ生ズルコトヲ得。第六百八條 (仲裁人ノ權利) 仲裁人ハ任命引受ノ行爲ニ際シ、又ハ其ノ後作成セラレタル文書ヲ以テ

辭退シタル場合ヲ除キ、費用ノ償還及提供シタル勞務ニ對スル謝禮ヲ受クル權利ヲ有ス。若シ仲裁人ガ直接ニ費用及謝禮ノ清算ノ措置ニ當ルトキニ、斯ル清算ヲ當事者ガ承認セザルトキハ、當事者ニ對シテ拘束力ナシ。

斯ル場合ニ於テハ、其ノ費用及謝禮ノ額ハ仲裁契約又ハ仲裁約款ガ締結又ハ登録セラレタル場所ノ地方裁判所長ガ、仲裁人ノ申請ニ基キ、當事者ヲ審訊シタル後、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ之ヲ決定ス。

命令ハ當事者ニ對スル執行名義トシテノ效力ヲ有ス。當事者ハ連帶シテ責ニ任ズ。當事者間ノ求償

ハ之ヲ保存ス。

第六百九條（仲裁人ノ忌避）當事者ハ第三十三條第一第二及第三號ニ指示スル場合ニ於テ、自己ノ任命セザル仲裁人ヲ忌避スルコトヲ得。

忌避ハ任命ノ通達ヨリ十日ノ請求撲滅期間内ニ、第六百八條ニ指示スル地方裁判所長ニ對スル申請ヲ以テ之ヲ提起スルコトヲ要ス。所長ハ忌避セラレタル仲裁人ヲ聴取シ、場合ニ依リテハ概略的報告ヲ徴シ、不服ノ申立ヲ許サザル命令ヲ以テ之ヲ裁決ス。

第三節 手續ニ付テ

第六百十條（手續ノ進展）當事者ハ仲裁契約仲裁約款ノ中ニテ、又ハ其ノ後作成セラレタル文書ヲ以テ、仲裁人ガ手續ノ進展ニ對シ遵守スルコトヲ要スル規則ヲ定ムルコトヲ得。

斯ル規則無キトキハ、仲裁人ハ更ニ適當ト認ムル方法ニテ、其ノ進展ヲ規律スル權能ヲ有ス。如何ナル場合ニ於テモ、仲裁人ハ記録及覺書提出ノ爲ノ期間ヲ當事者ニ指定スルコトヲ要ス。

第六百十一條（事實審理行爲）事實審理行爲ハ諸仲裁人ヨリ仲裁人ノ一人ニ之ヲ囑託スルコトヲ得。證人ヲ徵取シ、又ハ鑑定セシムルトキハ、仲裁人ハ第二百三十一條及第二百四十三條ノ規定ニ則リ、宣誓ノ提供ヲ要求スルコトヲ得。

第六百十二條（當事者ノ申立）當事者ハ自己ノ覺書ノ中ニテ、特殊ノ問題ヲ仲裁人ノモトニ置クコトヲ得。

若シ當事者ノ一方ニ於テ、仲裁人ノモトニ置カレタル問題ノ或ルモノガ仲裁人ノ權限ヲ逸脱スルモノト認ムルトキハ、同一仲裁手續ニ於テ其ノ抗辯ヲ實行スルコトヲ要ス。然ラザルトキハ此ノ理由ニ因リテ、判決無効ノ不服申立ヲ提起スルコトヲ得ズ。

第六百十三條（法律寄託）仲裁人ハ法律寄託ヲ許可スルコトヲ得ズ。裁判官憲ガ仲裁人ノ仲裁ニ付託スル契約ノ爲サレタル争ニ於テ、法律寄託ヲ許可スルトキハ、仲裁人ハ法律寄託ノ有效、確認又ハ取消ニ關シテモ亦言渡ヲ爲ス。

第六百十四條（附帶ノ争）若シ手續ノ進行中、人ノ身分又ハ仲裁ニ付シ得ザル他ノ對象ニ關シ争ヲ生ジ、其ノ決定ガ仲裁手續ノ結果ニ影響スルモノナルトキハ、仲裁人ハ手續ヲ停止シ、當事者ヲ管轄權アル裁判官憲ニ移送スルコトヲ要ス。

斯ル場合ニ於テハ、第六百十五條ニ依リテ定メラルル期間ハ、當事者ノ一方ガ其ノ附帶ノ争ガ確定判決ヲ以テ裁決セラレタルコトヲ仲裁人ニ了知セシムル日迄之ヲ停止ス。然レドモ若シ經過スベキ残存期間ガ短期ナルトキハ、十五日迄之ヲ延長ス。

第四節 判決ニ付テ

第六百十五條（裁決ノ爲ノ期間）若シ當事者ガ別段ノ定ヲ爲シ居ラザルトキハ、仲裁人ハ任命ノ引受

ヨリ九十日ノ期間内ニ、其ノ仲裁判決ヲ言渡スコトヲ要ス。若シ仲裁人が多數ニシテ、其ノ引受ガ同時ニ總テノ側ヨリ爲サレ居ラザルトキハ、其ノ期間ハ最後ノ引受ヨリ進行ス。該期間ハ忌避ノ申立ガ提起セラルトキハ、其ノ裁決迄停止セラレ、仲裁人又ハ仲裁人ノ或ル者ノ補充ヲ行フ必要アルトキハ中斷セラル。

事實審理ヲ爲ス必要アルトキハ、仲裁人ハ唯一度ニ限リテ九十日ヲ超エザル期間間ヲ延長スルコトヲ得。

當事者一方ノ死亡ノ場合ニ於テハ、期間ハ三十日間延長セラル。

第六百十六條 (期間ノ經過) 前條ニ指示スル期間ノ經過ハ、若シ當事者ノ一方ガ仲裁判決熟考前ニ、失格ヲ援用スル意ナルコトヲ他ノ當事者及仲裁人ニ通告スルニ非ザレバ、判決無効ノ理由トシテ之ヲ役立タシムルコトヲ得ズ。

第六百十七條 (裁決ノ爲ノ規則) 仲裁人ハ争ノ裁決ニ於テハ、當事者ガ別段ノ定ヲ爲ス場合ノ外、法律ノ原則ヲ遵守スルコトヲ要セズ。

第六百十八條 (仲裁判決ノ熟考及要件) 仲裁判決ハ仲裁人ノ個人的意見開陳後、投票ノ多數決ニ依リテ評決セラレ、然ル後文書ニ作成セラル。

仲裁判決ハ左ニ掲グル事項ヲ包含スルコトヲ要ス。

一 當事者ノ梗概ノ表示

二 仲裁契約文書ノ表示

三 理由ノ概略的表示

四 判決主文

五 署名ノ年月日及場所ノ表示

六 全仲裁人ノ署名

然レドモ仲裁判決ガ全仲裁人ノ個人的意見ノ開陳後ニ於テ熟考セラレタル行爲ノアル限り、仲裁人ノ過半数ニ依リテ署名セラレタル仲裁判決ハ有効トス。

仲裁判決中ニ仲裁人ハ費用ニ對シテモ亦言渡ヲ爲ス。

第六百十九條 (宣告ノ場所) 仲裁判決ハ國內ニテ之ヲ言渡スコトヲ要ス。

第六百二十條 (仲裁判決ノ寄託) 仲裁判決ハ署名ノ日ヨリ五日ノ請求撲滅期間内ニ、原本ニ仲裁契約證書ヲ添へ、仲裁人ノ一人仲裁判決ノ發セラレタル場所ノ區裁判所書記課ニ之ヲ寄託スルコトヲ要ス。

區裁判所判事ハ寄託ノ適時實行及仲裁判決ノ形式的整備ヲ確認シタル後、其ノ決定ヲ以テ執行力アルモノト宣言シ、且登錄簿ニ其ノ旨ヲ記入スベキコトヲ命ズ。

區裁判所判事ノ決定ハ仲裁判決ニ判決ノ效力ヲ賦與ス。

寄託及區裁判所判事ノ措置ニ關シテハ、書記課ヨリ第五十二條ニ規定スル方法ニテ、當事者ニ報知セラル。

第五節 不服申立ニ付テ

第六百二十一條（不服申立手段）仲裁人ノ判決ハ無効ノ不服申立及取消ノ不服申立ニノミ服ス。

第六百二十二條（無効ノ不服申立）無効ノ不服申立ハ判決ガ寄託セラレタル控訴院ノ前ニ、同一判決ノ通達ヨリ四十日内ニ之ヲ提起ス。

不服申立ハ區裁判所判事ガ其ノ仲裁判決ヲ執行力アルモノト宣言シタル日附ヨリ一ケ年ヲ經過スルトキハ、最早之ヲ提起スルコトヲ得ズ。

第六百二十三條（無効ノ場合）無効ノ不服申立ハ左ノ場合ニ之ヲ許可ス。

- 一 仲裁契約ガ無効ナルトキ
- 二 仲裁人ガ本章第一節及第二節ニ規定スル形式ト態様ニテ任命セラレザリシトキ、但シ其ノ無効ガ仲裁裁判中ニ申立テラレタル場合ニ限ル
- 三 判決ガ仲裁契約ノ範圍外ニテ言渡ヲナセルカ、又ハ仲裁契約ノ對象ノ或ルモノニ對シテ言渡ヲ爲サザリシカ、又ハ矛盾ノ處分ヲ與フルトキ
- 四 仲裁人ガ彼等ニ命ゼラレタル法律ノ原則ヲ遵守スベキ義務ノ範圍ヲ逸脱シタルトキ
- 五 判決ガ第六六條ノ規定ニ則リ仲裁人ニ任命セラルルコトヲ得ザル者ヨリ言渡サレタルトキ
- 六 判決ガ第六百十八條第三第四第五及第六號ニ掲ゲタル要件ヲ包含セザルカ、又ハ國內ニ於テ

言渡サレザリシカ、又ハ第六百二十條ニ規定スル期間ノ經過後ニ寄託セラレタルトキ

七 判決ガ第六百十五條ニ指示スル期間ノ經過後ニ言渡サレタルトキ、但シ第六百十六條ノ規定ハ之ヲ保存ス

八 仲裁人ガ第六百十條ノ規定ニ依リ、仲裁訴訟ニ於テ「必ず踐行スベキモノトシテ」要求セラレ、若シ其レヲ踐行セザルトキハ無効トナルガ如キ形式ヲ遵守スベキ義務ヲ有スルトキニ、若シ此ノ形式ガ手續中ニ遵守セラレズ、且其ノ無効モ未ダ治癒セラレ居ラザルトキ

第六百二十四條（不服申立ニ對スル裁判）控訴院ハ不服申立ヲ採用スルトキハ、判決ヲ以テ仲裁裁判及判決ノ無効ヲ宣告シ、且若シ訴訟事件ガ裁判シ得ベキ状態ニ在ルトキハ、當否ニ對シテモ亦言渡ヲ爲ス。若シ當否ノ裁判ニ事實審理手段ヲ必要トスルトキハ、同時ニ別個ノ命令ヲ以テ之ガ措置ヲ爲ス。

訴訟繫屬中ハ控訴院ハ不服ヲ申立テラレタル判決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得。

第六百二十五條（取消）無効ノ不服申立ヲ提起シ得ザルトキハ、判決ハ第三百九十七條第一第二及第三號ニ指示スル場合ニ該當スル場合ニハ取消ニ服ス。但シ第一卷ニ規定スル條件及形式ハ之ヲ遵守スルコトヲ要ス。不服申立ハ判決ガ寄託セラレタル場所ノ控訴院ノ前ニ之ヲ提起ス。

第三章 外國判決ノ效力ニ付テ

第六百二十六條（管轄）伊太利亞國ニ於テ外國裁判官憲ノ判決ヲ實行スルニ利害關係ヲ有スル者ハ、判決ガ執行セラルルコトヲ要スル場所ノ控訴院ニ、其ノ請求ヲ提起スルコトヲ要ス。

第六百二十七條（有效宣言ニ要スル條件）控訴院ハ左ノ事項ヲ認定シタルトキハ、判決ヲ以テ伊太利亞國ニ於ケル外國判決ノ有效ヲ宣言ス。

- 一 伊太利亞ノ法律組織中ニ採用セラレタル國際的裁判管轄ニ關スル原理ガ、爭ニ關シ判決ノ發セラレタル外國ノ管轄ヲ排除セザルコト
 - 二 召喚ガ裁判ガ行ハレタル場所ノ法律ニ準據シテ通達セラレ、且其ノ召喚狀中ニハ出頭スベキ適當ナル期間ガ指定セラレタルコト
 - 三 當事者ガ場所ノ法律ニ從ヒテ訴訟立入ヲ爲シ、又ハ闕席ガ同一法律ニ準據シテ有效ニ確認且宣言セラレタルコト
 - 四 判決ガ言渡サレタル場所ノ法律ニ從ヒテ確定セラレタルコト
 - 五 判決ガ伊太利亞裁判官憲ヨリ言渡サレタル他ノ判決ニ牴觸セザルコト
 - 六 同一問題ニ關スル同一當事者間ノ爭ガ、伊太利亞裁判官憲ノ前ニ於テ繫屬シ居ラザルコト
 - 七 判決ガ公ノ秩序又ハ伊太利亞ノ強行法ニ反スル處分ヲ含マザルコト
- 訴訟ニ於テハ檢事ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス。
- 強制執行ノ目的ノ爲ノ執行名義ハ、外國判決ト控訴院判決ニ依リテ構成セラル。

第六百二十八條（事件ノ當否ノ再審）判決ガ闕席ノ儘ニテ言渡サレタルトキ、又ハ第三百九十七條ニ指示スル取消理由ノ何レカヲ實行スルトキハ、控訴院ハ被告ノ申立ニ基キテ、爭ノ當否ヲ再審ス。

第六百二十九條（繫屬訴訟ニ於ケル有效ノ宣言）第六百二十七條ノ規定ニ則リ、伊太利亞國ニ於テ未ダ有效ナルモノト宣言セラレ居ラザル外國裁判官憲ノ判決ハ、訴訟事件ヲ審理スル裁判官ガ第六百二十七條ニ指示スル條件ガ存スルコトヲ確認スルトキハ、伊太利亞裁判官憲ニ訴訟ヲ繫屬セシムルコトヲ得。其ノ確認ハ外國判決ガ實行セラルル訴訟ニ於テノミ效力ヲ有ス。

第六百三十條（國際協定）本章ノ規定ハ國際協定ノ規定ニ服ス。

報 告

一 民事訴訟の改革は伊太利亞に於てその學者及び實務家としての活動を司法裁判の諸問題に捧げた人々の古來絶えざる渴望である。一八六五年の法典は既にその不手際の萌芽をそれ自身に藏してゐたと云ふことが出来る。それ程該法典は國家權力の樞要な顯現と考へられる司法裁判に對する強い信仰に、長い光輝ある傳統に依つて慣らされた人心より隔絶したものであつた。我が法典の早計な編纂は、假令それが再建祖國に一個の統一立法を興へる爲めには必要なものではあつたとしても、それは時としては技術的にも不幸な外國體素の再製に依つて、佛蘭西革命より生じて總ての立法を刻してゐる彼の個人主義的原理を民事訴訟に齎したことであつた。

斯くして民事司法裁判の野に於ても亦、所謂自由制を特徴付けてゐる公權力の非介入主義なる現象が實現せられた。國家は自ら民事訴訟に於て達成すべき自己の最高目的を有してゐることを忘却し、權利の實現を訴訟當事者の活動に委ぬてしまつた。尙一層悪いことがある、國家はその實質的無干渉を壓制的形式主義の厚い帷帳の後に隠蔽し、その形式主義を通して、司法裁判の理想によつて示された目的に向つて訴訟の展開を指導せんと自ら幻想し、或ひは幻想せしめ得ると信じた。その結果は甚だ不幸なものであつた。眞や訴訟はあらゆる謀計に曝され、方策と方式を以つて窒息

せしめられ、屢々争訟の對象とは凡そ無關係な一連の訴訟中に認められて訴訟手續をば目茶苦茶にしてゐる例外の盡きることなき加重に惱まされ、時としては癱痺せしめられた法の磔刑地となつて了つた。訴訟事件の内容は何時も知らずして、當事者の争に無氣力に臨んでゐた裁判官の權威は危機に瀕した。辯護引受人の威信は減じた。彼等は情れきつた形式的トナメントに於て其のエネルギーを消耗することを屢々餘儀なくせられて、公衆の意識には最早論争問題の頑強な防衛者とは映せずして、訴訟手續の三百代言の狡猾な操縦者として映じた。最後に人民の司法裁判に對する信頼は地に墜ちて了つた。司法裁判は最早法の爲めに正當な戦を挑む明朝公開の野ではなく、唯僅かの傳授を受けた人間のみが參與することが出来たに過ぎない不可解極まる儀式の閉鎖した路地となつて現はれた。

その不便はあまりにも重大であつた爲め、政府當局者もこれを看過することが出来なかつた。然し乍らその病氣の源泉は個人主義的原理の中に存し、自由主義國家は正しくその原理の奴隸であるが爲め、その自由主義國家には適當な救済策の可能性が缺けてゐた。修正、便法、接木が企てられた。略式的格式の移入によつて形式の過度の重壓を緩和せんと期待した。然し乍らこれだけでは實質的にはもとの状態を無變更の儘に残したに過ぎない。區裁判所判事と調停官の權限を改革し、之等司法官の面前の訴訟事件の取扱に對して特別規則を興へることに依つて、人民の希望を満足せしめ得んと信じられた。最も緊急な解決を要求するが如くに見えた争訟に對しては、最も迅速な訴訟手續方法が創設せられた。然し乍ら此等の救済策は直ちに不適當なものと觀ぜられるに至つた。而て抗議や騒ぎが益々増

大するに至つたので、國家は民衆自由主義制の常套組織に従つて、最も強力且つ強行的な利害關係に讓歩し、裁判官の技術性が小なれば形式の無拘束はそれ丈け大となることを許すが如く思はれた特別管轄の一連に通路を開かねばならなかつたのであつた。

二 これ以上此の悲しむべき病狀診斷の中に逡巡してゐる必要は無い。これ迄示した所によつて通常法典の改革問題が如何にファシスト國家建設に於て本質的に政治的な問題として出現しなければならぬものであるかが明白に示されてゐる。これ亦實質に於ては權威の原則復興に關する廣い問題の一面である。國家は民事訴訟の分野に於ても亦その卓越した地位を取戻さねばならない。權利の實行に付いて自己に屬する利害關係の抑壓を許さない優越性を再確認しなければならぬ。

訴訟は當事者に仕へる、就中ファシスト國家の生命に本質的な最も高い公益の保護に仕へる。ファシスト國家こそは法律關係に於ても社會的關係に於けるが如く、正義の國家たらんことを希望してゐるのである。此の明白な政治的立場よりして改革の目標が正確に確定せられる。先づ第一には裁判官の民事訴訟への能動的積極的介入である。裁判官は國家が權利回復なる自己の目的の實現を委ねてゐる機關である。従つて彼は訴訟に於て卓越した地位を有しなければならず、眞に訴訟手續を指揮し、訴訟手續の發展を追ひ、訴訟の生命を生き抜かねばならない。これが爲めには裁判官は始より争の正確な條件を知悉し、全訴訟を通じて當事者及び其の辯護引受人と接觸することが必要である。従つて同一裁判官が訴訟のあらゆる要素を逐次獲得しつゝ、これを通じてその確信を形成するが如くにして、

始より終迄訴訟に關與することが必要である。

草案は此の目的に鼓吹せられ、それ故に訴訟關係が形成せられる其の瞬間、當事者が争の條件を正確且つ完全に限定す可きことを規定してゐる。曰く原告が召喚狀に其の具體的請求の内容を定め、被告は答辯の訴訟文書に於て其の抗辯を提出し、兩者共に直ちに自ら規定する證據を提出し、即時自ら必要と思惟する事實審理手段の要求を裁判官のもとに置くべしと（第一三一條、第一四三條——第一四五條）。訴訟事件の経緯は斯くして其の主要線上に確定される。裁判官は當事者が出頭する以前に於ても、争の性質、確認することを要する實質的真相、或は又探る必要あるが如き道を攻究する地位に置かれる。彼は訴訟の認識より來る權威を以つて其の訴訟手續を指揮することが出來やうし、又迅速に彼れ此れの證據手段の便宜を評價し、惡意の遲滯を除去し、締りの無い冗長を避けることが出來るであらう。就中彼は最も好都合の條件の下に於て、草案が司法裁判擔當人の最も高尚な職分の一つと考へてゐるかの勸説及び調停の使命を實行することが出來るであらう。裁判官の調停的作用に關しては今日これを疑問視する意見が擴つてゐる。そして確かに現行訴訟組織はこれを行使す可きあらゆる眞摯な可能性を排除してゐる。有效な調停の仕事なるものは、其の地位の權威と威信に加ふるに争の完全な認識を以つてし、且つ當事者との間斷なき接觸に於て、當事者の出方を決定する心理的動機及び實際的利害關係の種々な重要性を評價し、且つこれに線を劃することが出來るのみがこれを説明することを得るのである。

草案に依つて描かれた訴訟手續の型は、調停が結實的經驗に到達せんが爲めに適當するあらゆる條件を實行してゐる。それは就中要求の緩和者たる法律の性質自體の中に生茂る發展に對する基礎を見出してゐる。それは又かくも秀でた正義感と和合一致への自然的傾向を有する伊太利亞國民の中に最も適當な人間的要素を見出し、最後に最も高尚な辯護引受人の卓絶した市民的良心中に最も有效な推進力を見出してゐるのである。

懷疑論はそれ故正當とはされぬであらう。此のことは尙勞働爭議に於て裁判官によつて結ばれる調停の高い百分率が證明してゐることでもある。此の勞働爭議に於ては正しく訴訟はかの調停の概念に鼓吹せられ、これをば草案が一般化し完成してゐるのである。

三 他の重要性の劣ることなき結果は、争の限界を最初に定めて了ふ原理より生ずる。これ即ち訴訟の道德化である。ファシスト時代の嚴格な狀況の下に於ては、民事訴訟は謀計奇襲の戦争たる可きではない。不正直な態度や結論の無い論争は追放せられなければならぬ。或る時は此の問題、或る時はあの問題で戦ひ、又或る時は此の記録、或る時は他の記録で論争する様對手を餘儀なくせしめて、定つた分量で自己防禦策を提出することに依つて對手を奔命に疲れしめることは正しくない。又其の意味なきことを知り乍ら、更に惡辣なものに至つては決定的な記録を保管し乍ら、申出された長々しくしかも複雑な事實審理手續に於て裁判官の活動力を喪失せしめることは許されない。當事者は最初よりその論點を固定し明白にしなければならぬ。斯くして裁判争は眞に一つの誠實且つ公然たる争

たるであらう。斯くして争の中心點は急速に個別化せられ、それに関して訴訟は急速且つ輕快に達成せられるであらう。

四 強固且つ整頓せられた司法裁判！ これこそは草案の欲するものである。それ故に草案は根本的に民事開廷の外貌を變形してゐる。

あらゆる開廷は正しく訴訟の發展に於ける一個の段階を代表するであらう。何故となれば訴訟事件が開廷に移される時には、裁判官は自己の占有中に在る訴訟文書及び記録の閱讀に依つて既に其の内容を知悉してゐるからである。開廷に於ては争點は適當に裁判官當事者及び特に其の辯護人に依つて検討せられ、疑問は明白にせられ、無駄は排除せられ、申立は修正せられるであらう。此の開廷の整頓せられた發展は大いに訴訟の眞面目さに裨益するであらう。何故となれば當事者は彼等相互間及び裁判官との直接接觸に於て、直ちに否認せられ、又注意深く且つ訴訟事件を知悉する裁判官に忽ち其の矛盾を曝露するが如き不條理な問題や虚偽の確言はこれを拋棄しなければならず、曖昧を永續せしめ、轉向を創造し、争の主要目的より司法裁判の運行を脱線せしめることも最早出來ないであらうからである。されば今日唯單に遅延せしめる意圖の爲めにのみ起りつつある多くの問題は最早提出せられなくなるであらう。他方事實審理手續は多大の注意と配慮とを以つて進展することが出来るであらう。何故となれば裁判官は訴訟諸要素の完全な認識よりして、あらゆる申立の結論を迅速に評價し、又あらゆる紛争を正確に解決する爲めに有效な規則を引出すであらうからである。

五 迅速且つ敏捷な訴訟とは云へその主要目的は實質的真相の探求にある。形式は其の果す作用の埒内に收めて置かねばならない。作用とは外ではない、訴訟の眞目的を乗越へることなく、訴訟を阻止することなく、重々しくすることなくして、訴訟の整頓せられた發展を確實にすることこれである。現行組織に於ては形式が莫大な重要性を有してゐることは理解せられる。訴訟は實際は殆んど當事者の間丈けで進展してゐる。裁判官が参加すると云つても判決が發せられる以前には専ら形式的である。斯かる條件の下に於て信義と當事者の利害を擔保する唯一のものが、複雑な形式の嚴格な遵守によつて與へられることは餘りにも明白である。

新制度に於ては最大の擔保は訴訟に對する裁判官の積極的關與によつて與へられる。總ての訴訟は裁判官の面前に於て且つ其の監督の下に進展するが故に、謀計や不意打の危険は除去される。訴訟生命の如何なる瞬間に於ても、其の都度裁判官は當事者の利害關係が適當に保護せられてゐるか、就中防禦の權が擔保せられてゐるかを確めるであらう。草案の中には、果して當事者が最も重要な訴訟活動の推移を正しく知悉してゐるかを調査す可き權限を裁判官に託したり、或ひは通達の更新を命じ、職權に因る缺席當事者に對する通知を規定する廣汎な權能を彼に與へたりしてゐる特別規定は澤山にある。斯くの如くにして對審原理なるものは最早一個の空虚な方式には非ずして、訴訟生命の法規であり、此處に形式尊重を欲するよりは、形式が擔保せんと欲してゐる結果の確保を要求してゐるファシスト司法裁判の特徴を爲す一面が記されてもゐる。前提かくの如くならば、何故に草案が形式的無

效を最小限度に迄引下げ、之に反して果して使用せられた形式がその目的に適合するものなるかを確めることを裁判官の負擔としたかと云ふことが理解せられるのである。

六 それ故訴訟はあらゆる無用な遵守事項より解放せられて、争の當否の裁決に向つて迅速且つ敏捷に進行する。最初の開廷に於て訴訟の目的は既に其のあらゆる局面に於て確定せられて居り、證據書類は取得せられてあり、要求せられた事實審理は其の内容が確定せられて居り、當事者の中立は決定せられて居り、すべての抗辯は申立てられてゐる。されば直ちに先決問題の解決、それに次で引用せられた證據の取調及び必要な事實審理手段の許可に取掛ることが出来る。此等總てに對しては裁判官は簡單且つ迅速な形式たる命令を以つて措置を講ずる(第一七〇條)。開廷前に既に訴訟事件を知悉する裁判官は、其の後も辯護引受人の覺書及び當事者の生きた聲よりして、其の都度發生する問題の眞の重大性を教へられ、自ら緊密に關與する訴訟生命の發展よりして、附帶問題と訴訟の主要目的との相關關係を明るくせられ、迅速に方位を定め、以つて其の確信を固めることが出来る。されば訴訟を壞し、訴訟事件の全貌を失はしめ、訴訟の繼續を延引せしめる効果を不可欲的に伴ふ中間判決の起草に於て、裁判官が自己の精力を亂費する必要はない。訴訟は命令が發せられた後は盡して餘す所なきに至る迄繼續する。他面當事者の利益保護の爲めには、終局判決の不服申立と共に命令の不服申立が承認せられてゐる。

此の組織では既に進展した或る若干の訴訟活動の失效を齎すこともあり得る。然し乍ら此の不都合

は訴訟事件の審理を集中し、裁判官と當事者間の關係を中絶せしめず、訴訟の段階が裁判官の意識中に決定し次で彼の確信の貴い要素と變ずる印象の直接性を保存すると云ふが如き明白な利益の前には無視して差支えなきものと思はれる。

他方全訴訟手續に出席する裁判官より發せられる命令は、多くの場合疑なく訴訟事件の眞の要求に應へる正しい裁決を構成するであらう。

されば原則として附帶訴訟は除去せられてゐる。唯管轄問題のみに付いては、管轄に關する誤れる宣告の上に基礎に瑕疵ある訴訟關係が進展することを避ける目的を以つて、これを例外としてゐる。

それ故に當事者には直ちに管轄に對して取消し得ざる裁決を促す權能が與へられ、管轄は斯くして決定的に確定せられる。然し乍ら此の訴訟に對しても、特に簡単な形式と相當短い期間が定められてゐる。即ちその申立は若し管轄が控訴院管區の範圍に於て決定せらるべきときは控訴院に、然らざる場合には破毀院に提出せられる(第一二六條)。その書面に依る申立書を提出する爲めには、當事者に短い期間が許されてゐる(第一二七條)。故に控訴院は命令を以つて措置を爲し、管轄權ある裁判所を定め、且つ訴訟の迅速な繼續に必要な凡ゆる措置を與へる(第一三〇條)。要するに今日訴訟の際限なき繼續の最も効果的な原因の一つを構成してゐる此の附帶訴訟に對しても亦、草案は全く獨創的な急速簡単な組織を採用したが、然しそれでも管轄法規の正確な遵守を確保するが如くにして有機的に組立てられてゐる。

七 斯くの如く整頓せられた訴訟は迅速にその結論に到達することが出来る。一見明らかなるが如く、發生した事情又は特別の理由により適當に自己を防禦することの不可能の立場に在るか、又は裁決を延期するを得策と考へるが如き當事者の利害關係を最大限度に考慮に入れつつ、其の結論に到達する。

裁判官は其の都度訴訟續行の爲めに開廷を定めるに當つて、通常當事者の要求を考慮に入れるのみならず、當事者が協同してこれに關する要求を爲す場合にも、手續は適當期間これを停止することが出来る(第一八一條)。此の外當事者若くはその代理人に發生することあるべき能力の變更に因り、又は其の他の事情に因つて訴訟が休息又は中斷を受けねばならない總ての場合が入念に規定規律せられてゐる。技術的見地よりしても、草案は停止及び中斷の問題に於ては現行法の上に著しい進歩を實現し、現行法に於ては不完全に規定せられ、不明瞭に表現せられてゐる規則を系統的に整頓せられた取扱の中に纏めてゐる。就中草案は決して此等の場合に於て訴訟を際限なく遅延せしめることを當事者の專斷に任せず、正確な期間を定め、且つ訴訟の再開を整備する爲めに裁判官に廣大な權能を賦與してゐる。

兎にも角にも絶對的に排除せられてゐるのは、當事者が純粹な恣意により訴訟の裁決を延期し得ると云ふこと、更に甚しきに至ると今日不幸にして起るが如く、訴訟の實質に關する裁判官の無知を利用して、極めて惡意ある當事者又は怠慢若くは疎忽な代理人が紛争中の眞の利害關係に損害を與へて

理由のない延期を要求すると云ふことである。あらゆる開廷に於て訴訟事件は眞實に處理せられねばならない。唯討論を盡し得ない時のみ裁判官はそれが續行を彼自身が定める他の開廷に延期する。斯くの如くにして最後の辯論に到達する時、裁判官は経過した行路、蒐集した材料を活々と現實に回想し、以て迅速に自己の裁決を採擇することを得る。それ故に草案は辯論の終結した開廷に於て判決主文が朗讀せられる場合を正常のものとし、如何なる場合にも判決起草の爲めに短期間を定めてゐる。

八 總帥ドゥチエが諭した如く『司法裁判は有效ならんが爲めには便利且つ迅速たらねばならない。司法裁判を要求する者は餘りにも複雑せる訴訟手續より窒息せしめらる可きではなく、司法裁判は出來得る限り短時日の中に爲されねばならない』。

草案は此の最高の命令に鼓舞せられ、民事訴訟をば調和のとれた繊細な線の建物の如く、時代の要求に應じ、司法裁判に對して信仰を有し司法裁判に信頼を持たんことを希望してゐる人民の良心に則したるものに仕上げてゐる。

然し乍ら本草案の建物は本質的な根底の上に立脚してゐる。根底とは外ならぬ、訴訟生命に對する裁判官の絶えざる積極的關與がこれである。これ迄の頁に述べ來つた總てのことは、訴訟事件を能く知得し、常にその進展の場にいる裁判官のみが形式の障礙、謀計の危険及び妨害的操縱を避けることが出来る、要約すれば彼のみが訴訟の急速な展開の本質的條件たる嚴正の特色をば裁判官に與へることが出来ること云ふことを示してゐる。

それ故改革の根本的技術問題は、裁判官が絶えず訴訟に参加することを確保することの問題であつた。此の目的には裁判官の合議體制は大して好都合のものとは見えなかつた。此の體制は一個又は數個の開廷に集中せられる結果、合議體の總ての司法官に辯論の進展に關與し、當事者及び證人の申立の活々した印象を受け、以つて訴訟事件の諸要素を十分に知得して、裁判の形成に協力することを得せしめる刑事訴訟には最善の効果を與へるであらう。民事訴訟に於ては三人の司法官が訴訟のあらゆる段階に参加しても、何等の要求にも應じないであらう。却つて極めて重大な實際的困難に逢着する外、精力の消耗を來すであらう。

さればと云つて訴訟の指揮を一人の司法官に囑託してをいて、對立が解決されねばならない時か、或ひは更に範圍を狭めて單に訴訟が終局的に決定せられねばならないやうな時にのみ、合議體をして参加せしめることが適當であるとも信ぜられなかつた。此の體制では訴訟手續に重壓を加へ、訴訟の終結を遅延せしめることなきかと云ふことと、更には合議體の同僚合議員を満足せしめねばならないと云ふ懸念の爲めに、裁決に支障を來すが如きことがあつては、裁判官の威信と權威は減ぜられることなきかと云ふことが懸念せられたのである。

それ故に沈思熟考の後考が熟して、訴訟の全責任を引受ける單獨裁判官に訴訟を託することによつてのみ、迅速敏捷な訴訟の體系が成り立ち得るものとの結論に到達した。

單獨裁判官に關しては一九一二年に企てられた實驗の不成功の記憶がのしかかつて來る。然し乍ら

あの記憶より將來に對する推論を得んと欲する者は、改革の精神を理解してゐないことを曝露する者であらう。

一九一二年に於ては單獨裁判官の制度はそれ自身が目的であつた。そして司法組織の一手段として看做された此の制度は、當事者のみが行動し、之に反して裁判官は全く關係無き者として止つてゐた民事訴訟の機械的組立を變更することはなかつた。眞や改革は組織の變更と結合してゐなかつたので、能く爲し得た所のものと云へば、當事者の法廷簿冊の閲讀を通じてのみ争訟を知得した單なる一人に判決の作成を委ねることによつて、人數の擔保を奪つた以外の何物でもなかつた。

之に反して草案に於ては單獨裁判官は新訴訟組織の基礎であり、其の中心プロペラであり、機敏な指揮者である。其の新訴訟組織は段階毎に彼の心と彼の良心に争訟の實質的眞實を提供し得るが如くに仕組まれてゐる。されば判決は同化と合成の徐々たるも絶えることなき苦心よりして、其の精神に透徹せるものとして湧き出でなくてはならないのである。

されば單獨裁判官の裁決と合議制裁決の對立と云ふが如きものは有り得ない。一方の合議體では其の構成員の何人も訴訟に參與せず、其の中の唯一人のみが正に當事者が發見せんと願つた眞實をば當事者の法廷簿冊の中で讀んではゐるが、其の他の者は諸辯護引受人若くは一層熱心な辯護引受人が發展せしめんとした處の局面のみを彼等に送られた覺書の中で知つてゐると云ふ調子であつた。これとは反對に訴訟を體驗した單獨裁判官は事實審理手續を指揮し、當事者及び其の辯護人と争訟のあらゆる局面を論議し、假面を剥ぎ、蔭影を拭ひ、曖昧を明白ならしめるに貢献したのであつた。選擇には疑の餘地がない。

されば如何なる危懼が懷かれ得るであらうか。

單獨裁判官が正直の保證を少ししか與へないと云ふことでもあるであらうか。壓迫より誤られ強迫より威嚇せられ得ると云ふことにもあるであらうか。其の疑惑は伊太利亞司法官の道德的感受性に反するものである。彼等にとつては正直は義務と云ふ前に魂と心の衣なのである。

黨派全勢の混沌たる時代に於ても、伊太利亞の裁判官は、最も下賤な物質主義の中にありと凡ゆる清淨な道德的價値は沈んで了つたかに思はれた時に於てはそれだけ一層危険である誘惑と強迫に抵抗しつゝ、司法裁判の威信を高揚することを知つてゐた。

ファシズムが政治秩序を以つて道德秩序を再建し、各人に自己の責任の嚴密な感情を興へた今日に於ては、彼等は國民生活の強靱な零圍氣の中に在つて、彼等の獨立を確認し、彼等の地位の光輝を防護するに最も適した境地を見出してゐる。訴訟及び判決に對して個人的責任を全部執ることは、義務感情をば出來得るならば更に嚴しきものにし、裁判官をして更に一層周到な注意を以つて自己の感情自己の良心の衝動を制御するに至らしめるであらう。

お、單獨裁判官が或る民事訴訟事件に於て提出せられ得る複雑且つ微妙な問題を解決するに不適當な裁判官たることが懸念されるであらうか。

固より多数司法官の間にも亦智的價值と經驗の一段階が存することは確である。然し乍ら總ての民事訴訟が同一程度の問題の困難さ、同一程度の事件の複雑さを提供してゐる譯ではないと云ふことを想起すべきである。

されば危険を除去する爲めには慎重に裁判官の選定を行ふと云ふことが問題である。

草案の組織ではこれに關するあらゆる疑を除去しなければならぬ筈である。事實訴訟事件の裁判官は、地方裁判所長又は部長が原告の召喚狀、被告の答辯書、原告又は被告より提出せられた諸文書を一覽した後(第一五四條及一五五條)、換言すれば訴訟事件の對象のみならず、請求及び抗辯の正確な内容を知得し、如何なる調査をなすことが必要であるか、又如何なる事實審理手段が要求せられてゐるかを了解する時にこれを選定するのである。それ故裁判長があらゆる訴訟事件に對して適當な教養的實際的準備を備へた裁判官を選定す可き確實性が生ずる。されば餘り適當でない裁判官の危険が除去せられるのみならず、却つて總ての争訟が最も適當な裁判官を有する爲めの總ての條件が具備するのである。

九 人或ひは云ふであらう、合議制辯論は時としては選拔せられた者の頭の中に於ても推理及び判斷の正確を混亂せしめ曖昧ならしめる誤れる印象や方位の錯誤を矯正することが出来る。然し乍ら誤てる印象や誤れる方向付けは、科學的又は實際的調査が外界との接觸なくして自己の良心の圍の中に於て遂行せられる時には、少しく度を重ねれば正され得るのである。我々の今の問題を繼續して行

くならば、判決を作成しなければならぬ瞬間に於てのみ訴訟と接觸し、當事者の法廷簿冊の冷淡な閱讀を通じてのみ争訟を知得する裁判官のみが、誤れる指導を受けることが出来る。然し乍ら訴訟の眞實が徐々に殆んど無意識の裡に司法官の心中に入り込む時、日々の接觸の中に於てあらゆる争訟の局面が當事者及び其の辯護人の討論を通じて司法官に曝露せられる時には、思想の脱線や論理的形崩れは極めて稀であらう。

草案が辯護人に委託する任務は確かに困難にして微妙である。辯護人は訴訟を開始する以前に争訟の方陣を明確にする必要がある。此のことは辯護依頼人との最も緊密な交渉を要求する。されば周知な注意を以つて訴訟の計畫を作成し、書類を分離し、記録を提出しなければならぬであらう。最後に訴訟のあらゆる局面の正しい觀察を形成するが爲めには、毎日裁判官に助力し、これを啓蒙し、これを援助しなければならぬであらう。廣汎且つ複雑な職業であつて、これには同時に確固たる智的準備、熱烈な責任感、直感の鋭敏、熱心と活動の熱情を要求するものである。

然し乍ら此等の賜は伊太利亞に於て正直と教養の光輝ある傳統を有し、その活動は絶えず最高の信條と燃ゆる熱誠を以つて印された法曹界の破壊し得ざる世襲財産である。辯護引受人の仕事は草案に於て最も具體的な價値付けを見出してゐる。總てが裁判官の立會のもとに展開する訴訟に於ては、辯護引受人の仕事たるや單に貴重なものにと云ふに止まらず、正しく不可欠にして掛替を許さないものである。

統帥ドウシエは辯護士が司法行政に協力する限度に於ては、「ファシズム社會組織の柱」であること云ふことを既に述べてゐる。彼等を裁判官の側に置いてゐる草案は、彼等をば眞實探求の困難な仕事に従事する裁判官の眞の協力者と考へてゐる。彼等も亦司法裁判の管掌者であり、法の勝利の爲めの闘士である。

十 今迄の頁に概略述べ來つた指導幹線は、如何に草案が民事訴訟に全く獨創的にして何等外國の建築型を模倣せず、統帥ドウシエの設計に成る指導に従つて有機的に考案せられた組織を興へたかを論證してゐる。

現行組織に齎された革新は極めて急進的とは云へ、決して即成の成果には非ずして、圓熟し制御せられた概念の沈思熟考せられた學句の表明を代表するものである。

此の事業には就中燃ゆるが如き信條と、熱烈な情熱が主宰者となつてゐた。信條とは何ぞ。民事訴訟に付いて現在我々が通過しつつある歴史的時代に便利な制度を建て、ファシスト國家及び其の偉大な首長に値する法典を作成せんとする信條が即ちそれである。情熱とは何ぞ。新組織の中に於て最も確かな守備隊と急速な實現の最も効果的な手段とを見出す可き司法裁判に對する情熱がそれである。

されば草案は政治的及び道德的の高い目的に服従する。さりとて之が爲めに改革の技術的方面が等閑に付せられてゐる譯ではない。技術的方面としても司法裁判の微妙な組立の整調が問題となるときに

は根本的重要性を有する。然し乍ら此處此の最初の發表に於て詳細に個々の規則や個々の制度を説明するのはその場合ではない。一般的には讀者は如何に總ての材料が、特に我が國に於ては訴訟法學に依り達成せられた偉大な進歩を考慮しつつ、有機的に配分せられたかを理解するであらう。此の點に關しては、最も卓越した法律家の勢心な仕事に負ふ最近の諸草案中に施された組織化が大いに裨益してゐる。改革はその細目に於ては疑もなく、草案を検討す可き技術者及び科學者が將になさんとしてゐる意見及び提案より向後の完成の動機を引出すであらう。従つて新法典は統帥ドウシエの確かな洞察に従つて、如何にして『嚴然として劍をとり、あらゆる運命の打撃に對して舵の棒を操縦することを得る手が、正義の秤を掌るときには極めて敏感となることをも得る』かを示すであらう。

十一 此處では我々は訴訟法の諸種の制度の中に移入せられた最も重要な改革のみを擧げるに止めやう。何よりも第一には草案がよりて以つて當事者及びその辯護引受人の誠實及び協力の義務の遵守を確保してゐる彼の規則の一體であつて、其の義務たるや其の最初の條文にファシスト訴訟法の根本原理として定められてゐる。

草案はあらめる行き過ぎを避け、反對に寧ろ現行法に於けるよりも更に控目の使用を行ひつつ、適當な金銭的制裁を以つて、當事者及び其の辯護人の極めて特徴ある詐欺的活動性に鐵槌を下し、費用の割當を規定するに當つても、費用が無用又は無效の行爲に關する時にはその評價計算を除外してゐるのみならず(第七二條)、勝訴者が不必要に訴訟の進行を錯綜せしめたか又は不釣合に負擔を重から

しめた時には、費用を相殺することを裁判官に許し(第七三條)、正確な規定を以つて悪意又は重過失の場合の勝訴者又は敗訴者の責任を規律して、裁判外の費用にして取立てることを得ないものの支拂の言渡をなし、更に重大な場合には損害賠償を命ずることをも許し(第七七條)、最後に輕卒又は向ふ見ずの訴訟が唯單に疲勞せしめるか、又は威嚇する目的の爲めに提起せられることを避けるが如くにして、費用に對する保證を原告に強要する權能を裁判官に與へてゐる(第八〇條)。

連帶なる崇高な思想に鼓吹せられ、ファシスト政治組織より極めて強力な衝動を受けた世話制度を強化せんとする意圖のもとに、草案は誠實の義務に對する制裁として威嚇せられた罰金額は、司法官及び書記課屬吏の世話團體又は辯護士及び代辯人の世話團體に歸屬すると云ふ原則を確定した。其の規則は現在では第二六條に包含せられてゐる。これは罰金の歸屬に付き規定を設けてゐる最初のものであるが、然し決定的組織化が行はれるときには、此の規則は更に適當な場所を見出すであらう。

十二 區裁判所判事の價格の管轄の限界の増大(第八七條)及び調停官のその輕少な程度の増大(第八六條)は、貨幣の占める地位の變更の結果であつて、餘り重要性を有しない争の爲め訴に對する申請を一層便利にして費用のかからないものとせんとする思想に鼓吹せられてゐる。加ふるに一九三六年八月七日勅令第一五三一號は、既に貸借契約に關する争に對する區裁判所判事の管轄を一萬リ一にして了つてゐると云ふ様な事情もある。

管轄法規を定めるに當つては、概して現行法が與へてゐる疑問及び争を除去することに注意が拂は

れ、又價格決定の爲めに訴訟の経過を延引せしめるが如き複雑な調査が行はねばならないことも避けられた。

又租税上の裁判籍に付いての規則も今日猶頻繁に繰返されてゐる曖昧及び當惑を避けるが如くにして、土地の管轄の方陣内に遷された(第一〇五條)。法人に對する訴訟、組合員及び共有者間の訴訟、後見上の管理又は財産管理に屬する訴訟に於ける管轄の規則が完成せられた。被告が伊太利亞國內に住所も滞在所も有せざる時、或は又外國人若くは無國籍者にして管轄決定の正規的標準を適用し得ざる時の首府裁判官憲の管轄が定められた(第九六條、第一〇四條)。合意による土地の管轄の廢止に對する正確且つ徹底的な規則が與へられた(第一一四條)。

特に注目に値すべきものは、無管轄の抗辯が過度に訴訟の發展を複雑にすることを避けるが如くにして、此の種抗辯を規律する意圖に出た規定である(第一一六條)。根本原則として此の抗辯は最初の開廷に於て提起せられねばならず、且つ控訴院に於ても亦却下せられる場合には、最早破毀の申請理由を構成することが出来ない。補助規則としては土地の無管轄に付いては、無管轄の抗辯を提出する當事者は管轄權を有するものと自ら考へる裁判官を指名することを要し、若し此の指名が相手方當事者より承諾せられたときは、その管轄は確定的に決定せられると云ふ組織になつてゐる。

廢止を許さない管轄の場合に關しては、訴訟事件が如何なる状態如何なる段階にありとも、其の正しい管轄を指摘す可き裁判官の權限は、上級裁判官の管轄に吸収せられて了ふ原理によつて緩和せら

れてゐる。されば無管轄は下級審の裁判官に提訴せられる時に於てのみ宣告せられることが出来る。訴訟繫屬及び併合に關する規則は、同一裁判官の面前に繫屬する訴訟の場合との關聯に於ても、異なる多數の裁判官の面前に繫屬する訴訟の場合との關聯に於ても、明瞭に其の内容を確定せられて、其の取扱を完備してゐる(第一一八條——第二一〇條)。最後に訴訟の進行中に發生せる無管轄に關する規定も、訴訟事件の敏速な續行を可能ならしめる思想に鼓吹せられて、其の取扱を完備してゐる(第一二一條)。

十三 訴訟に於ける裁判官の地位は草案に依つて明白に劃せられてゐる。裁判官は訴訟手續の整然且つ迅速な發展にとつて必要な命令及び取締の權を有するのみならず(第一五七條)、彼の裁決が眞に堅固な確信の表現を代表することを得るが如くにして、當事者と共に眞相の探求に協力し得る状態の下に置かれてゐる。それ故に裁判官は何時でも當事者との個人的接觸の下に置かれることが出来、一緒に又は個別的に當事者を訊問し、總て必要な説明及び明確化を彼等に要求し(第一五八條)、瑕疵ある行爲を補充又は整備すべきことを當事者に慫慂することも出来る(第一五九條)。彼は誠實且つ腹藏なく辯護人と向ひ合つて討論進行の基礎たる可き争訟の條件、正確な請求及び抗辯の決定に取掛る。彼は辯論の必要ありと認める抗辯を自ら當事者に提示する(第一六二條)。裁判官の權限は又凡ゆる努力を以つて眞相の探求に差向けられねばならないが、訴訟の進行を遅延せしめる爲めの口實には役立つてはならない證據の規律に新局面を興へてゐる。それ故争訟に對する明白な觀察を有し、凡ゆ

事實審理手段の内容に境を劃することに於て、當事者の活動に對する自己の分擔を齎らす裁判官は、一個の口頭の證據が向ふ可き論點の申立を限定することが出来(一個の證據は或る特定の論點の證據となるべきものであつて、それ以上の論點の證據に採用せられてゐるときは、これを當然の論點に限定するの意)、證人數を制限することが出来る(第一七二條)。彼は舉證が追完せらる可きこと、又は他に影響を及ぼす状況を一層明白にせんが爲めに他の舉證の實施を命ずることが出来(第一七六條)、特に當事者より指名せられた證人が引合に出した新な證人を呼出すことが出来、その反對に指名せられた總ての證人の訊問が完了する以前に於ても、舉證を終結することが出来る(第二三八條及第二三九條)。

疑惑不確實及び當惑を避ける簡單明瞭な規則を以つて、個々の證據手段の執行を規律することに對して注意が拂はれた。新法則を以つて鑑定制度が規律せられた。「草案に於ては」鑑定は裁判官の直接監督下に展開せらる可く、裁判官は鑑定行爲に参加し、特別の調査を命じ、又如何なる場合にも鑑定人に口頭又は書面に依る説明を要求することが出来ることになつてゐる(第二四五條)。當事者の利益も亦、辯護人と共に鑑定人を助け、誤謬と不完全とを避け得可き技術顧問の許可に依つて、嚴重に保護せられてゐる(第二四四條)。

鑑定の側に物及び人の検査制度が設けられた。これは多數の訴訟事件に於て、確認の迅速且つ正確な手段を構成することが出来る。又古い司法臨檢の制度は事實再現の實驗、寫眞及び活動寫眞等々に依る描寫を命ずる權能に依つて活氣を注入せられた(第二五四條)。

要するに事實審理手續は、近代科學が準備する總ての手段を用ひて、真相の確認に對して重大且つ貴重な貢獻を爲すことが出来るであらう。

十四 裁判官の指揮に委ねられた結果、訴訟の経過は急速な發展を確保するが如くにして、開廷毎に裁判官に依つて規律せられる。其の續行が當事者の活動に依據する時と雖も、或る期間中に展開を完了す可きものとして期間を定める裁判官に依つて監視せられてゐる。然し乍ら不注意の爲め或は又訴訟を繼續す可き利益が僅少となるに至つたが爲め、不活動の場合が實現することもあり得る。此等の場合には訴訟手續は消滅する。草案は訴訟手續の消滅を容易に理解し得る僅少の規定を以つて規定してゐる。これは現行法の最も頭痛の種の一つである訴訟關係消滅制度に對し一つの新しい制度をなすものである。現行法に比し簡易となつたのは、一部は中間判決の缺けてゐる訴訟の新組織に基く。中間判決を缺くが爲め、法律は固より其の效力を保存する部分的終局判決のみに意を注がなければならぬ(第二九六條)。然し乍ら就中消滅なる現象の單純な概念は草案の鼓吹原理と關係がある。其の原理に従へば訴訟を裁決す可き裁判官は、全訴訟の進展及び證據の蒐集に主宰者たらねばならない人間自身なのである。此の原理が與へられるに於ては、新に開始せられた訴訟手續に於て他の裁判官の蒐集した證據に價値を與へるが如きことは不可能であつて、總ての道は新な進路より來ることが必要である。斯くして訴訟關係消滅の效力に關する總ての困難な問題は除去せられてゐる。

十五 判決は草案の組織に於ては訴訟の一階程を終結する行爲である。これよりして第一審の裁判

官は如何なる訴訟に於ても、唯一個の判決を言渡す法規が生ずる。但し數個の項目の請求が成立するとき、その或るものに對しては他のものが完全に事實審理を了する以前に、終局的に言渡を爲すことを得る場合のみは例外を爲す。此等の場合には裁判官は部分的終局判決を言渡す(第一七〇條)。

判決は裁判官及當事者の後日の活動を要求するが如き曳摺を留めてはならぬ。それ故に判決は訴訟費用をも分配清算しなければならぬ。若し此の點に關して看過が實現するならば、判決の訂正なる單純な形式で完全化する措置が講ぜられる(第七九條)。

第一審の判決は裁判官がその判決を假執行し得べきものなることを宣言する場合を除き、控訴期間の満了前又は控訴裁判の繫屬中は之を執行し得ないと云ふ原理が固く守られてゐる。草案は現行法の第三六三條の無用にして有り餘つた例示主義を廢止し、假執行の許可の爲めには、遲滞するに於ては損害の危険が存する場合と云ふ簡單な標準を裁判官に置いてゐる。次に重要な革新は、争訟の金額又は係争物の寄託に制限する假執行に關する(第二九九條)。實際的には原告に遲滞無く係争物を付與す可き重大な理由は之を缺いてはゐるが、訴訟事件が終局的に決定せられる時には、其の後の妨害無くしてその係争物の交付を受け得るが如くにして、これが保存を確保することが緊急と觀ぜられる場合は屢々發生する。此等の要求に新制度は應へてゐる。新制度は裁判官の慎重な判断に巧妙に操縦せられて、裁判の誠實に益することも出來やうし、又當事者を公平な妥協に誘導することも出来るであらう。

十六 草案に於て慎重な規律を受けたのは不服申立の問題である。闕席的反対は廢止せられてゐる。彼の陳腐にして既に學說に依つても鋭く批判せられ、遷延の目的に廣く利用し盡され、訴訟の新構成とは凡そ對蹠的な制度である。附帶的不服申立の觀念には十分の内容が與へられてゐる。これは主要不服申立を提出した當事者に對する不服申立を包含するのみならず、參加不服申立、其の他主要不服申立より其の理由を引出して、第一審の裁判に出席した當事者の何れに對しても提出せられるあらゆる他の不服申立をも包含してゐる(第三二五條)。斯くして不服申立權喪失の複雑した疑問は回避せられ、不服申立に對する利害關係が他人に依つて提起せられた不服申立より生ずる時には、期間の經過により害せられることを要しない結果、當事者の正常な利害關係も満足せしめられてゐる。不服申立に於ける訴訟の完備は簡單明瞭な規則を以つて規律せられ、分離し得ざる訴訟事件の場合を分離し得可き訴訟事件のそれより區別はするも、如何なる場合に於ても争訟に利害關係を有する總ての當事者が一個の訴訟に出席することを確保してゐる(第三二六條——第三三〇條)。

十七 第一審を統御すると云ふ特有の自然的職能が控訴に回復せられてゐる。草案は第一審に於て争論が其のあらゆる局面に於て陳述討議せられることを希望してゐる。何故となれば斯くしてこそ始めて裁判官の判決は實質的真相に對應し得るが故である。それ故に比較的重要な問題及び比較的重大な舉證を控訴裁判に保留せんが爲めに、第一審に於ては概略的部分的討議を行ふに止まるが如き、不幸にも今日屢々行はれてゐる濫用には同意することは出来なかつた。

それ故に新な請求提出の禁止が維持せられてゐるのみならず、同一の禁止は抗辯、證據手段及び記録に對してもなされ、唯これを實行することの利害關係又は可能性が、第一審裁判の終結後に生ずる場合を除外したのに止まる(第三四三條)。一言にして云へば控訴は草案の組織に於ては最早以前の訴訟手續の進展には非ずして、唯單に其の再検討に過ぎない。加ふるに控訴裁判も亦裁判官の地位を飛躍せしめ、過度の遅延を避けるが如くにして組織せられてゐる。書記課に對する文書の寄託に依つて當事者の訴訟立入が行はれるや、裁判長は自己自身又は受命審議判事の面前への出頭の爲めの準備開廷を定める。此の開廷に於て調停の勸誘が行はれ、請求、抗辯及び主張が正確にせられ、不服を申立てられた判決の執行に關して緊急の措置が採られる。訴訟の一層急速な進展の目的の爲めには、次の如き規定が重要性を有してゐる。それによれば控訴裁判官は或ひは第一審裁判官の爲した訴訟手續に付することを得ずとの宣告を取消す時にせよ(第三四六條第二項)、或ひは第一審の訴訟手續の無効を宣告し(第三四七條)、又は如何なる方法で事實審理手段を定める時にせよ(第三四五條)、自ら訴訟を擔當することになつてゐる。

控訴裁判官は唯區裁判所判事と控訴院のみに過ぎない。控訴院には區裁判所判事の判決に對する不服の申立も亦歸屬せしめられてゐる(第三三六條)。此の法規は既に個人的勞働争議に對して採用せられたものであつて、不便を醸すことはなかつた。否地方裁判所は云はば訴訟を構成し、控訴院は訴訟の一應の完成品を監督する義務を有し、二個の機關は異なる活動を展開することを要求せられてゐるも

のとせば、其の異つた活動に對應して、地方裁判所の職能に對して控訴院の職能を斷然區別する限度に於ては、此の法規は有用である。控訴院はそれ故通常地方裁判所の作つた文書の取調を基礎として裁判を爲す。控訴院にとり特に合議的構成が適當と觀ぜられるのも此の爲めである。他方實際の見地よりすれば、控訴裁判の爲め地方裁判所に合議機關を組織しなければならぬと云ふことは、著しい困難を創造したことであらう。之に反して新制度が地方裁判所の爲めに定めてゐる勞務の軽減は、改革の實現に對して望ましい條件を構成してゐる。

十八 破毀の制度は實際的經驗よりしても、權威ある學說よりしても、根本的變更は要求せられて居らず、從つて斯かる根本的變更こそ示してはゐないが、尙ほ著しい修正と技術的單純化はこれを示してゐる。

先づ第一に多大の實際的重要性を齎らし、又は微妙な法律問題を帯びることあるも、控訴することを得ない判決に對しても、破毀の申請を許容してゐる結果(第三六四條)、一八六五年の法典中の悲しまれた缺陷は補はれた。

次に破毀申請理由も現行法の規定する場合の大部分は、實質に於ては法律の違背又は誤れる適用なる單一概念の説明に過ぎずと考へて、其の列擧は單純化せられてゐる。同様に破毀申請の理由の中には、理由付けの矛盾又は不十分を入れなかつた。何故となれば、其の最も正確な意味に於ては矛盾又は不十分は法律の違背の一面であるに反し、此の語に屢々與へられる廣義の解釋に於ては、破毀院を

本案の裁判所に變形せしめるに至り、かくして法律の裁判官としての破毀院の本質的職能をば變更してゐるからである。然し乍ら不十分な理由付けの比較的重大な場合、即ち解決的な陳述又は決定的な證據の取調を怠つた場合は、取消なる制度の思想的概念に順應して、判決取消の理由として、草案もこれを考慮に入れてゐる(第三九七條第五號)。新な取調が不服を申立てられた判決を宣告した裁判官と同一の裁判官によつて爲される限度に於ては、取消は實際上此等の場合に對しては有效な救済方法ではないとの疑は取るに足らない。何故となれば裁判官の正直感に誤を認めるを妨げないであらうからである。加ふるに取消の申立取調の爲めに呼び出される裁判官は、必ずしも最初の判決を宣告した者と同一の自然人ではないと云ふこと(第四〇三條)を顧るべきである。

反對破毀申請制度に與へられた規律は、既に我々が説明した附帶の不服申立の考方に調子を合せ、今日屢々起りつつある不便、即ち期限の満了を避けんが爲め、判決の不服を申立てる實際の利益無き時に於てすら、他に不服申立方法無き爲め破毀の申請を提出しなければならぬと云ふ不便を避けてゐる。

裁判に對する檢事の義務的關與は維持せられたが、原則の理由の外便宜の明白な理由に因つて、評議室に於ける判決作成の時に檢事が參加することは除外せられてゐる(第三八二條)。此の外尙ほ當事者の利害關係保護の爲め、及び對審の原則擔保の爲め、檢事の意見に對する短い意見書を提出する權能が當事者に與へられてゐる(第三八一條)。

以前より學説が主張してゐた提案を採用して、移送裁判の裁判官は破毀院より發せられた法の原理に従ふことを要すると云ふ原則が確立せられた。而して此の原則に關して疑又は不確實の存することを避けんが爲め、法律の違背又は誤れる適用を理由とする破毀の申請を採用する時には、移送の裁判に於て有效なる可き根本原則を確定することを破毀院の義務とした(第三八七條)。

これに加ふるに移送の裁判は、急速な訴訟の開始を確保し、且つ控訴裁判の然る可き限界内に其の範圍を包含するが如くにして規定せられてゐる。固より破毀の判決に包含せられる規定事項に依據する範圍の増加及び變更はこれを除くことを俟たない。

定められた期間内に移送裁判の席に於て訴訟を再開せざることは全訴訟消滅の結果を來すが、破毀院の判決は然し乍ら請求が再度提出せられる時には其の效力を保持する(第三九四條)。

十九 取消の不服申立を規定するに當つては、決定的陳述又は證據の取調を怠つた場合——これは既に前に述べた——の外、虚偽の宣誓の場合に取消を申請し得可きかに關する今日争はれてゐる問題が解決せられた。

實際後日虚偽と宣言せられた證據手段を基礎として判決が判定した時は、常に取消を爲すことを得可き旨が決定せられた。而して其の證據手段の中に草案は決訟の宣誓を含めてゐるのである(第三九七條第二號)。採用せられた此の解決は、草案が鼓吹せられてゐる道義性の原理により良く應へてゐるものである。

二十 訴訟手續の簡易化は法典の範圍内に、就中普通訴訟手續の延滞と形式主義とを避けんが爲めに、今や自主的規律を有してゐる個人的労働爭議をも引き入れることを許してゐる(第六章)。然し乍ら草案中には唯労働爭議の訴訟上の特別局面若干を規定す可き意圖を有する少數の規定、例へば専門家の立會(第四一三條)、職業組合に歸屬する活動との關係(第四一六條)、不服申立制度の特徴(第四二三條——第四二五條)に關聯し、或ひは又裁判の進行中に労働爭議の爲めに規定せられた形式で提起せられた訴訟が労働爭議の内容を有せざることが主張せられ、又は其の反對が主張せられた場合に關聯する規定(四二六條——四二八條)が移入せられたに過ぎない。

二十一 現行訴訟組織の缺陷は特に執行の訴訟手續中に於て感ぜられる。複雑な形式の重々しい武裝、訴訟階程の猛烈な増加、極めて不條理的な抗議に對する信じ難き寛容は、執行訴訟をして凡ゆる法廷上の謀計、凡ゆる悪意の債務者の妨碍的提議に開放せられた分野たらしめてゐる。

草案は何人も齊しく悲みとし、同時に正義の侵害にして公經濟の損害たる此の組織に對して斷乎として反撃を加へてゐる。法律は強制執行の可能な文書の決定に際しては慎重たることを要するが、一度執行名義の價值を或る文書に賦與した時には、權利實現の爲め急速力強き手段を債權者に提供しなければならぬ。斯くしてこそ始めて正義感は満足せしめられ、法律關係の安全と取引の發展に極めて必要な迅速な實現と云ふ名義の本質的價值が執行名義に取戻されるのである。帝國の征服と共に必然的に強大な商業國の間に伍さねばならない伊太利亞國家は、最も富める國々、商業上發展せる國々

は常に訴訟組織の迅速と單純の中に、私財公財の確實な保護を見出してゐると云ふことを決して忘れることは出来ない。

草案は限なく、當惑する所なく、動搖することなく、冷靜に問題に處せんと欲した。斯かる態度はフアシストの慣例なのである。草案は謀計を伴ひ易い形式で締めつけられず、權利の健全な防衛には開放せられるも、悪意の凡ゆる侵害の企てに對しては固く閉鎖せられてゐる簡單確實な執行制度を組織せんと希望した。此の訴訟手續に於ても亦裁判官の發議が支配してをり、その絶えず動いてゐる正義感に法律は對立の解決と訴訟の指揮を委ねてゐる。

改正の目標は即ち下の如し。曰く形式の單純化、曰く抗議に對する嚴格な規律。

二十二 第一の局面の下に於ては、特に不動産執行の規律に齎らされた革新が注目せらるべきである。此の不動産執行は現行法に於ては召喚と鑑定の複雑にして費用多き組織、多くの場合假令債権者を疲勞せしめるに成功しても、反對に債権者に與へるものと云へば、其の債権を實現せしめる爲めの相當乏しい安全に過ぎない様な競賣と假の振當と再賣買の窒息しさうな連續に依つて煩はしい展開を爲し、以つて債権は先づ債務者、次には競落人の極めて惡辣な妨礙的操縦に曝されてゐる。此の重々しい訴訟手續の具體的にして欲くことを得ない唯一の結果と云へば、それは收用價格の上に降りかかる莫大な費用の負擔である。

假令債権者の利害關係の保護と執行名義の價值を強化する必要性が其れ自體のみでは根本的改革を

正當化せずとも、斯かる改革は國の富と財の生産力を保護する要求によつて、依然として命ぜられたことであらう。財は執行手續の長い遲滞の中に在つて、或ひは收用を受けた所有者の無資力なる條件の爲め、或ひは最後の運命の不確實の爲め、抛擲と等閑の困難な状態に陥つてゐるからである。

收用裁判なるものは實際病的状態であつて、生産の一層高級な利益の爲めに出來得る限り速かに中止されねばならない。それ故草案は不動産執行の爲めに動産に對する執行を刻してゐると同一の組織を實質上採用した。執行名義に奉納せられた債権の實現を達するが爲めには、争を交はす訴訟を組立てることは必要ではあり得ないと考へられた。斯かることは賣却を延期する目的の爲め、極めて不條理にして惡辣なる抗議を提起することを債務者に催促するに等しい。それ故債務者の召喚は除外せられ、債権者は執行裁判官に對する申請を以つて差押不動産の賣却を要求す可き旨が定められた。草案は然し乍ら債務者及び他の債権者の利益の爲めにも、司法裁判及び公經濟の最も高い要求の保護の爲めにも、裁判官は賣却條件の決定に當り、自己を振向けしめるに適する總ての要素を有す可きである。と云ふ便宜を考慮してゐる。それ故賣却の請求は債務者、抵當権者及び差押を騰記した他の者に通達す可き旨を規定してゐる。それは彼等が裁判官に意見及び提案を爲すことを得んが爲めである(第四九七條)。

二十三 價格決定の組織も亦單純化せられてゐる。現行法を支配する鑑定の組織に日々の實際慣行に於て伴ふ不便は、之を回想する必要は無い。鑑定人の仕事が機會を與へる大なり小なり人爲的な異

議は之を措くとするも、鑑定人より決定せられた価格は如何に屢々市場の状況に即應せず、其の結果執行は無用にして費用の多い競賣の一連の中に膠着せしめられてゐるかは、衆知の事實である。之に反して草案は國家に對する直接税の計算に基礎を置き、價格決定の迅速且つ單純な制度を採用してゐる(第五〇〇條)。

斯くの如き方法では不動産に對する過度の不當評價を惹起するやも圖らないとの懸念は基礎あるものとは思はれない。先づ第一に法自身が裁判官の權限中に適當な修正權を置いてゐる。彼は租税を基礎として決定せられた價格が自己に不適當と思はれる時には、それ以上の價格を定めることが出来るのである。そして裁判官の此の權能の善用に依つて、裁判官は執行裁判官の職能の實行に於て得た個人的經驗の外に、利害關係人より彼に届けた意見をも亦利用することが出来る。然し乍ら決定せらる可き價格は競賣の基礎價格に外ならないことを取分け回想す可きである。されば若し價格が市價より安價の結果となつても、競賣の整然たる發展は通常の水準にまでそれを引上げることが出来るであらう。

之に反して過度の不當評價の危険は、第一回の競賣が成立せず、更に低い基礎價格で第二回の競賣がなされなければならぬ場合には、懸念を要するが如くに思はれた。草案は一回毎に十分の一を漸次遞減する現行法の組織はこれを維持することが出来なかつた。斯かる組織は競賣の累積を齎らし、競賣の累積は手續に過分の費用を負担せしめる。その代り草案は状況に應じて、引下價格を決定する能が、債權者に賦與せられた(第五〇九條)。

整然且つ慎重な管理の時期は、債權者としても不動産の收入の上に部分的満足を實行する方法を有して、彼等に有利となり得るものであり、不動産としても多くの場合執行が開始せられる以前に既に債務の重壓に推しつゞされ、合理的耕作の爲め必要な費用を準備する程度には至らない被收用所有者が、屢々耕作に加へた損害を償ふに役立ち得るものであると云ふことが考へられた。されば裁判上の管理は同時に市場の不利な状況に於ては賣却を避け、且つ客觀的に不動産を價值付けることを得せしめる。草案は然し乍ら此の管理の形式に内在する危険を考慮に入れた。従つて一方其の管理は三年の期間を越えることを得ざる旨を規定し、他方發生することある可き不注意と缺點充滿の危険を擔保するに適した嚴格な豫防手段を採用した。訴訟手續の此の局面に於ては、特に裁判官の指導行爲が效果的である。何よりも第一に同人に管理人の選任が委任せられてゐる。管理人は不動産管理をとる爲めに特に嚴装せられた協會の上に落付くことも出来る。他の國々に於て華々しい發展を遂げてゐる此の種協會の典型は、既に我が伊太利亞に於ても亦顯著な例を見出してゐる。改革は此等協會に新しい刺戟を與

へ、且つ整然たる發展に對する極めて適格な基礎を組合組織内に見出すであらう。

法律は如何にしてもあらゆる眞摯な擔保を要求し、其の選任は司法大臣に依つて認可せられた協會の上のみ落付くことが出来る旨を規定してゐる。此の外裁判官は管理の進行を監視しなければならぬし、又何時でも管財人を更迭せしめることが出来るであらう。裁判官に對しては計算が定期的に爲されることを要し、収入は寄託せられねばならない(第五一〇條)。

最後に法律は執行の終局的目的が不動産の譲渡なることを忘れてはゐない。それ故に裁判上の管理の期間中に、私的取極に依る取得の提議を提出することを得ることを認め、其の提議に對しては裁判官が關係債權者の一致を以つて決定することとしてゐる(第五一二條)。

二十四 草案の他の懸念は競賣終結後に債權者の迅速な満足を確保することに關する。

現行組織に於ては賣却が決定的となるときは、競落人に不動産の交付が爲される。競落人は配當が形成せられる時に債權者に代價を支拂ふ義務を負ふ。此の組織は二つの重大な不便を決定してゐる。一には經濟的に買入れを爲す状態には在らないが、何等か投機方法に依つて必要な金錢を得る目的を以つて、配當段階確定の裁判迄に必要と推測せられる長期間をあてにするか、又は更に長い困難な經過路に瘦れ果て、制覇するも第一回の競賣よりはより多くの擔保を提供することはなき再競賣の新たな激戦に向はんとはせずして、容易に譲歩と抛棄に引きづり込まれる債權者の弱點の上に自己の期待を樹立する徒輩の競賣参加を奨勵する。二には競落人が支拂期日を可能以上に遅延せしめて、其の間不

動産の占有と収益の利益を保留すると云ふ利害關係の爲め、訴訟の終了に障礙を興へ、障害に味方することを鼓舞する。草案は根本的に組織を變更した。草案は競落付與の代價を短期間中に供託し、該供託後に於てのみ、不動産の移轉が行はれることを希望してゐる(第五〇五條及第五〇六條)。此の制度が競賣に對する公衆の参加を僅少にするかも知れないと云ふことは恐るべきではない。何と云つても不動産が抵當權に満ちあふれてゐる時に於てのみ不動産收用に到達し、競買申出人の仲間は特に抵當債權者によつて構成されることは經驗の事實である。然るに抵當債權者に對しては法律は代價の中彼等に歸屬せしむ可きではない部分に供託を制限することを許してゐる。

然し乍ら競落付與が其の他の者に爲される時に於ても、自己の抵當權を維持することに同意する抵當權者と協定して、代價の供託を避けることは可能である。

然し乍ら就中法律は與信機關の豊かな發展に信頼を置かない譯には行かない。正直にして支拂能力ある取得人は其の機關より必要な金融を得ることが出来るのである。

若し與信の門より閉め出されてゐる非誠實な分子が競賣より遠けられるならば、此のことも亦鎖の執行を避け、經濟的見地よりするも、不動産の合理的な収益を確保する能力ある者に不動産が委ねられることに對して利害關係を有する國民經濟に裨益せんとする改革の有益な結果ともなるであらう。然し乍ら究極に於ては草案の移入した組織は、競買への参加を減少させるよりは、却つて今日投機者との接觸と其の謀計を恐れてゐる節儉家の更に一層廣汎にわたる民衆に参加に招き、参加を更に盛に

するであらうとの信頼は正當化せられてゐるやうに思はれる。

二十五 不動産收用に於ける訴訟手續の單純化は、今迄調べ來つた處の重要な諸點のみに限定されるものではない。總ての訴訟手續は一般の線に於ても特別の線に於ても、形式の更に大なる輕快と云ふことに刻されてゐる。茲に於ても亦審理の裁判の改革を特徴付けてゐる裁判官の訴訟進展への積極的參加なる原理が支配してゐる。

差押と共に不動産が債務者の自由處分より脱するや、執行裁判官の任命が行はれ、同裁判官に訴訟の指揮と訴訟に内在する總ての爭論の決定が委ねられる(第四九〇條)。

訴訟は形式の嚴格性なくして行はれる。賣却の爲めの召喚は廢止せられ、不服の申立を許さざる命令が賣却認可の判決に代はり、不動産の移轉も亦判決の煩瑣なくして決定を以つて行はれる。

最後に代價の分配は最早現行の配當段階確定の訴訟の嚴格な形式に於ては行はれずして、云はば親睦な訴訟手續とも呼び得可き訴訟手續を以つて行はれ、此の手續は裁判官と當事者をば直接の接觸の下に置きつつ、争を交はす訴訟の嚴格な装置を有せざる會合に於て、平穩にして捕はれざる討議を許し、懲滯と調停の效果的仕事を展開せしむ可き方法を裁判官に與へるであらう。

兎に角假令調和することを得ざる對立が起るとも、法律は可能なる限り其の對立が訴訟手續の完全な停止を齎すことを避け、争はれる債權の満足に必要な額を別に爲し置いて、殘額を異議に關係なき債權者に、又若し其の異議が唯部分的に止まるときは、異議に關係する債權者にも亦分配することを

裁判官は許可する(第五二〇條)。

二十六 動産執行の現行訴訟手續に齎された改正は、さして顯著なものではない。實際動産執行は形式に關しては過度の不便を齎らしてはゐない。

茲に於ては表面上の債權者たることも稀ではない他の債權者の參加を前にして、執行手續を發動する債權者の利益を保護することがむしろ適當と思惟せられた。此等表面上の債權者は代價配當の席に於て、自己の權利を實行せしめて、先の債權者の期待を裏切ることが多いのである。明白な理由に因つて執行は強制執行者の權利を満足せしめる爲めに必要な財産に限らる可きであると云ふ原理が維持せられても、これを嚴格に推し通すときは、他の債權者との競合は一切排斥せられて了ふであらう。然し乍ら斯かる法則は多くの局面にとり極端に過ぎ、又執行に不安な進行を決定するであらうと云ふ理由に因り、草案は他の財産が缺くる時に非ざれば、差押動産は爾後の執行の對象を構成することを得ずと規定して、種々の要求を調節した(第四五六條)。

次に草案は適時訴訟に參加した執行名義を備へた債權者のみに分配を制限し、他の債權者には唯殘ることある可き殘餘財産の振當を要求する權利を認めてゐるに過ぎない。

二十七 之に反して動産執行の改革は他の局面の下に於ては、一層現代的にして且つ正義と道德化の原理に一層相應しい標準を以つて、賣却の執行を規律する限度に於ては、注目に値するものがある。

公衆には近づき難く、且つあらゆる眞摯な申出の競争を避けることに關心を有する投機者の制限せられ且つ何時も同一人の集團によつてのみ頻繁に往來せられる場所に於て、殆んど隱密な方法に依つて屢々實行せられる裁判上の競賣が絶えず起してゐる活潑な批判を思ひ出す必要はない。又近年政府及び司法當局の熱心な参加により、又當局同職業組合機關の協力を以つて、此の領域に於ても亦如何に道德化の烈しい戦が開始せられたかは周知の如くである。戦は既に若干の比較的大なる中心地に行はれた競賣執行の爲めに特に設けられた機關の設置と共に其の効果を收め始めてゐる。草案は經驗を考慮に入れ、以つて組織を普遍化し完全化してゐる。草案は裁判所執達吏及び書記課吏員の權限を維持してゐる。これは複雑な經營に對する生活の可能性を提供しない小中心地に於ても缺くべからざるものと觀ぜられるし、又一般に賣却せらる可き目的物の僅少な價值又は其の性質に基いて、賣却所に目的物を運搬することが不適當又は不經濟なるが如き總ての場合に於ても缺くべからざるものと觀ぜられる。

然し乍ら特別の協會に依つて實行せられる賣却の執行も、賣却執行の正規の組織としてこれを置いてゐる。固より此等の協會は正確と安全の最大絶對的擔保を提供しなければならぬ。それ故に草案は司法大臣の特別の認可を得なければならぬものとして規定してゐる(第四六二條)。最後に草案は破産手續に於て好結果を興へた私的取極に依る賣却の組織をも認めてゐる(第四六六條)。

二十八 草案は抗議の規律に關しては、執行名義の占有は債權者の權利に眞實なることの確固たる

基礎を興へ、債務者の單なる主張によつては覆墜せらるること得ずと云ふ考から出發してゐる。それ故に草案は一般原理として、債務者の抗議は裁判官が其の根據を審議して、停止命令を發せんと思惟する場合を除き、執行を停止せざと云ふ原理を定めてゐる(第四三九條)。此の原理は動産の執行にも不動産の執行にも、其の他のあらゆる執行手續にも妥當する。

二十九 其の規律は形式は決して精神を窒息せしめてはならないと云ふ既に第一卷に於て確認した標準に従つて、正しい制限内に形式的抗議を保たんとする他の規則によつて補充せられてゐる。それ故執行の個々の行爲の效力に關する抗議は、短期の嚴格な期間内に提起せられねばならない。又其等の抗議に對して裁決する判決に對する控訴は排除されてゐる。最後に同一裁判官の許に執行手續に關する總ての活動を集中する目的を以つて、動産執行に於ける債務者の總ての抗議を審理する權限が區裁判所判事に賦與せられてゐる(第四八三條)。同一規定は動産の交付及び不動産の明渡に關する執行並びに作爲及び不作爲義務の強制執行に關して妥當する。

三十 草案の中に嚴格な規律を有してゐる他の論議の問題は分離訴權の問題である。現行法の組織が惹起してゐる眞に不面目な状態を思ひ出すことを躊躇する必要はない。分離訴權は凡ゆる執行手續には缺くべからざるものであり、而かも同時に債權者の權利と司法裁判の威嚴とを害ふ爲めに債務者の惡意に興へられた最も詐欺的な武器を代表してゐるものである。餘り眞實らしくない凡ゆる請求、餘り條理の立たない凡ゆる主張でも、執行手續の停止を決定するに十分である。そして此の都合のよ

い無氣力状態を引き入れることの利害關係が、凡ゆる眞摯な根據を缺く結果、無駄な訴訟手續上の戦闘の中に解決せられ、屢々都合のよい證言の上に基礎を築かれ、常に延期と妨碍の組織を以つて導かれてゐる表面上の事實審理の堪へ難い増加の中に解決せられてゐる長い複雑な裁判に生命を與へてゐるのである。

此等非眞實と謀計の餘り氣を引立てないトイナメントに無氣力に臨む様裁判官を餘儀なくせしめては、裁判官の威信に對して加へられる侮辱には眞に重大なるものがあり、斯くの如き事物の状態より生ずる司法裁判の管理に對する不信用には誠に憂慮すべきものがある。草案は精根を傾けてこれは反撃を加へ、裁判官の威信を更めて、民事訴訟に於て今や支配せねばならない道義性と善意の原理を再び確認してゐる。それ故に動産執行に對しても不動産執行に對しても妥當する根本的規則は、分離請求は執行を停止せずと云ふことである。唯然し持出された理由の概略的調査よりして、請求は信賴し得べき何等かの根據を有するものと認定する時に、停止を命ずることは裁判官の權能ではある(第四八四條及第五二一條)。

法律上の見地よりすれば、此の原則は十分に正當である。實際若し動産に對する執行が債務者の家若くは債務者に屬する他の場所に於て爲されるときは、動産が債務者に屬してゐると云ふ推測は全く論理的である。當事者の職業的活動よりして尤もらしくせられない反對の證據の許可はこれを制限に導かなければならない程に論理的であり有力である(第四八六條)。

不動産執行に關しては、此の規則は猶更正當である。何故となれば、債務者に財産が屬することは公登錄簿の結果によつて證明せられるからである。即ち草案は謄記制度に關して激しく要求せられた一つの改革を先づ行ひ、辨濟督促の謄記後に於ては、謄記せられざる處分行爲は債權者に對しては效力なしと云ふ原理を定めてゐる(第四九五條)。此の原理が定められた爲め、信賴し得べき外觀を有する分離の請求が提出せられ得ると云ふことは極めて稀であることは明白であり、従つて執行を停止する便利は正しく例外のことであらう。

三十一 動産及び不動産執行の傳統的形式の側に、草案は農事經營に對する執行の新形式を採用した。自主的形式としては、經營が他人の所有地の上に於て管理せられるが如き場合に制限せられてゐる。何故となれば土地所有者によつて管理せられる經營の場合には、經營の收用を土地の收用より分離することは、便利とは考へられないからである。

此の問題に於ては、草案は決定的な規則よりは、指導的概念を述べてゐる。此の指導的概念は専門的機關が其の意見を開陳するときは、有効に進展せられ得るであらう。斯くも微妙にして、又始めて立法的規律の對象を形成する議論に於ては、農業問題に自己の天分と自己の經驗との燃ゆるが如き活動を捧げる總ての者の智的協力は絶對的に必要である。確かに國家繁榮の根本因子たる農業の利益の爲めには、經營を構成する個々の物に對する動産執行が不幸にも結果する經營の分散はこれを避けたがよい。又名義人が偶々無資力なるが爲め最早其の經營を管理する位置にない時に、其の經營が其の

單一體に於て維持せられ、國民の財産に保留せられた方が都合が良い。草案の規定は就中二個の目的に向つてゐる。一には正確に經營の内容を評價する位置にある専門家を執行手續の總ての段階に参加せしめることである。二には執行の完了に當つて、經營を管理す可き特別の能力を有する者に委ねられることを擔保することである。此等が改革に於て記憶せらるべき根本的要求である様に思はれた。然し此等の側には解決せらるべき相當微妙な技術的法律的問題、特に土地所有者の權利、經營に附屬する諸關係の新管理人への移轉、經營協力者の利害關係の保護に關するものが疑もなく存する。權限ある機關を與へんが爲めに諸種の暗示を授かるならば、法律が諸種の利害關係を平等に尊重した上、自らが提議した社會的目的を果すことを得るが如き態様に於て組織を完成するに役立つであらう。

三十二 改革の指導標準を明かにせんと欲してゐる此の報告の性質は、草案に包含せられた規定の個々の検討を排除してゐる。總ての執行形態の規律に當つては、現行法の規定が與へてゐる疑問を解決せんと努力した。明瞭明確な規定を以つて共有物に對する執行が規定せられた(第四四五條)。又簡單迅速な方法に於て質物に對する執行が規律せられた(第四四一條)。動産交付に關する執行は、債權が代替物を目的とする時にも亦適用せられることが明白にせられた(第五四八條)。

現行法第五六八條第一項の不可思議曖昧な規定は、未だ金錢に清算せられざる特定物の債權者に、辨濟督促中に金錢を以つてその價を表示し、それよりして其の價額の制限内に於て動産又は不動産執行をなす可き權利を債權者に與へ、債務者には債權者の附した價格に不服を申立てる權能を保留する正確な規定に變形せられた。

不動産明渡に關する訴訟手續中に齟らされた改正は、監視を怠らない道義者に應へてゐる。不動産明渡の訴訟手續に關しては、假裝的法律寄託又は假裝的差押に依つて、今日あらゆる立退の執行を妨碍するに成功してゐる訴訟上普通一般の詐欺を繰返すことを避けることが眞に急務である。草案は如何なる場合に於ても執達吏に動産を除去することを許可し、命に従はない保管人を假りに更迭し、直ちに區裁判所判事にも利害關係人にも採用した措置を通告して、眞の債權者の適法な利益が偶々發する場合にもこれを等閑に付することなく此の點を規定した(第五五四條)。

最後に實際に對し困難と不確實を醸してゐる現行法の缺點を補ひつつ、爲す債務と與へる債務の強制執行が規定せられてゐる。既に判例の従つた一層正しい原理に鼓吹せられて採用せられた規則は、債權者には其の權利の迅速な實現を確保し、債務者は裁判官憲の絶えざる慎重な参加によつて、凡ゆる起ることある可き越權的行爲に對してこれを保護し、以つて債權者及び債務者の利害關係を公平に調節してゐる。

執行訴訟の規律をして完全にして統一的ならしめんが爲め、執行に關して現在民法中に包含せられてゐる總ての規則はこれを草案中に取入れた。それ故民法より第三卷第二十六章と第二十三章第二節第六款及び第十款が吸收せられてゐる。決定的草案の編纂が行はれるが如き時には、今日全部又は一部に付いて商法及び特別法中に其の規律を見出してゐる執行の諸形式(船舶、自動機關に關する執行

の如き)を通常の法典に規定する便宜をも實現するであらう。

三十三 特別訴訟手續に關しては、新民法の第一卷及び第三卷の最終的條文と共に規定するの必要は、親族法及び相続法の制度に關する訴訟手續の内容確定の延期を勸告した。それ故其の問題は此の最初の編纂に於ては不十分の儘に残されねばならないので、差當つて現在は唯實際に對し比較的重要性を有する若干の特別訴訟手續のみを規定するのが適當と考へられた。

草案の最終的編纂に於ては、現行訴訟法の組織上の不完全に豫防策を講じて、第三卷に場所を見出さねばならない事項の合理的組織化に付き措置を講ずることを缺くことはないであらう。

三十四 第一章は占有に關する手續、豫め防手續及び豫めの事實審理手續を取扱つてゐる。

新工事及び虞ある損害の通告の規律は形式の單純性と迅速とを供してゐる。これは適宜效果的な訴訟參加を確保する。本案に對する繫屬訴訟が存しない時には、請求は申請を以つて區裁判所判事に提起せられることが出来る。區裁判所判事は、草案に従へば、個々の場合の特別事情に従つて、敏捷に行使することの出来る一團の權力を賦與せられてゐる。事實區裁判所判事は訴訟手續開始前に、指定を必要と考へた期間内又は一定の時に出願すべき旨の召喚狀と共に申請を他の當事者に通達すべきことを命ずることが出来、豫め召喚せずしても概略的報告を徴し、鑑定人に依つても必要と信ずる確認を命じ、直接當事者より彼に提出せられるか、又は其の場所に在る證人を他の遵守事項なくして聴取することも出来る。確認が完了するときに當つて、區裁判所判事は命令を以つて正當と信ずる一時的

且つ緊急の措置を興へる(第五六三條及五六四條)。

遷延を許さない場合も屢々存する確認的措置を發する機會を區裁判所判事に與へんが爲めの訴訟手續の最初の段階に於ける對質は之を措くことを得るとしても、緊急措置の發令後、對立する利害關係の適當な評價の爲めの對質を設けることは必要である様に思はれる。それ故に區裁判所判事は他の當事者に對して豫め申請を通達することなくして措置を講じた時には、採用せられた措置の確認、取消又は修正に對して當事者對審の上宣告を行ふ爲めに、同一命令を以つて開廷を確定しなければならぬ旨が規定せられてゐる。

十分な明確さを以つて、本案に對する爾後の裁判の關係が確定せられてゐる。新工事又は虞ある損害の通告の特別手續は、區裁判所判事が緊急措置を發した時には終結する。

區裁判所判事の命令に對しては不服の申立を許さないが、然し如何なる方法に於ても本案に影響を及ぼすことはなく、當事者はそれに續いて普通形式に於て關係の訴訟を提起することが出来る(第五六六條)。

之に反して本案に關する繫屬訴訟が存する時には、新工事又は虞ある損害の通告は、同一の訴訟に提起せられる(第五六七條)。

三十五 占有保護を理由付けてゐる社會的目的に鼓吹せられて、草案は新工事と虞ある損害の通告の訴訟手續形式に似た形式の輕快と敏捷とを以つて、占有の回復に關する訴訟手續を規定してゐる。

斯かる訴訟手續の迅速性は重大且つ即時の損害の危険が生ずる時には、占有保持の請求に擴張せられてゐる(第五六八條及第五六九條)。

三十六 裁判寄託と保全寄託の二種の法律寄託は共通の豫防的目的の存するの故に、同一節中に結合せられ、一般的幹線に於ては統一的な訴訟的規律に服してゐる。

現行組織の指導標準にとつて最も顯著な革新は次の如くである。

(a) 豫めの對質は措置の實際的效果を無効ならしめるやも圖らざるが故に、裁判寄託にせよ保全寄託にせよ、法律寄託は常に申請に基いて許される(第五七三條)。本案の訴訟が繫屬し、且つ緊急の理由が故障とならない時に、法律寄託が訴訟事件を審理する開廷に於て要求せられて許可せられ得る場合は其の儘保存せられてゐる(第五七二條)。

(b) 保全寄託は適當な正當理由を見出すことの出来ない現行規律の缺陷を補充して、債務者の不動産にまで及ぼされてゐる(第五七七條)。(五七一條とあるも五七七條の誤なん)

(c) 豫防的措置の目的に完全に呼應して、法律寄託の執行に關する期間が定められてゐる。期間の満了によつてそれを許可する決定は其の效力を止める(第五七九條)。

(d) 法律寄託の有效に關する言渡は、本案に對して管轄權を有する裁判官憲と同一の裁判官憲に託されて居り、實際的秩序に對して著しい不便を伴ふ多數の訴訟を可能ならしめてゐる現行制度に比較して、疑なき利益を實現してゐる(第五八〇條)。

(e) 第三者のもとに於ける法律寄託に於ては、第三者の意思表示は即時に爲さる可き旨が規定せられてゐる(第五七八條)。法律寄託の目的物の存せざるが爲め無益となることある可き有效確認の裁判を避けんが爲めである。

實際に於て痛切に感ぜられた要求を満足せしめて、帳簿、登録簿、記録、模型、見本及び其の他凡ゆるものにしてそれより證據要素を徴することが要求せられる物の裁判寄託、及び工事の建設又は破壊を命ずる措置の執行を爲すことを必要とする時には、動産又は不動産の裁判寄託の可能性が明白に規定せられた。

本案に關する繫屬訴訟事件が存する時には、法律寄託は自己の面前に於て訴訟事件が繫屬する裁判官より許可せられる。反對の場合には、法律寄託は本案に對し又は單に價格に對してのみ管轄權を有する裁判寄託が執行せらる可き場所の地方裁判所長又は區裁判所判事より許可せられる。調停官は法律寄託を許可することは出来ないが、有效確認の裁判の席に於ては正規の權限を保有する。

第五八五條は現行訴訟法第九三五條の支配下に於て紛争を極めてゐる問題をば除去せんと欲してゐる。原因を缺くか又は過度な方法に於て執行せられた法律寄託は不法行爲を構成するといふ考に立脚して、草案は斯かる場合には其の損害賠償の責任はこれを法律寄託請求者の負擔に歸せしめてゐる。然し乍ら訴訟上の善意保護の爲め、裁判官が過失なしと認定する時は、法律寄託請求者は其の責任より免かれる旨を宣言して、緩和策を講じてゐる。

學説が以前より主張してゐた提案を採用して、有責判決が宣告せられた時には、保全寄託を強制執行行為に轉換することが第五八八條を以つて許可せられてゐる。法律寄託を請求した債権者と寄託せられた同一財産の上に強制執行を爲した他の債権者との間の關係は、差押債権者と共に代價の分配に加はることを先の法律寄託を請求した債権者に許可する意味に於て規定せられてゐる。

三十七 第五八九條は裁判寄託の若干の特別場合を規定してゐる。普通の形態に於ては斯かる法律寄託(即裁判寄託)は強制的占有剝奪を導くに反し、前述條文に於て規定する法律寄託はそれを無視してゐる。確保の措置は法律寄託に付せらるべき物の實質的處分権を有する者より促されるからである。此の普通の場合と異なる要素は、裁判寄託に對して課せられた規律が同條第一項に規定せられた範圍内に於てのみ問題の場合に適用し得べきものなる限度に於て、訴訟的規律に影響を及ぼしてゐる。

其の規定の内容は債務者側よりする現實的提供の目的物又は民法第一八七五條第二號の意味に於ける法律寄託の對象物を構成することの出来る物の規定に盡きることなく、義務を免れる目的の爲めの法律寄託の外に、商法第七一條第一項の豫想する法律寄託をも包含してゐる。提供又は交付せられた物の適格性が争となつてゐる場合を明白に豫定してゐることより容易に推測せられ得るが如し。

三十八 現行法に於ては斷片的にしか規定せられてゐない豫めの事實審理は草案中に有機的且つ完全な組織化を見出した。證人に依る舉證の側に検査及び鑑定が規律せられた。新組織の適用範圍は例へば商法第七一條第一項に規定せられた鑑定に依る確認の如き法律の特別規定に依つて定められた一

的確認を其の範圍内に包含する程廣大なものである。

繫屬訴訟が存しない時には、本案の訴訟ならんには、それに関して管轄権を有す可き裁判官に、證人に依る舉證の請求に關する措置を講ずる權限を賦與してゐる(第五九一條)。之に反して確認を實行することを要する場所の區裁判所判事には、検査及び鑑定を命ずる權限を賦與してゐる(第五九五條)(原文の五五六條は五九五條の誤)。採用せられた標準の差異は、口頭の舉證に對する請求は、一般的舉證に對する請求とは異なり、要求せられた事實審理手段を許容す可きか否かに關して時としては微妙な種々の問題を包含して居り、本案に關して權限を有す可き裁判官と同一の裁判官にこれを歸屬せしめる方が適當と思惟されると云ふ考から理由付けられてゐる。又若し詰問せらる可き證人が證據を許可する裁判官の場所と異つた場所に存するときは、緊急の事由は裁判所所在地外に於て證據を徵取することを認める一般規則を引合に出すことによつて満たされ得ることは明かである。

豫めの事實審理に關して規定せられた訴訟手續は適當な迅速に刻せられてゐる(第五九一條——第五九四條)。

繫屬訴訟の場合に於ては、本案の訴訟事件を擔當する裁判官が命令を以つて請求に對して措置を講ずる。

第五九七條を以つて、證據の豫めの實驗に際して訴訟の普通規則を遵守す可き義務は、個々の場合より提供せられる適用の具體的可能性に従屬せしめられると云ふ原理が確認せられた。然し乍ら裁判

官は舉證の結果の評價に當つては、事實審理手段執行の特異性に最も均衡するものと認められる信憑性を證據に賦與せんが爲め、其の證據の蒐集せられた方法を參酌しなければならぬ。

三十九 仲裁々判の規律に於ては、改革は争の正直且つ迅速な妥協と考へられてゐる仲裁々判の社會的目的に其の制度を適合せしめると云ふ概念に鼓吹せられた。

斯かる方位に従つて草案は現行制度の指導的標準中に二つの著しい革新を許可した。

(a) 仲裁人は當事者が仲裁制度の中に衡平裁判としての特色を著しく強調して、別段の定を爲した場合は除いては、法の原則に従つて裁決す可き拘束を受けないと云ふ原理が確認せられてゐる(第六一七條)。

(b) 裁判官憲の前に於て仲裁々判の仕直を屢々決定し、仲裁々判の主要目的を害してゐる今日猶存在してゐる極めて多い裁判上の統制は最小限度に引下げられてゐる(第六二二條)。

草案は當事者が仲裁契約の場合にも、仲裁約款の場合にも、仲裁人の數及び其の任命方法が豫め決定せられてゐる限り、仲裁人の任命を保留することを認めてゐる(第六〇二條)。

仲裁契約が問題となるか又は仲裁約款が問題となるかに従つて、否定的態度に依つて仲裁々判の設定を不可能ならしめる相手方に對して草案が用意する救済策は異なる。仲裁契約の場合には若し一人又はそれ以上の仲裁人を任命す可き權力の屬してゐる當事者が其の措置を講じないときは、相手方は申請を以つて仲裁契約の締結又は登録せられた場所の地方裁判所々長に其の任命を要求することが出来

る(第六〇三條)。

之に反して仲裁約款の問題に於ては對質裁判を行はしめることが規定せられてゐる。裁判官憲が仲裁人の任命に取掛る以前に、果して争は約款中に規定せられたものの中に入るか否かを確めんが爲めである。其の差異の理由は仲裁約款の場合には仲裁人を任命しないことは、通常約款の適用範圍に關する異議の徴表であると云ふ考の中に存する。

仲裁人の補充は仲裁契約の場合に於ても、統一的規律を受けてゐる。任命せられた仲裁人の全部又は一部が缺けるに至る時は、最初の仲裁人の任命に關して定められた規定は補充に對しても亦其の效力を維持すると云ふ原理が確認せられてゐる。然し乍ら若し當事者又は第三者が措置を講じないときは、如何なる場合に於ても、地方裁判所々長に對する申請を以つて新仲裁人の任命を要求する可能性が認められてゐる。

伊太利亞市民權は其の任命に對しては必要缺くべからざる條件である(第六〇六條)。これは草案の一の新事實であるが、それは其の基礎に於て理由ありと思はれる。仲裁職能の微妙は其の職能が國家組織に無關係なる者より行使されべきものではないと云ふことを要求する。

四十 現行法の支配の下に於て騒ぎ立てられた問題をば根こぎにして、草案は要した費用の償還の外に、提供せられた勞務に關する謝禮に關する權利を仲裁人に認めてゐる。斯かる解決は極めて適當と思はれる。何故となれば制度の生活能力の要求に一層善く應へてゐるが爲めである(第六〇八條)。

現行法に於ては第三四條に含まれてゐる純然たる附隨的記載を以つて許可せられてゐるに過ぎない
 仲裁人の忌避は、完全な方法に於て規則付けられた規則の遵守を除き、方式の完全な自由に於て進展する。そ
 仲裁訴訟手続は當事者より規定せられた規則の遵守を除き、方式の完全な自由に於て進展する。そ

れにも拘らず訴訟人の防禦權を擔保するが爲めに、如何なる場合に於ても仲裁人は當事者に記録及び
 覺書提出の爲めの期間を指定しなければならぬことが規定せられてゐる(第六一〇條)。

事實審理手段執行の爲め仲裁人に強制權を賦與することの便宜の問題が調査せられた。實際的秩序
 の不便の齎らす危険は肯定的解決を思ひ止まらしめた。それ故草案は證人に依る舉證及び鑑定に關し
 ては、證人及び鑑定人に宣誓の提供を要求す可き制限的權限を仲裁人に賦與してゐる。これを要求す
 るのは就中仲裁裁判上の事實審理の結果の眞實性なる道德的秩序の擔保としてである(第六一一條)。

同様にあらゆる種類の法律寄託を許可する權限は仲裁人に否定せられてゐる。然し乍ら本案に對す
 る管轄より有效確認に對する管轄を分離しないと云ふ標準に従つて、裁判官憲より許可せられた法律
 寄託の有効確認又は取消に對する宣告が彼等仲裁人に賦與せられてゐる(第六一三條)。

仲裁人に仲裁判決の爲めの期間を決定することは缺く可からざるもの様に思はれた。何故となれ
 ばこれに異なる組織は凡ゆる裁判上の保護を仲裁裁判を依頼した者より剝奪すると云ふ重大な結果を生
 ずるかも知れないからである(第六一五條)。然し乍ら其の原理は其の凡ゆる論理的嚴格に迄徹底して
 適用せられては居らず、利害關係人が仲裁判決の熟考前に形式的に仲裁々判より離脱する旨を宣告す

る時に限り、期間の満了後に言渡された裁決に對して無効の不服申立を許可する規則に依つて調節せ
 られてゐる(第六一六條)。

四十一 不服申立の事項は著しい修正を蒙つた。事實現行法は取消と無効訴權の外、或る場合には
 控訴吏には破毀の申請までも認めてゐるに反し、草案は仲裁人の裁判は事實に關しても法律に關して
 も検討することを得ざるものとなし、唯取消の不服申立と無効の不服申立なる特別の性質を有する二
 個の救済策に其の裁判を服せしめてゐるに過ぎない。前者は正當な裁判を混亂せしめる重大な詐欺行
 爲の結果を修復するに缺くべからざる手段であり、後者は仲裁人が裁決權を缺く場合にせよ、或いは
 又彼等の職能の遂行に當つて、法律又は當事者の定めた本質的な或る法則を遵守しない場合にせよ、
 適法性の範圍に仲裁的職能の行使を收めることの必要性に其の理由を有する。草案の許してゐる二個
 の不服申立は一層迅速に裁決する目的を以つて、判決を寄託せられた場所の控訴院に依つて決定せら
 れる(第六二二條及第六二五條)。

無効の不服申立を許可する多數の理由を列擧しては、敗訴者の好んで争訟を行ふ精神を涵養するや
 も知れずと云ふことは危懼す可きではない。何故となれば適當な規定を設けるときは、不服申立の手
 段を具體の場合に當つて採用することは制限せられるからである。例へば或る場合には不服申立手段
 の實行は、仲裁裁判自身の進行中に豫め無効を申立ててこれを爲すことを要すとするが如きである。

四十二 第三章には差當つて外國判決の承認のみが規定せられてゐる。確定案に於ては其の規律は

外國裁判官憲の契約名義に關する措置及び外國に於て言渡された仲裁人の仲裁判決の承認に關する規則を以つて完備せられるであらう。

草案は久しく論議せられてゐる問題を片付けて、伊太利亞裁判官憲の承認無き外國判決は伊太利亞に於ては何等の効果を及ぼすものではない、其の効果が強制執行手續の中に存するにせよ、或ひは公的機關の參加を必要とする措置の具體的實行に存するにせよ、將又これが單なる既判物の利用に存するにせよ皆同じと云ふ原理を定めてゐる。

控訴院の通常管轄はこれを維持したが、草案は尙ほ訴訟事件を審理する裁判官に外國判決の承認を求めて、繫屬訴訟にこれを利用し得ることを認めてゐる(第六二九條)。然し乍ら裁判官は其の問題に關しては自主的権限を有するものではないから、唯附帶的に審理するに止まり、且つ先決問題に關して言渡をなすも、既判物の通常の効果に伴はず、擔當する訴訟に限られた効果を伴ふに過ぎない。斯かる組織では多數の宣告の間の論理的抵觸を可能ならしめることは確かであるが、然しそれは異なる裁判官間の権限分配と既判物の効果に内在する客觀的制限に原因する通常の出來事を裁判組織内に構成してゐると云へるのである。

請求が控訴院に提起せられる場合に於ても、繫屬訴訟に申立てられる他の場合に於ても、外國判決の承認は第六二七條に規定せられた條件に従屬せしめられてゐる。

承認に必要な諸條件の決定に當つては、草案は根本原則に於ては訴訟法第九四一條を改正した一九

一九年七月二十日の政府法律第一二七二號の標準に鼓吹せられた。然し乍ら外國裁判官の権限に關する規則は根本的に修正せられた。現行法は國內管轄と國際管轄の二重の條件を要求してゐる。前者は即ち判決が發せられる場所の法律に従つて決せられるべきものであり、後者は國際法の一般原則を基礎として、伊太利亞臣民に對して言渡された判決が問題となる時には民法の基本的規定を特に參酌して決せられるべきものである。國內管轄の要件に關しては、草案は判決が言渡された國家の諸裁判機關の管轄の限界に關する規則の違背は我が國の組織にさして重要ではないので、それを無視するのを適當と信じた。他に影響ある審査事項は國際管轄に關するものである。然し乍ら此の點に關しては草案は現行法規の内容から遠去かつてゐる。現行法規は或ひは實定國際法の分野に於ては司法権限に關する規則の存在が尠い爲めか、或ひは我が民法の基本的規定が司法権限を規定せず、立法権限を規定してゐるが爲に、凡ゆる方面より曖昧不確實のものとして批評せられた。それ故我が組織に於て承認せられた國際管轄に關する原理に委ねるのが一層適當と思惟せられた。改革はかくして著しい技術的改善を實現してゐる。何故となれば裁判官に或る程度一層具體的にして正確なる規律者たる準據を提供してゐるからである。外國人に關する我が裁判所の管轄權に對する訴訟規則は、國際管轄の問題に付き伊太利亞の組織が採用する原理を裁判官に知らしめるのに資する所ありと思惟することは論理的と思はれる。

外國裁判官が争に關して獨占的管轄を有することは要求せられてゐない。領土主權の絶對的要求は

外國の裁判權が他の國家の裁判權と唯競合するに過ぎないと考へることを要し、其の結果外國判決は我が國又は當該判決が言渡された國家とは別個の或る國家の獨占的管轄に屬する争に於て發せられた時に於てのみ其の承認を得ることが出来ない様な場合に於ても十分に満足せられるのである。

若し外國に於て開かれた裁判に闕席した者が控訴院に出頭せず、且つ召喚が本人自身に通達せられてゐなかつた場合には、闕席の儘言渡された外國判決を承認する可能性を否定する現行規定は廢止せられた。何故となれば斯かる規定は悪意の敗訴者に取つて、外國判決の執行を免かれる爲めの容易な手段を作り出すことが出来るからである。

伊太利民事訴訟法草案用語語彙

本翻譯に際して民事訴訟法關係語——固より民事訴訟法關係語と然らざるものの限界は嚴格なものではない——の譯語として使用したものを一括すること下の如し。譯語中に説明の爲めの補語に非ずして括弧を附したものは、本文中に用ひなかつた譯語なることを示す。譯語のみでは理解し難きものには簡単な註釋を附した。民事訴訟上の語ではないが理解し難きものにもこれを附加した。是等は*の記號を以つて示した。*を附した部分のみでも豫め通覽せられるならば、本文の理解に幾分かは役立つであらうか。

- abbreviare ; abbreviazione (期間を) 短縮する；短縮。
 accantonare (執行財産を分配せずして) 別に爲し置く。
 accertare ; accertamento 確認する；確認。
 accesso sul luogo (實地檢證 (accertamento sul luogo) (此の語は草案にはない)) を爲す爲めの) 現場出張。
 accettazione (判決、計算等々の) 承認、(仲裁人たることの) 承諾。
 accogliere ; accoglimento (主張、異議等々を) 採用する；採用。
 adito 受訴せる。 giudice adito 受訴裁判官； autorità giudiziaria adita 受訴裁判官意。
 affidare 委嘱する。

* aggiudicare ; aggiudicatario ; aggiudicazione 競落付與を宣する；競落付與人（付與せられた者）；競落付與（競賣手續によつて裁判所が競賣の目的物を競買人に付與すること）.
 agire 訴へる.
 allegare 添附する.
 ammettere ; ammissione （證據，宣誓等々を）許可する，（裁決を）承認する；許可，承認.
 amministratore 管理人.
 amministrazione giudiziale 裁判所の管理（競賣の實施が時期不適當の爲め適當の期間裁判所が目的物を管理すること）.
 ammonire ; ammonizione 諭示する；諭示.
 annotare ; annotazione （登録簿，調書等々に）附記する；附記.
 annunzio legale 官報.
 anticipare （費用を）豫納する.
 apertura 開始.
 appellare ; appellabile ; appellante ; appellato ; appello, appellazione 控訴する；控訴し得べき；控訴人；被控訴人；控訴. corte di appello 控訴院.
 apporre ; apposizione （日附，署名等を）施す；施すこと. apporre i suggelli 封印する.

apprezzamento 裁量. libero apprezzamento 自由裁量.
 approvare ; approvazione （案，計算等を）承認する；承認，贊成.
 arbitrale ; arbitrato ; arbitro 仲裁の；仲裁裁判；仲裁人（仲裁裁判に付する契約を compromesso（仲裁契約）と云ひ，仲裁人の裁決を lodo（仲裁判決）と云ふ）.
 arresto 逮捕.
 assegnare ; assegnazione （期間を當事者に，事件を裁判官に，競落財産を競落人に）振當てる；振當.
 assistere ; assistenza 補佐する，立會ふ；補佐，立會.
 assumere ; assunzione （報告，證據，證言を）徴取する，（責任，法定代理を）執る；徴取.
 asta 競賣.
 astenersi ; astensione （裁判官，鑑定人たることを）回避する；回避.
 attendibilità 信憑性.
 atto 文書，行爲. atto pubblico 公文書.
 attore 原告（男）.
 attribuzione 職權，權限分配.
 attrice 原告（女）.
 audizione （證人の）聽取.

- autenticare ; autenticazione 検認する；検認。
 autorità di cosa giudicata 既判力。
 autorità giudiziaria 裁判官憲，(裁判所) (稍俗語の嫌あるも文字に適するを以つて「裁判官憲」の譯語を採用する)。
 autorizzare ; autorizzazione 許可する；許可。
 avversario 相手方。
 avviso 報知。
 avvocato 辯護士；(訴訟代理人に avvocato (辯護士) と procuratore (代辯人) の二種あること佛の avocat, avoué 英の barrister, solicitor に同じ。要する avvocato は procuratore に比して職務範囲が大なる代り，其の資格もむづかしい。職業的名稱ではないが avvocato は difensore (辯護人) とも呼ばれる。cliente (辯護依頼人) に對する關係では avvocato, procuratore を含めて patrono (辯護引受人) と云ふ)。
 avvocatura del Stato 政府辯護事務所。
 azienda 經營(所)，事務所。
 azione 訴權，訴訟。azione accessoria 附帶訴訟，azione principale 主要訴訟；azione reale 物的訴權，azione personale 人的訴權；azione di spoglio (占有) 侵奪訴權，azione di manutenzione (占有) 保

持訴權。

biglietto 小書狀。

cancellazione (登記簿，事件目錄よりの) 抹消。

cancelleria giudiziaria ; cancelliere giudiziario 裁判所書記課；裁判所書記。

* candelà vergine (sistema di) 處女蠟燭法 (競賣に於ける申出 (offerta) と申出の間に處女蠟燭の燃える時間——一本の時間凡そ一分(現民訴 §674 参照)——の間隔を置く競賣法。蠟燭数は競賣の目的物如何によつて異なる)。

capacità a stare in giudizio 訴訟に立つ能力，(訴訟能力)。

capitolato (宣誓，學證の) 項目。

capo (請求中の或る) 項目。

cassazione 破毀。corte di cassazione 破毀院。

causa 訴訟事件。

cautela ; cautelativa 豫防手段；豫防手段的。

cauzione, 保證(擔保) (保證人又は物的擔保を立てることも此の語の中に含まれるが，訴訟法では通常は保證金の提供であり，かかる保證金を眼中に置いて規定してゐる場合が多い)。

certificare 認證する。

cessare ; cessazione 終了する；終了。
 chiamare ; chiamata 呼出す；呼出。
 chiarimento 説明。
 chiudere; chiusura 閉ぢる，終結する；終結。 a porte chiuse 非公開にて。
 circondario 地方裁判所管區 (circoscrizione を見よ)。
 circoscrizione 管區 (控訴院の管區を distretto, 地方裁判所の管區を circondario, 區裁判所の管區を mandamento と云ふ)。
 citare ; citazione 召喚する；召喚(狀)。
 cliente 辯護依頼人 (avvocato を見よ)。
 cognizione 審理。
 collegio 合議體 (合議裁判)。
 comparazione (文書の) 對照。
 comparire ; comparizione 出頭する；出頭。
 *comparsa 訴訟文書 (一定の方式を備へた (草案 §45 參照) 訴訟上の文書にして，當事者が請求 (其の内容は極めて廣い) 又は答辯の爲めに用ひるもの。但し訴訟開始の請求に關するもの即ち召喚狀は此の觀念より除外せらる)。
 comparso conclusionale 終局的訴訟文書 (當事者の終局的主張を包含し，裁判官の判決の基礎となる可き訴訟文書)。

comparso 出頭者。

compenso 報酬。

competente ; competenza 管轄權ある；權限ある；管轄，權限。 competenza per materia 事物の管轄，
 competenza per territorio 土地の管轄，competenza per valore 價格の管轄； esclusiva competenza 專屬管轄。

compiere ; compimento 完了する；完了。

completare ; completamento (證據を) 補正する；補正。

componimento , composizione 妥協。

comportamento (當事者の) 態度。

compromesso 仲裁契約 (arbitrato を見よ)。

comunicazione 通知，呈示 (文書の場合)。

concedere ; concessione 許可する；許可。

conciliatore ; conciliazione 調停官 (giudice を見よ)；調停。

conclusione (當事者の) 主張，(檢事の) 意見。 conclusione finale 終局的主張。

condannare ; condanna 有責判決を下す，(罰金を) 命ずる；有責判決。

- conferenza (合議體判事の) 意見の開陳.
 conferire 賦與する.
 confermare ; conferma 確認する; 確認.
 confessione 自白, (認諾).
 confronto 對質. in confronto di ……を相手方として, ……に對して.
 commessione (事件の) の牽連.
 conoscere 審理する.
 consegnare ; consegna 交付する; 交付.
 * consigliere 審議判事 (控訴院長控訴院部長を除く控訴院を構成する判事の名稱).
 constatazione (鑑定による) 確認.
 consulente tecnico 技術顧問.
 contendere 争ふ.
 contestazione 異議, 争.
 controcauzione 反對召喚 (召喚せられた被告が反對に原告を召喚すること).
 controdeduzione 反駁.
 controprova 反證.

- controrricorso 反對(破毀)申請(書).
 controversia 争, 争訟, 争議.
 contumace ; contumacia 闕席者; 闕席.
 convalida 有效確認.
 convento 被告.
 conversione (行爲の)轉換.
 convincimento, convinzione 心證.
 convocare ; convocazione 招致する; 招致.
 copia 謄本.
 correggere ; correzione (判決, 命令を) 訂正する; 訂正.
 corte di appello 控訴院.
 corte di cassazione 破毀院.
 contraddittorio 對席審理.
 costituirsi in giudizio ; costituzione in giudizio 訴訟に立入る; 訴訟立入.
 * costituzione del giudice 裁判官の立入 (抽象的にも具體的にも當該事件の裁判官たり得べき資格を有する裁判官が, 訴訟事件に裁判官として立入ること).

- costituzione del procuratore 代辯人の任命.
 curatore 管財人.
 custode ; custodia 保管人; 保管.
 data 日附.
 decadenza 満期, 失権, 失格.
 decidere ; decisione 裁決する; 裁決.
 decorrere ; decorrenza, decorso (期間が) 進行する; 進行.
 * decreto 決定 (現行民訴 §50 I は「一方當事者の申請に基き, 他方當事者を召喚することなくして爲さるる裁判官憲の措置は decreto なる名稱を有し, 申請書の末尾に記入せられ, 登録簿への騰記後原本を以つて當事者に交付せらる」と定義してゐる).
 * decreto legge 政府法律 (政府に法律制定權を委任した場合に立法府に代つて行政府が發する法律).
 * decreto luogotenenziale 代理勅令 (國王の代りに luogotenente (國王代理人) が發する勅令. luogotenente は國王故障あるときに任命せられる. 總括的故障は今日迄の例では皇帝が戰場に赴かれる場合であつて, 従つて前歐洲大戰當時には幾多の代理勅令が發布せられてゐる).
 dedurre ; deduzione 申立てる; 申立.
 deferire ; delazione (宣誓を) 挑む; 挑 (giuramento decisorio を見よ).

definitivo 終局的. sentenza definitiva 終局判決.

definizione 終結.

delegare ; delegazione 囑託する; 囑託.

deliberatario 競落人.

* deliberazione (判決の) 熟考 (判決を下すに當つて如何なる判決を下す可きかを熟考すること, 合議體では討論が爲されるが故に, 其の場合には「評議」「評決」と譯するも可ならん).

* denuncia di nuova opera o di danno temuto 新工事又は虞ある損害の通告 (自己又は他人の土地の上を開始した新工事によつて或る者の「不動産, 不動産物權, 又は占有する其の他物件」に損害を加へらる可き虞が発生するときは, 其の工事の完成せざる中, 且つ工事開始後一年を経過せざる中に裁判所に通告することを得る. 其の通告を受けた裁判所は簡單な事實調査を爲した後, 適當の豫防手段を講じて工事の續行を許可又は禁止する. 正式の訴訟手續に於て工事の停止が不當と判明するときは, 通告人に損害賠償義務が発生し, 續行が不當と判明するときは, 工事人に工事の破壊, 損害賠償義務が発生する. これが新工事の通告なる制度である (民法 §698). 建物樹木其の他の物よりして, 土地又は占有にかかゝる物件に重大且つ即時の危険發生の虞あるときは, 裁判所に其の事實を通告することを得る. 裁判所は損害を避く可き方法を講じ, 又は發生することある可き損害に對する擔保の設定を命ずる. これが虞ある損害の通告なる制度である (民法 §699).

我が民法は兩制度を一にして占有保全の訴なるものを規定してゐるが (§199), 伊太利法では所有占有の區別なく此の制度の適用ある點が占有訴權と異るとされてゐる).

- deporre ; deposizione (證人が證言を, 鑑定人が意見を) 陳述する; 陳述.
 depositare ; deposito 寄託する, 供託する, 預け置く; 寄託, 供託(金), 預置.
 designare ; designazione 指名する, 指定する; 指名, 指定.
 determinare ; determinazione 決定する; 決定.
 devolvere (事件の審理を) 歸屬せしめる.
 difesa 防禦.
 difensore 辯護人 (avvocato を見よ).
 differire ; differimento (或る行爲を) 延期する; 延期.
 diffidare; diffida 警告する, 催告する; 警告, 催告.
 dilazione 延期.
 dimora 滞在(所).
 discutere ; discussione 辯論する; 辯論. discussione orale 口頭辯論.
 disporre ; disposizione 規定する; 規定.
 dispositivo 判決主文 (本文は testo と云ふ).

* distrazione delle spese 費用の差廻し (敗訴者の支拂ふ可き費用を, 費用をたてかへた勝訴者の辯護人に付與すること).

distretto 控訴院管區 (circostrizione を見よ).

distribuzione 分配.

di ufficio 職權に因りて, (職權を以て).

documento 證書, 記録.

domandare ; domanda 請求.

* domiciliatorio 選定住所許容人 (假住所先の者).

domicilio 住所.

* dominio diretto 本來所有權, dominio utile 準所有權 (永代借地權者は準所有權を有し, 其の設定者は本來所有權を有する. 中世以來の分割所有權思想に基く説明語).

eccezione 抗辯 (原告の domanda に對する).

elenco (文書記録の) 一覽表.

emanare (措置を) 發する.

emettere (命令等を) 發する.

ente di previdenza 世話團體.

esaminare ; esame 取調べる, 検討する ; 取調, 検討.
 esaurirsi (事實審理が) 終結する.
 esclusiva competenza 專屬管轄.
 escutere ; escussione (證人を) 訊問する ; 訊問.
 eseguire ; esecutivo ; esecuzione 執行する ; 執行力ある ; 執行. esecuzione di prova 舉證の實施 ;
 esecuzione forzata 強制執行 ; esecuzione provvisoria 假執行.
 esibire ; esibizione 呈示する ; 呈示.
 esperire ; esperimento 實驗する ; 實驗.
 esperto 専門家.
 esposizione (事實, 法規の) 説明.
 espropriare ; espropriazione 收用する ; 收用 (競賣によつて財産の歸屬主體を変更すること).
 estensore della pronunzia 判決編纂人 (合議體に於ける判決に於て, 判決に賛成した合議員の一人よ
 り任命せられる).
 estinguersi ; estinzione (訴訟手續, 法人が) 消滅する ; 消滅.
 estremo 有效要件, (成立要件).
 estromettere ; estromissione (當事者を訴訟事件より) 除斥る ; 除斥す.

falsa applicazione 誤れる適用.

falso 偽造. falso ideologico 無形偽造, falso materiale 有形偽造; querela di falso 偽造の訴.

* fascicolo 法廷簿冊 (f. di ufficio (官設法廷簿冊) と f. delle parte (當事者の法廷簿冊) の二種あり. 關係記録, 關係文書を綴りて作る).

* firmare ; firma 確認的署名を爲す ; 確認的署名 (他人が自己の作成にかかるところを確認せんが爲めに文書の末尾に其の名を記すこと).

fondato 理由ある.

formalità 遵守事項.

formula esecutiva 執行書式 (「之執行名義なり」なる文言).

foro 裁判籍.

forzato 強制的. esecuzione forzata 強制執行.

garantire ; garanzia 擔保する ; 擔保.

* generalita (人の) 梗概 (姓名, 年齢, 住所, 職業等々).

giudicato 既判物.

* giudice 裁判官, 判事 (廣義に於ては pretore (區裁判所判事), conciliatore (調停官) を含むも, 狹義に於ては地方裁判所判事以上の裁判官を指す. 廣義の場合は裁判官, 狹義の場合は判事と譯し

た。國家の公機關としての裁判官を示すには magistrato (司法官) なる語も用ひられてゐる。

giudizio 訴訟, 裁判. giudizio principale (主要訴訟), 本案の訴訟; giudizio petitorio 本權の訴訟, giudizio possessorio 占有の訴訟.

* giurare ; giuramento 宣誓する; 宣誓. giuramento decisorio 決訟的宣誓 (權利の存否事實の有無を宣誓を以つて決定する制度. 一方當事者がかかる宣誓を挑む deferire) ときは, 挑まれた當事者は挑に應じて宣誓するか, 又は挑んだ相手方に挑返す (riferire) ることが出来る), giuramento suppletorio 補充的宣誓 (通常の宣誓である).

giurisdizione 裁判權, 裁判所.

giustificato 正當なる.

giustizia 司法裁判.

grado 審級.

* graduazione 配當段階確定 (配當順位を定めること).

gravame 不服.

identificazione 同一性確認.

immissione in possesso 占有付與.

impignorabile 差押得べからざる.

impocoedibile 訴訟手續に付し得べからざる.

* impugnare ; impugnabile ; impugnanza, impugnazione (文書の眞實に非ざること) 攻撃する, (裁決に) 不服を申立てる; 不服を申立て得べき; (文書の) 攻撃, 不服申立 (impugnazione は本来「攻撃」の意であつて, 裁判に關するときは gravame (不服) と同義となる. 控訴, 破毀の申請の如く上級裁判所に爲される場合は「上訴」の語は當るが, 取消の不服申立 (草案 §399 I 参照), 第三者の抗議 (草案 §408 I) の如き場合には上級裁判所に訴へるのではないから當らない).

impugnativa autonoma 自主的不服申立手段.

incanto 競賣.

incidentale ; incidento 附帶の; 附帶事件. appello incidentale 附帶控訴; ricorso incidentale 附帶 (破毀) 申請 azione incidentale 附帶訴訟; in via incidentale 附帶の方法にて.

incombenza 職務.

incompetente ; incompetenza 無管轄の, 無權限の; 無管轄, 無權限.

indagine (鑑定人の) 調査.

indicare ; indicazione 表示する, 指示する; 表示, 指示.

informazione 報告.

ingiungere; ingiunzione 命令する; 命令.

inibitoria 禁止命令.

* integrare ; integrazione (訴訟を) 完備する; 完備 (便宜又は必要の爲め訴訟に参加せざる者をして参加せしめること).

interprete 通事.

interrogare (證人を) 訊問する.

* interrogatorio 質問 (一方當事者が相手方に對して事實に關する答辯を求めること).

interrompere ; interruzione 中斷する; 中斷.

intervenire ; intervento 訴訟に参加する; 訴訟參加. intervento coattivo 強制的參加, intervento volon-

tario 任意的參加; intervento obbligatorio 義務的參加, intervento facoltativo 任意的參加.

intimazione 催告.

investire (訴訟を) 擔當せしめる. giudice investito del giudizio 訴訟を擔當する裁判官.

invitare ; invito 催告する, 催告, 催告.

irricevibile; irricevibilità 受理し得べからざる; 受理し得べからざること.

* iscrivere; iscrizione (事件目録に) 記入する, 登記する; 記入, 登記 (我が國古來の用法に従ひ iscrizione は登記, trascrizione は謄記と譯す. 兩者は制度の技術上の相違であつて, 本質上の差異ではない).

ispezione 検査.

istante ; istanza 申立人; 申立, (請求) (domanda と同義である. 唯 domanda が初めて訴訟に於て請求する場合に用ひられるに反し, istanza は訴訟進行中の請求に用ひられる傾向もあるも, これとても嚴格な區別ではない. 「當事者の istanza に基き又は職權に因りて」——我が民訴の「申立」因り又ハ職權ヲ以テ」參照——なる用法に最も多く用ひられ, 且つ同一條文内に往々 domanda と istanza とが併記せられるが爲め, 本文には「申立」なる譯語を採用した. 尙ほ istanza には審級の意義もあるが, 草案では審級を表現するには常に grado の語を以つてしてゐる).

* istruttoria ; istruzione 事實審理手續; 事實審理 (證據によつて事實を知らせる (istruire) こと. 或ひは證據調と譯すも不當でないが如くであるが, mezzo istruttorio (事實審理手段) の譯語に困難を伴ふが故にこれを探らず).

legittimazione 當事者適格.

liberazione (抵當權の) 消除 (草案は現行法の purgazione の語を廢止してゐる).

liquidazione 清算.

litispendenza 訴訟繫屬.

lotto 仲裁判決 (仲裁人の裁決にも sentenza (判決) の語が用ひられるが故に「仲裁判斷」の譯語を探らず) (arbitrato を見よ).

magistrato 司法官 (giudice を見よ).
 magistratura del lavoro 労働裁判所.
 mandamento 區裁判所管區 (circoscrizione を見よ).
 manutenzione (占有の) 保持.
 massima (法の) 根本原則 (破毀判決には常に示される).
 memoria 覚書.
 merito 本案, 請求の當否.
 ministero 擔任.
 motivo ; motivare ; motivazione 理由; 理由を附す; 理由付け.
 munire 具備する.
 nominare ; nomina 任命する; 任命.
 notaio 公證人.
 * notificazione 通達 (文書に付いては「送達」なる譯語が該當するが——草案 §57 参照——「死亡の notificazione」の如き場合には當らない爲め, 兩者に通ずる「通達」の語を採る).
 * nuda proprietà 虛有權 (用益權の客體となれる物の所有權).
 offerente ; offerta 申出人; 申出.

opposizione 抗議.
 orale ; oralmente 口頭の; 口頭にて.
 ordinamento giudiziario 裁判組織.
 * ordinanza 命令 (現行民訴 § 50 II は「訴訟事件の經過中一方當事者の申立に基き, 相手方當事者を召喚し, 又は職權に因りて裁判長, 受命判事, 區裁判所判事又は調停官に依りて爲さるる措置は ordinanza なる名稱を有し, 登録簿中に登記せらる」と定義してゐる).
 originale 原本.
 osservazione 意見.
 parere (鑑定人の) 意見.
 parte 當事者. parte più diligente 當事者中何れか先に請求する者.
 partecipare ; partecipazione 關與する; 關與.
 passare in giudicato ; passaggio in giudicato (判決が) 確定する; 判決確定.
 patrocinare ; patrocinio ; patrono 辯護する; 辯護; 辯護引受人 (avvocato を見よ).
 pendere ; pendente ; pendenza (訴訟が) 繫屬する; 繫屬せる; 繫屬.
 * perenzione 訴訟關係消滅 (一定期間の懈怠に因る訴訟手續の消滅. それ迄に爲された訴訟行為は效力を失ふが, 訴權は消滅しない. 新に訴へ直すことは可能である).

perito ; perizia 鑑定人；鑑定。
 pignorare ; pignoramento 差押へる；差押。
 posizione (一連の) 論點 (普通法上一には何。二は何と申立を爲した場合に羅旬語 pono (我は置
 く) なる語を用ひたのに語源を發する), 地位。
 precetto (辨濟の) 督促狀。
 presentare ; presentazione 提出する；提出, 出頭。
 presidente 部長, 所長, 院長。
 prestare ; prestazione (擔保を) 提供する, (宣誓を) 立てる；提供。
 pretore ; pretura 區裁判所判事；區裁判所。
 preventivo ; preventivamente 豫めの；豫め。
 * prevenzione (先受權) (管轄が競合する場合に於て, 最初に受訴した裁判所が審理權を取得するこ
 と)。
 principale 主要の。appello principale 主要控訴；ricorso principale 主要(破毀)申請；azione prin-
 cipale 主要訴訟；giudizio principale 主要訴訟；in via principale 主要の方法に於て。
 procedimento 訴訟手續。
 processo 訴訟。

procura 訴訟委任(狀), (訴訟代理)。
 procuratore 代辯人 (avvocato を見よ)。
 produrre ; produzione (文書を) 提出する；提出。
 promuovere 提起する。
 pronunziare ; pronunzia 言渡す, 宣告する；言渡, 宣告。
 proporre ; proponibile ; proposizione 提出する, 提起する。提出し得べき, 提起し得べき；提出, 提起。
 prorogare ; proroga (期間を) 延長する；延長。
 proseguire ; prosecuzione 續行する；續行。
 prova 證據, 舉證。mezzo di prova 證據手段。
 provvedere ; provvedimento 措置を爲す；措置。
 provvisorio ; provvisoriamente 假の；假に。esecuzione provvisoria 假執行。provvisoriamente eseguibile
 假に執行し得べき。
 pubblico ministero 檢事。
 pubblico proclama 公示催告。
 punto 論點。
 querela di falso 偽造の訴。

ragione 理由, 権利.

* reclamo 抗告 (上級裁判所に爲されるか否かはこれを問はない).

redigere (文書を) 作成する.

* regolare ; regolamento di competenza 管轄を規律する; 管轄の規律(根義に於て我が「管轄の指定」に該當するならん).

reintegrazione (占有の) 回復.

* relatore 報告判事 (開廷が數回にわたるときに任命せられ, 開廷に於ける状態を報告する義務を負ふ).

relazione 報告(書).

rendiconto 計算.

* remissione in termine 期間回復 (期間經過後行爲を爲すことを許されること).

respingere 却下する, 棄却する.

revocare ; revocazione 取消す; 取消.

revoca (訴訟委任の) 撤回.

* riassumere ; riassunzione (訴訟事件を) 再び取上げる, (裁判を) 再開する; 再度の取上; 再開 (同一當事者が訴訟を取上げる場合のみならず, 異なる當事者が取上げる場合, 即ち訴訟の受繼の場合も

含まれる).

ricevere ; ricevimento 受理する; 受理.

richiedere ; richiesta 要求する; 要求.

ricomparire ; ricomparizione 再出頭する; 再出頭.

riconoscere ; riconoscimento 認める; 承認.

riconvenzionale 反訴の.

ricorso ; ricorso 申請 (書); 申請人.

riensuare ; ricusazione 忌避する; 忌避.

riduzione in pristino 原狀恢復.

riesame 再審.

riferire (宣誓を) 挑返す (giuramento decisorio を見よ), 報告する, 關係する.

rifondere ; rifusione 償還する; 償還.

rigettare ; rigetto 却下する, 棄却する; 却下, 棄却.

rilascio (不動産の) 明渡, (謄本, 委任狀の) 交付.

rilevare ; rilevabile 主張する; 主張し得べき.

rimandare 移送する.

rimborso 償還
 rimettere 委ねる, 移送する.
 rinnovare ; rinnovo, rinnovamento, rinnovazione 更新する; 更新.
 rinunziare ; rinunzia 抛棄する, (不服申立を) 取下げる, 解約告知する; 抛棄, 取下, 解約告知.
 rinviare; rinvio 移送する, 延期する; 移送, 延期.
 riparto 配當.
 ripetibile 取戻し得べき.
 riscuotere ; riscossione (罰金, 費用, 税等を) 取立てる; 取立.
 rispondere ; risposta 答辯する, 責任を負ふ; 答辯.
 ritenere 認定する.
 rito 格式 (勞働裁判所の審理より通常裁判所の審理にうつり, 又は其の反對のときに格式の變更と稱する).
 riunire ; riunione 併合する; 併合.
 rivalersi ; rivalsa 求償する; 求償.
 ruolo 事件目録.
 scadere ; scadenza 満了する; 満了.

scindibile 分離し得べき.
 sanare ; sanatorio (瑕疵ある行爲を) 治癒する; 治癒.
 scritto ; scrittura 書面.
 sede 席.
 seduta stante 其の場の法廷に於て.
 sentenza 判決. sentenza definitiva 終局判決; sentenza interlocutoria 中間判決.
 sentire 審訊する, 訊問する.
 separazione 分離 (強制執行の客體たることを否認して其の財産を分離すること).
 * sequestro 法律寄託 (これには sequestro conservativo (保全寄託) (草案 §571 参照) と sequestro giudiziario (裁判寄託) (草案 §570 参照) の二を含む).
 * sequestratario ; sequestrante ; sequestrato 法律寄託受寄者; 法律寄託請求者; 法律寄託を實行せられたる者.
 sezione 部. sezione unita 聯合部.
 sfratto 立退.
 soccombente ; soccombenza 敗訴者; 敗訴.
 soddisfare 満足せしめる.

sollevare (抗辯, 異議を) 起す.
 sospendere; suspensione 停止する; 停止.
 sostituzione 補充, 交替, 更迭.
 sottoscrivere; sottoscrizione 署名する; 署名.
 spese del giudizio 訴訟費用.
 spostamento di competenza 管轄の置換.
 stare in giudizio 訴訟に立つ.
 statuire 判決を爲す.
 stralcio 事件の分離.
 surrogare; surrogarsi; surrogazione 更迭する; 抵當權に代位する; 更迭, (抵當權の) 代位.
 svalutazione 價格の低落, 不當評價.
 tassazione 評價計算.
 tentativo 勸試.

* termine 期間. termine a pena di decadenza 失權罰附期間; termine perentorio 請求撲滅期間 (兩者の性質同じ. 唯一方は法定期間なるに反し, 他方は裁判官が場合に應じて定める相違がある. 何れの場合に於ても期間が満了するときは, 絶對的排除, 失權を伴ひ, 唯特別の法律の規定又は戰

争地震等の特別の場合に裁判官の特別措置を以つて停止せしめ得る外は停止しない). accordare;
 assegnare; fissare; prescrivere; stabilire il termine 期間を供與する; 指定する; 確定する; 規定する;
 定める.

termini (pl.) 條件.

testimone; testimoniale; testimonianza 證人; 證人に依る; 證言.

titolo esecutivo 執行名義.

trascrivere; trascrizione 謄記する; 謄記 (iscrizione を見よ).

trasmettere; trasmissione 送付する; 送付.

trattare; trattazione 審理する; 審理.

tribunale 地方裁判所.

* udienza 開庭 (司法官が法廷に着席し, 當事者が事件審理の爲めに出席す可き期間 (periodo di tempo) である. 此の期間は毎年年の始に日と時を以つて規定せられ, 一般に公示せられる).

ndire 聽取する.

ufficiale giudiziario 裁判所執達吏.

valutare 評價する, 裁量する.

vendita a trattative private 私的取極に依る賣却.

verbale (processo verbale) 調書.
 verificare ; verificarsi ; verificazione (文書を) 検真する, 確認する, 實現する; 検真, 實現.
 versare ; versamento 納入する; 納入.
 vertenza 争議の問題.
 vincitore 勝訴者.
 violazione 違背.

伊太利新民事訴訟法草案

(區裁判所判事ドクター・シエンケ Dr. Schönke 獨逸司法誌一九三八年一八號)

現行伊太利民事訴訟法は一八六五年より施行されて居る。此の法律の母法となれるものは一八〇六年の佛蘭西民事訴訟法である。伊太利訴訟法に對する佛蘭西法の影響に關しては佛蘭西法に依倚した結果として佛蘭西革命によつて影響された總ての立法事業に表はれた個人主義が伊太利法に移入したことであり、此のことは新草案の發生動機となつて居る。此の訴訟法に於ては國家は自から民事訴訟に對し固有の利害關係を有することを否定して居る。即ち國家は權利の實現を當事者に委ねて居る。此の態度は手續に於て裁判官よりその積極的行動を分岐し手續自體を當事者の意思に依存せる個々の段階に分列せしめて居る (Relazione, S. 11/12¹)。

此の民事訴訟の根本觀念は獨逸に於ても一九三三年前の民事訴訟に於て明なるが如き現象に導いて居る。即ち直接審理主義の喪失、手續の遅延並此の爲の民事司法一般に對する信賴の侵害。

1) Relazione-Corlice di procedura civile. Progetto preliminare e relazione. 1937.

伊太利に於ては既に以前に於ても新しく訴訟法典を編纂することによつて屢々訴へられる現行法の欠陥を除去しようとの企てが繰返し計畫された²)。既に一九一九年に於て (Rivista) は民事訴訟法草案を提出して居るが、該草案は裁判官の力を擴大すると共に口頭主義の原則を貫徹せんと意圖して居る。此の草案に次で Mortara の草案と Carnelutti の草案が現はれて居る³)。Carnelutti の草案

を基礎として一九二六年に初めて公の草案が提出された⁴⁾。更に一九三六年に於ては特に Redenti によつて影響された。民事訴訟法草案が起草された⁵⁾。

2) 古く改革の企てを通覽せしむるものは

(Calamandrei, Einleitende Bemerkungen zum Studium des Entwurfs der italienischen Zivilprozessordnung, Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht, Bd. II (1928), S. 56ff.

3) Vgl. hierzu Carnelutti, Grundlinien der Neuordnung des Erkenntnisverfahrens in Italien, Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht Bd. III (1929), S. 1 ff.

4) Über diesen vgl. Walsmann, Das Erkenntnisverfahren des italienischen Entwurfs einer Zivilprozessordnung, Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht, Bd. II (1928), S. 370ff.

5) Lavori preparatori per la riforma del Codice di procedura civile. Schema di progetto del libro primo. Roma. 1936.

最近に於て以前の公の民事訴訟法草案が改新されて公表された (Codice di procedura civile. Progetto Preliminare e Relazione. Roma 1937)。草案を公表した目的は草案に對する専門的意見の表明を得るに在つた。草案は伊太利の總ての法科大学にもその専門的意見を得る爲に提示された。多くの大學の意見の中で Florenz 法科大学の意見 (起草者 (Calamandrei) 並 S. Croce Mailand 加持力綜合大

學の法科大学の意見は以下に於て顧慮されるだらう。新草案は伊太利司法大臣 Solmi によつて影響されて居ることが強い。即ち同大臣は多くの發言によつて改正の動機及根本思想を解明した⁶⁾。

6) Solmi, La riforma del Codice di procedura civile (Discorsi, conferenze e interviste.) 1937.

民事訴訟を改正すべき必要は特に國家觀念の變更から導き出されて居る。改正は政策上緊急の仕事だと強調されて居る。フシズムスが他の生活範圍を完全に變更したるに拘らず訴訟は舊態依然たる形式によつて爲さるべきや。理由は現行法の欠陥が既に久しく明であると強調して居る。然し以前に於ては現實に改正を斷行する可能性が存在しなかつた。蓋し總ての弊習の根淵が個人主義に存したからであつて、その個人主義は自由主義國家に於ては廢棄され得ないものである (Relazione, S. 12)。

7) Solmi, n. n. o. s. 26

改正の政策上の仕事として顯著なるものは國家の權威を訴訟に於て復活することである。國家は手續に於ても再び支配的地位を占めねばならぬだらう。即ち訴訟は當事者にも資するだらうが、然し先づ第一に公の職能に資するだらう (Relazione, S. 13)。國家は最早當事者の行爲を害ふことなくしてその行爲の認定に制限され得ない⁸⁾。草案に對する専門的意見の表明に於て此の民事訴訟の根本觀念が既に科學によつて特に伊太利訴訟法學によつても用意されて居ると論及して居ることは當を得て居る⁹⁾。民事訴訟の公法的方面の強き強調並それと結合せる科刑は民事訴訟と刑事訴訟との限界を非常に弛めて、刑事訴訟と民事訴訟とを包含する一般訴訟法學に對する餘地を益々與へて居る¹⁰⁾。

- 8) Solmi, a. a. O. S. 52
 9) Fakultätsgutachten Florenz S. 25
 10) So zutreffend Calamandrei, Fakultätsgutachten Florenz, S. 26

草案は改正の目的を民事訴訟に於ける裁判官の地位を變更することにより特に達成せんとする。

11) 裁判官は訴訟を形成し、積極的に訴訟に干渉し、現實に手續の進行を定むべきである。
 (Relazione, S. 13)。裁判官は當事者と出来る丈廣く人的に結びつき、當事者と共に事實關係を解明すべきである 12)。草案に對する個々の専門的意見の表明に於て此の裁判官の權力の強化は裁判官の儘なる權力手形の不定性と同一であり得ぬと注意して居る 13)。他の意見では裁判官の地位が餘りにも強化されるだらうと表明して居る。當事者は裁判官の手中の人形となり、その欲するところに導かれ得るだらう 14)。

11) 以前の伊太利草案の動向に付ては

- Vgl. Schönke, Grundsätze des Zivilprozesses in rechtsvergleichender Betrachtung, Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht. 1636. S. 445
 12) Solmi, a. a. O., S. 27
 13) Fakultätsgutachten Florenz, S. 27
 14) Fakultätsgutachten Mailand, S. 5

辯論主義は裁判官が職權を以て行動してはならぬ (Art. 1) 範圍並當事者の申請以上に出てはならぬ (Art. 4) 範圍に於て效力を有するに止まる。従つて訴訟の開始及訴訟物の範圍に對しては將來に於ても當事者の意思が決定標準として存すべきである。然し乍ら一度争が開始され訴訟物の範圍が確定したる後に於ては、手續の進行に對するイニチアティブは裁判官の手中に存すべきである 15)。注目に値することは草案が此の見解から證據法に導入せんとして居る結果である。裁判官は例へば現行獨逸法の場合よりもつと廣い範圍に於て職權を以て證據方法を採り得べしとして居る。即ち草案は裁判官に對して例へば従前の採證により知られたる證人を職權を以て訊問し得ることとして居る (art. 238)。更に裁判官は事實關係の解明の爲に職權を以て當事者本人自身の出頭を命じ得る (art. 158, 28)。裁判官は當事者の一方の占有する文書の提出を職權を以て命じ得る (Art. 158, 185, 186)。裁判官は職權を以て鑑定人を訊問し及檢證を命じ得る (Art. 251)。

15) Solmi, a. a. O., S. 19.

伊太利草案は此等の提議をなすことによつて從來獨逸法が猶成し得なかつた範圍に於て辯論主義と關係を斷つて居る。然し乍ら私法の陰影 (Calamandrei) たる此の辯論主義を更に棄て去ることは出来ぬだらう。民事訴訟の課刑化は私の所有權及個人の權利の思想が全然廢棄された土地によつてのみ尙一層導入されると論及されて居ることは正當である 16)。

16) Fakultätsgutachten Florenz, S. 32

更に裁判官の當事者に對する地位は、例へば當事者は最早手續の休止を合意することを得ずと爲すことによつても變更されて居る (Relazione, S. 20)。

此等總ての草案の目的は裁判官が手續の進行に能動的に關與した場合にのみ達成せられ得るだらう。草案は手續に對する裁判官の絶えざる影響に付ては一審の手續に對しては個々の判事 (Einzelrichter) をして當らせることによつてのみ達成し得ると信じて居る (Relazione, S. 21)。草案の組織に従へば合議裁判所は單に法律問題のみを調査すべき上訴裁判所に對してのみ保持されるべきである (17)。民事事件に付ては一審に於ては一人の裁判官をして裁判さすべしとの提議は草案の規定するところであるが、それは伊太利に於て最も強き批評に遭つて居る (18)。此の提議を廢せよとの批評は既に戦前に於て一審に於ける民事事件を個々の判事をして裁判せしめんと企てが一度爲されたが此の企てに付ては苦き經驗をさせられたとの理由から解明すべきである。

17) Solmi, a. a. O. S. 21

18) Vgl. Fakultätsgutachten Florenz, S. 40. Abhandl. z. B. Fakultätsgutachten Mailand, S. 7. 個々の判事をして當らせることと關聯して將來に於ける辯護士の地位も亦論ぜられて居る。辯護士は裁判官の現實の協力者となるべきである (Relazione, S. 25)。Calamandrei は二人の辯護士は裁判官と實際上一合して信頼し合つた三人の協力し合ふ法の奉仕委員會を形成せねばならぬと云つて居る (19)。

19) Fakultätsgutachten Florenz, S. 47.

草案は裁判官の手續に於ける地位の變更を目して裁判官が手續に於て仲裁者 (Schlichter) 並仲裁者 (Schlichter) たる地位に立つことの前提として居る。草案は此の方面に於ける裁判官の活動は裁判官の本來の職能の一つとして居る (Relazione, S. 14)。その理由としては此の裁判官の職能には屢々遭遇し而も正常に懷疑されて居ると云つて居る。然し乍ら此の懷疑は裁判官が手續に於て主として受動的役目を有する場合にのみ正當視されるだらう。即ち裁判官が訴訟材料を正確に認識し手續を形成する場合には彼は最も大なる範圍に於て仲解の機會をもつだらう。

此の裁判官の手續に於る地位の變更に副つて草案では當事者の訴訟に於ける職能に付ても從來と異なる見解を表して居る。草案は民事訴訟の倫理化を達成せんと欲して居る (Relazione, S. 15)。即ち此の目的の達成の爲に當事者に對し全體的な義務が課されて居る。

當事者は先づ第一に訴訟を誠實に遂行すべき義務を有する。Solmi 司法大臣は此の義務を目して強國臣民の自明的義務として居る (20)。當事者はその事實上の主張を眞實の儘に爲さねばならぬ、そして惡意的に攻撃方法防禦方法抗辯若し證據方法を提出することを得なす (Art. 26 I)。眞實義務の侵害に對しては草案は訴訟罰を以て臨んで居る (Art. 26 II)。草案に従へば訴訟を誠實に遂行すべき義務は當事者をしてその攻撃防禦方法を差控へしめず寧ろその提出を集中化すべき義務をも包含して居る (Relazione, S. 15)。

20) a. a. O. S. 11.

當事者の細心なる訴訟遂行の達成の爲に草案は手續の遂行を懈怠したる當事者に對し多くの費用の不利を課することを提議して居る (Art. 122, 123, 124)。此の規程はその根本思想に於て民事訴訟法第二七八條二項第二八三條二項其他に相應して居る。其の外草案は訴訟遂行の懈怠に對しては眞の訴訟罰を以ても臨んで居る (例へば Art. 143, 150, 151)。斯の如き訴訟罰の採用に對し二三の専門的意見は駁論した。即ち斯の如き定めは手續か當事者の誘因によつてのみ進行することと矛盾するだらうと云はれた。即ちそれは懈怠手續の保持にも矛盾しただらう (2)。此の批評は正當ならざるやうである。手續の開始は當事者の申請に依存せしめ得るが、然し國家機關の關與を要請した後に於ては當事者は遅延することなくして手續を完結することが當事者に要望し得るところだらう。

21) Fakultätsgutachten Florenz, S. 74.

新民事訴訟は更に迅速なる手續を供せんとして居る。

手續の促進は當事者がその申請を始めから明確にし、その攻撃防禦方法及證據方法を出来る丈速に提出することによつて始めて達成さるべきである (Art. 131, 143, 145)。時機に遅れた防禦方法は裁判官の許可を得てのみ例外的に提出され得る (Art. 162, 182)。訴及答辯は原則として全部の争の狀態を解明し、當事者が提出せんと考へて居る總ゆる攻撃防禦方法及證據方法を明にすべきである。

手續の促進に資するものとしては、權利拘束は當事者が手續を何等進めず、手續を更に進行さすこ

とが當事者の態度に依存して居る場合には消滅するとの草案の原則も又特に擧ぐべきである。 *Calderi mandraint*: は此の原則をやゝ寸鐵的に説いて居る、曰く草案に従へば訴訟はそれが遂行されて居る時丈繫屬して居る、即ち手續が進められざる時は權利拘束は消滅する (3)。草案は例へば一定の期日に當事者が出頭しない場合並新に指定された期日に再び當事者が出頭しない場合には權利拘束は消滅すると述べて居る。 (Art. 395, vgl. weiter etwa Art. 152, 153)

22) Fakultätsgutachten Florenz, S. 72

手續の促進に資するものとしては更に又法廷に於ては現實に辯論さるべきであると爲して居る規定が擧げられる、即ち開廷は總て訴訟の進行に對する兵站であるべきである (Relazione, S. 15/16)。只例外的にのみ尙延期するべきである (Relazione, S. 20)。

手續の促進の爲に草案は形式に關する規定の意義を減ぜんとして居る。形式上の瑕疵による無効は最少限度に制限さるべきである。原則として、用ひられた形式が求められた目的達成に適して居ればそれにて十分であるべきである (Relazione, S. 17)。

手續の促進の爲に草案は廣く中間判決を減少しやうとして居る、即ちより早く一部判決が爲さるべきである (Art. 170)。

更に促進に資するものとしては、管轄違の抗辯は原則として最初の辯論に於て提出されねばならぬと新に採用された定も亦擧げられる (Art. 116 II)。

手續の直接主義は最も廣く個々の判事を關與せしむること即ち辯論に立會ひたる判事と裁判する判事とが同一人であるべきであると爲すことによつて保證されて居ると認められる(23)。

23) Fakultätsgutachten Florenz, S. 77.

草案は口頭主義の原則が現行法上の本質的には書面上の手續に代りて如何なる範圍に於て認めらるべきかの疑問に對しては全然態度を明にしてない。既に從來の草案は書面上の手續を除斥せんとしたが、然し乍らその手續は全然除去されなかつた。例へば Carnelutti 草案は口頭辯論を原則と目した。(art. 241) 兩当事者が申請するか若は裁判するべき問題の本質によつて現はれて居る場合は裁判所は書面上の手續を命じ得べきである (Art. 246 II Entwurf Carnelutti)。Carnelutti は此の規程の理由として論じて曰く(24)、口頭によるよりも尙良く書面によりて得らるゝ解明が存することに對して目を閉ぢる必要は毫も存しない、寛恕を必要とするところでは口頭主義で領域は存しないと一般に云はれる、私は何故それが正直に容認されないのか、何故特に將來の權利に關する争に於て毎日の體驗が容易に忘れられるかを知らない。現在提出されて居る草案は口頭主義の原則を貫徹せんとして居る(25)。而も此の事は草案に於ては明示されて居ない。此の原則は草案に於て提起されねばならなかつたとの批評は正當である。即ちその成果は具體的にも明にされねばならなかつた(26)。口頭主義の原則はこれ迄一番に於ける手續に對してのみ貫徹されて居るにすぎず、上訴裁判所に於ける手續に對しては従前の法律状態に止つて居るやうだ。此の事は個々の審級の手續の間に理解するに困難

なる區別をつけるものであるとの批評は正當である(27)。

24) Grundlinien der Neuordnung, S. 185.

25) Solmi, a. a. O. S. 85.

26) Fakultätsgutachten Florenz, S. 79/80 ; Fakultätsgutachten Mailand, S. 6/7.

27) Fakultätsgutachten Mailand, S. 6.

證據方法に付ては草案は文書、當事者質問、當事者宣誓、證人、鑑定並檢證を認めて居る。草案は特に當事者宣誓に付ては古い形式を固持して居る (Art. 219 ff)。草案は當事者宣誓を當事者訊問によつて補つて居ない。然し乍ら裁判官は當事者の主張を解明し補充する爲に當事者を呼出し得るだらう (art. 158, 159)。種々の證據方法の相互間の關係に付ては現行法に對し何等變更は加へられて居ないだらう。伊太利民法 (Art. 1341) は價格二千リラを越ゆる對象に付ては合意あれば證人調を許してゐない(28)。即ち此の制限は同じ範圍に於て存續するだらう。此れに對して書證は最大限度の確實並保證を得て居ると主張される(29)。

28) 此れに關する詳細に付ては

Vgl. Schönke, Rechtsvergleichende und rechtspolitische Bemerkungen zum zivilprozessualen Beweisrecht, Zeitschrift für deutschen Zivilprozess Bd. 61, S. 1ff. (12ff.).

29) Solmi, a. a. O. S. 177.

上訴に付ては草案は控訴の改革を提議して居る。控訴は最早新たな主帳を具備する新たな辯論を許さず寧ろ奥太利法上の控訴と同様に既に一審に於て提出された訴訟材料に基き一審判事の判決を調整すべきである。(Relazione, S. 33) その理由としては訴訟材料は一審に於ては一部だけしか提出されずして當事者は意識的に控訴審に於て充分なる訴訟材料に關する裁判を受けんと留保した悪用を避けんとするに在る。此の事は將來に於ては認容され得ないだらう。控訴審に於ては新たな事實及證據方法並請求は原則として排斥されて居る (Art. 343)。此の上訴の改革に對しては疑念的な批評がなされて居る。此の新たな上訴は伊太利の傳説は矛盾しローマの傳説にも矛盾して居るだらう、即ち特に一審に於て最早合議裁判所が裁判せず寧ろ個々の判事が裁判する瞬間に危険が存する³⁰⁾。

30) Fakultätsgutachten Florenz, S. 125

右に反して破毀院の制度に付ては草案は本質的な變革をなすことなく従前通りを固持せんとして居る。

注目に値することは草案が勞働裁判所の手續(個々の勞働爭議の爲の)に關する規定を採用せんとし居ることである。伊太利に於ては此の手續は從來特別法によつて規定され、一般手續法の形式主義を此の爭議に對しては排斥して居た。一般訴訟法を簡略にすることによつて此の爭議は再び一般規定に服し、民事訴訟法中二三の特別規定をなすことによつて十分たり得るだらう (Relazione, S. 36/37)。草案は強制執行に對しても原則的變更を提議して居る。此の場合に於ても裁判官の能動化によつて

本質的な變更が存在する。裁判官は此の手續を現實に形成し現はれたる利害の對立を解消すべきである (Relazione, S. 38)。

草案は特に迅速にして確實なる債權者の満足を達成せんとして居る。その理由が云ふ如く法は執行性を承認する點に付ては慎重たらねばならぬだらう、然し乍ら或る裁判が執行し得べき債務名義として認められたる場合は債權者をしてその權利を迅速且力強く遂行する手段を執らしめねばならぬだらう (Relazione, S. 36)。草案は執行手續の形式を簡略にし且債務者の一時逃れをもつと嚴格な條件に結びつけようとして居る。此の根本觀念に關してはそれによつて伊太利草案は債務者保護の思想をもつと強調して居る現行獨逸法と反對だとの批評が述べられて居る³¹⁾。此の批評は全然當を得てゐないやうだ。蓋しもつと新しい獨逸の執行に關する立法は全然債務者保護に制限されて居らず、寧ろ惡意の債務者を嚴格に取扱ひ此等の人々に對しては債權者にその請求權の満足を得しめやうと企てても居るからである。即ち千五百マルク契約並從屬者との契約に對する定めを想起せよ (§§. 850, 850d ZPO)。其の他には伊太利草案は債務者の一時逃れを簡單に排斥しても居ない。將來強制執行の停止は債務者の申請によつて豫め爲さるゝことなく寧ろ申請を總括的に調査することによつて裁判所によつてのみ命せられべきである (Art. 439)。然し乍ら此の事は現行獨逸法に一致して居る。

31) Fakultätsgutachten Florenz, S. 141/142.

草案及それに對し表明された色々の批評の研究は益するところ大なるものがある。それは民事訴訟に於ても立法的に團體の利益をより一層強調せんとの企てに於て生ずる可能性並困難さを示して居る。

| 號數 | 年月 | 司法資料表題 |
|------|--------|--|
| 第一號 | 大正二〇、二 | 定型アル犯罪ノ調査(賭博編) |
| 第二號 | 〇、二 | 第二回國際少年保護會議議事録 |
| 第三號 | 〇、二 | 國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録 |
| 第四號 | 〇、二 | 米國ノ家庭裁判所 |
| 第五號 | 〇、二 | 獨逸ニ於ケル検事局及司法警察 |
| 第六號 | 〇、二 | 米國ニ於ケル少年裁判所ト社會 |
| 第七號 | 〇、二 | 第二回國際少年保護會議提出報告書第一集 |
| 第八號 | 〇、二 | 英國及ラエリノ警察 |
| 第九號 | 〇、二 | 復讐ニ關スル佛國法令 |
| 第一〇號 | 〇、二 | 獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 |
| 第一一號 | 〇、二 | 佛國戰時家賃法伊國小作契約法 |
| 第一二號 | 〇、二 | 英國ノ判事及ますた一論 |
| 第一三號 | 〇、二 | 英佛ノ辯護士法制 |
| 第一四號 | 〇、二 | 獨逸ノ辯護士法制 |
| 第一五號 | 〇、二 | 獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告 |
| 第一六號 | 〇、二 | 辯護士倫理 |
| 第一七號 | 〇、二 | 獨逸國調停法案及同理由書 |
| 第一八號 | 〇、二 | 英國監獄制度 |
| 第一九號 | 〇、二 | 獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文 |
| 第二〇號 | 大正三、四 | 獨逸國少年裁判所法案及同理由書 |
| 第二一號 | 三、五 | 市加古少年裁判所ノ研究 |
| 第二二號 | 三、五 | 勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及討論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案 |
| 第二三號 | 三、五 | 獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況 |
| 第二四號 | 三、五 | 戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁株ノ社會政策的立法概觀 |
| 第二五號 | 三、五 | 獨逸國經營協議會法及關係法令集 |
| 第二六號 | 三、五 | 獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概觀 |
| 第二七號 | 三、五 | 獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況 |
| 第二八號 | 三、五 | 短期自由刑論 |
| 第二九號 | 三、五 | 西班牙國假釋法ニ關スル法令集 |
| 第三〇號 | 三、五 | 獨逸國ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法 |
| 第三一號 | 三、五 | 獨逸國勞働裁判所法案及理由書 |
| 第三二號 | 三、五 | 獨逸國少年裁判所法 |
| 第三三號 | 三、五 | 司法制度改良論 |
| 第三四號 | 三、五 | 獨逸新經濟法 |
| 第三五號 | 三、五 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部) |

露光量違いの為重複撮影

| 號數 | 年月 | 司法資料表題 |
|------|-------|--|
| 第一號 | 大正〇、二 | 定型アル犯罪ノ調査(賭博編) |
| 第二號 | 〇、三 | 第二回國際少年保護會議議事録 |
| 第三號 | 二、一 | 國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議議事録 |
| 第四號 | 二、二 | 米國ノ家庭裁判所 |
| 第五號 | 二、三 | 獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察 |
| 第六號 | 二、四 | 米國ニ於ケル少年裁判所ト社會 |
| 第七號 | 二、五 | 第二回國際少年保護會議提出報告書第一集 |
| 第八號 | 二、六 | 英國及ラエリノ警察 |
| 第九號 | 二、七 | 復讐ニ關スル佛國法令 |
| 第一〇號 | 二、八 | 獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 佛國戰時家賃法伊國小作契約法 |
| 第一一號 | 二、九 | 英國ノ判事及ますた一論 |
| 第一二號 | 二、〇 | 英佛ノ辯護士法制 |
| 第一三號 | 二、二 | 獨逸ノ辯護士法制 |
| 第一四號 | 二、三 | 獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告 |
| 第一五號 | 二、一 | 辯護士倫理 |
| 第一六號 | 二、二 | 獨逸國調停法草案及同理由書 |
| 第一七號 | 二、三 | 英國監獄制度 |
| 第一八號 | 二、四 | 獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文 |
| 第一九號 | 大正三、四 | 獨逸國少年裁判所法草案及同理由書 |
| 第二〇號 | 三、五 | 市加古少年裁判所ノ研究 |
| 第二一號 | 三、五 | 勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事録及討論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案 |
| 第二二號 | 三、六 | 獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況 |
| 第二三號 | 三、六 | 戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観 |
| 第二四號 | 三、七 | 獨逸國經營協議會法及關係法令集 |
| 第二五號 | 三、七 | 獨逸國ニ於ケル賃率契約、労働者及使用者委員會並ニ労働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観 |
| 第二六號 | 三、八 | 獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況 |
| 第二七號 | 三、八 | 短期自由刑論 |
| 第二八號 | 三、九 | 西班牙國假釋放ニ關スル法令集 |
| 第二九號 | 三、九 | 獨逸國ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制 |
| 第三〇號 | 三、〇 | 獨逸國勞働裁判所法草案及理由書 |
| 第三一號 | 三、〇 | 獨逸國少年裁判所法 |
| 第三二號 | 三、二 | 司法制度改良論 |
| 第三三號 | 三、二 | 獨逸新經濟法 |
| 第三四號 | 三、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部) |

草案及それに對し表明された色々の批評の研究は益するところ大なるものがある。それは民事訴訟に於ても立法的に團體の利益をより一層強調せんとの企てに於て生ずる可能性並困難さを示して居る。

| | | |
|------|-------|---|
| 第三五號 | 大正三、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部) |
| 第三六號 | 一三、一 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威之部) |
| 第三七號 | 一三、一 | 英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續 |
| 第三八號 | 一三、二 | 佛國借家借地法 |
| 第三九號 | 一三、二 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部) |
| 第四〇號 | 一三、三 | 佛國監獄制度及同職員令 |
| 第四一號 | 一三、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部) |
| 第四二號 | 一三、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(澳洲之部) |
| 第四三號 | 一三、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部) |
| 第四四號 | 一三、五 | 英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度 |
| 第四五號 | 一三、五 | 英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關) |
| 第四六號 | 一三、六 | 英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位) |
| 第四七號 | 一三、六 | 瑞西辯護士法 |
| 第四八號 | 一三、七 | 露西亞事情 |
| 第四九號 | 大正三、七 | 米國ノ刑罰制度 |
| 第五〇號 | 一三、八 | 獨逸國民訴訟改正律令 |
| 第五一號 | 一三、八 | 英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所) |
| 第五二號 | 一三、九 | 英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及検屍官裁判所ノ組織) |
| 第五三號 | 一三、九 | 英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限) |
| 第五四號 | 一三、一〇 | 佛國商事裁判制度 |
| 第五五號 | 一三、一〇 | 獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令 |
| 第五六號 | 一三、一〇 | 英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織) |
| 第五七號 | 一三、一〇 | 獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文 |
| 第五八號 | 一三、一〇 | 米國少年裁判法 |
| 第五九號 | 一三、一〇 | 英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係) |
| 第六〇號 | 一四、一 | 不定期刑言渡ノ制度 |
| 六一號 | 一四、一 | 改善不能性犯人ノ處遇 |
| 六二號 | 一四、二 | 英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録 |
| 六三號 | 一四、二 | 北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度) |

| | | |
|------|-------|--|
| 第六四號 | 大正四、三 | 獨逸國後見制度(前編) |
| 第六五號 | 一四、三 | 獨逸國後見制度(後編) |
| 第六六號 | 一四、四 | 刑ノ執行猶豫制度 |
| 第六七號 | 一四、四 | 假釋放 |
| 第六八號 | 一四、五 | 國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル刑罰上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議事録 |
| 第六九號 | 一四、五 | 諸國ノ刑法草案 |
| 第七〇號 | 一四、六 | 英國司法警察論 |
| 七一號 | 一四、六 | 英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇 |
| 七十二號 | 一四、七 | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇) |
| 七三號 | 一四、七 | 英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書 |
| 七四號 | 一四、八 | 漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所 |
| 七五號 | 一四、八 | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇) |
| 七六號 | 一四、九 | 獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書 |
| 七七號 | 一四、九 | 刑罰ニ關スル制度(其一) |
| 七八號 | 一四、一〇 | 佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及び司法制度の概観) |
| 七九號 | 一四、一〇 | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇) |
| 第八〇號 | 大正四、三 | 刑罰ニ關スル制度(其二) |
| 八一號 | 一四、一 | 北米合衆國の刑事裁判(其一) |
| 八二號 | 一四、二 | 北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度) |
| 八三號 | 一四、三 | 北米合衆國の刑事裁判(其二) |
| 八四號 | 一四、四 | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇) |
| 八五號 | 一四、五 | 陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論 |
| 八六號 | 一四、五 | 刑罰ニ關する制度(其三) |
| 八七號 | 一四、六 | 正義と貧民(其一) |
| 八八號 | 一四、七 | 刑罰ニ關する制度(其四) |
| 八九號 | 一四、七 | 刑罰ニ關する制度(其五) |
| 九〇號 | 一四、八 | 英國に於ける警察裁判所 |
| 九一號 | 一四、九 | 司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所の實務(第三篇) |
| 九二號 | 一四、九 | 刑罰ニ關する制度(其六)完 |
| 九三號 | 一五、〇 | 英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一) |
| 九四號 | 一五、〇 | 諸外國に於ける辯護士制度概観 |
| 九五號 | 一五、〇 | 歐洲諸國に於ける上訴制度 |
| 九六號 | 一五、一 | 佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限) |
| 九七號 | 一五、一 | 佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限) |

| | | | |
|-------------|-------------------------------------|-------------|---|
| 第九八號 大正三 | 佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限) | 第一一五號 昭和ニ、ハ | チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(總則篇) |
| 第九九號 一五、三 | 國際行刑會議報告書集(一) | 第一一六號 〃 | 米國の勞働法制(上) |
| 第一〇〇號 昭和ニ、一 | 國際行刑會議報告書集(二) | 第一一七號 〃 | 米國の勞働法制(下) |
| 第一〇一號 〃 | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一) | 第一一八號 〃 | 刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案) |
| 第一〇二號 〃 | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二) | 第一一九號 〃 | チェツコ・スロヴァキア共和國の刑法典草案及同理由書(各論篇) |
| 第一〇三號 〃 | 英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一) | 第二二〇號 〃 | 佛國陪審に於ける發問の方式とその判例 |
| 第一〇四號 〃 | 司法ニ關スル法制 | 第二二二號 〃 | 賭博に關する調査 |
| 第一〇五號 〃 | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇) | 第二二四號 〃 | 佛國の檢察制度 |
| 第一〇六號 〃 | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完 | 第二二三號 〃 | フレデリック・バイウオスターズ及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二) |
| 第一〇七號 〃 | 保安處分 | 第二二四號 〃 | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇) |
| 第一〇八號 〃 | 陪審裁判所に於ける發問(總則篇) | 第一二五號 〃 | 大逆罪に關する比較法制資料 |
| 第一〇九號 〃 | 陪審裁判所に於ける發問(各論篇) | 第一二六號 〃 | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇) |
| 第一一〇號 〃 | ケート・ウエプスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一) | 第一二七號 〃 | 刑法改正に關する比較法制資料(前篇) |
| 第一一一號 〃 | 單獨判官と司法官制 | 第一二八號 〃 | 刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇) |
| 第一一二號 〃 | 國際行刑會議報告書集(三) | 第一二九號 〃 | 佛國裁判所の構成ニ關スル法令 |
| 第一一三號 〃 | 國際行刑會議報告書集(四) | 第一三〇號 〃 | 米國裁判所の組織及び訴訟手續 |
| 第一一四號 〃 | 佛國刑事裁判所の組織及び司法警察 | | |

| | | | |
|-------------|-----------------------------------|---------|-----------------------------|
| 第一三一號 昭和三、九 | ソヴィエト露西亞の法制(前篇) | 第一五一號 〃 | 德川禁令考後聚(第二帙) |
| 第一三二號 〃 | ソヴィエト露西亞の法制(後篇) | 第一五二號 〃 | 佛國民商事裁判管轄 |
| 第一三三號 〃 | 限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇 | 第一五三號 〃 | 佛蘭西に於ける檢事の職務 |
| 第一三四號 〃 | 一九二七年伊太利刑法豫備草案 | 第一五四號 〃 | 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案 |
| 第一三五號 〃 | 治安判事論 | 第一五五號 〃 | 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書 |
| 第一三六號 〃 | 各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究 | 第一五六號 〃 | 國際行刑會議報告書集 五 |
| 第一三七號 〃 | 刑の量定(前篇) | 第一五七號 〃 | 國際行刑會議報告書集 六 |
| 第一三八號 〃 | 刑の量定(後篇) | 第一五八號 〃 | 國際行刑會議報告書集 七 |
| 第一三九號 〃 | 佛に於ける家族制の變遷 | 第一五九號 〃 | 德川禁令考後聚(第三帙) |
| 第一四〇號 〃 | 陪審裁判手續に關する間(前篇) | 第一六〇號 〃 | 少年保護司指針 |
| 第一四一號 〃 | 陪審裁判手續に關する間(後篇) | 第一六一號 〃 | 米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡に假釋放に關する調査 |
| 第一四二號 〃 | 德川禁令考後聚(第一帙) | 第一六二號 〃 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇) |
| 第一四三號 〃 | 獨逸司法制度(前篇) | 第一六三號 〃 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇) |
| 第一四四號 〃 | 獨逸司法制度(後篇) | 第一六四號 〃 | 佛國司法制度(前篇) |
| 第一四五號 〃 | ソヴィエト露西亞民法(前篇) | 第一六五號 〃 | 佛國司法制度(後篇) |
| 第一四六號 〃 | ソヴィエト露西亞民法(後篇) | 第一六六號 〃 | 德川禁令考後聚(第四帙) |
| 第一四七號 〃 | アメリカ合衆國に於ける少年裁判所 | 第一六七號 〃 | 支那歷代刑事法制の思想(大學衍義補 續刑憲篇) 上卷 |
| 第一四八號 〃 | ソヴィエト露西亞刑法 | 第一六八號 〃 | 支那歷代刑事法制の思想(大學衍義補 續刑憲篇) 下卷 |
| 第一四九號 〃 | ソヴィエト露西亞裁判所構成法刑事訴訟法 | | |
| 第一五〇號 〃 | 英米獨佛の手法及小切手法 | | |

| | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 第一六九號 | 昭和七、四 | 司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案) |
| 第一七〇號 | 七、六 | 德川禁令考(第一帙) |
| 第一七一號 | 七、八 | 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引 |
| 第一七二號 | 七、一〇 | ソワイエト法の理論 |
| 第一七三號 | 七、三 | 德川禁令考(第二帙) |
| 第一七四號 | 八、三 | 德川禁令考(第三帙) |
| 第一七五號 | 八、五 | 民事事務修習の乘 |
| 第一七六號 | 八、八 | 德川禁令考(第四帙) |
| 第一七七號 | 八、九 | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一) |
| 第一七八號 | 八、一〇 | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二) |
| 第一七九號 | 八、二 | 捜査事務に就て |
| 第一八〇號 | 八、三 | 德川禁令考(第五帙) |
| 第一八一號 | 九、一 | 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年) |
| 第一八二號 | 九、二 | 犯罪生物學原論 |
| 第一八三號 | 九、四 | 德川禁令考(第六帙) |
| 第一八四號 | 九、五 | ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書) |
| 第一八五號 | 九、七 | プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂 |
| 第一八六號 | 九、八 | 英國に於ける裁判と警察 |
| 第一八七號 | 九、九 | 德川民事慣例集(人事の部) 時代 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 第一八八號 | 昭和九、一〇 | 一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポランド改正刑法 及ポランド違警罪法 |
| 第一八九號 | 九、二 | 取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察 |
| 第一九〇號 | 九、三 | 米國エタ州に於ける不定期刑冒濫 宣告猶豫及假釋放に関する調査 |
| 第一九一號 | 一〇、一 | 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令) |
| 第一九二號 | 一〇、二 | 德川民事慣例集(動産の部) 時代 |
| 第一九三號 | 一〇、三 | 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法 |
| 第一九四號 | 一〇、四 | 一九二八年スペイン刑法 |
| 第一九五號 | 一〇、五 | ポランド新民事訴訟法(一九三三 年) |
| 第一九六號 | 一〇、六 | 獨逸刑法提要(上) |
| 第一九七號 | 一〇、七 | ソワイエト・ロシヤは犯罪を克服 する |
| 第一九八號 | 一〇、八 | 伊太利刑法典 |
| 第一九九號 | 一〇、九 | 伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條 |
| 第二〇〇號 | 一〇、一〇 | 一九二二年第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄 |
| 第二〇一號 | 一〇、一〇 | 一九二二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に付ての審査委員會會議記 錄 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 第二〇二號 | 昭和一〇、二 | 中華民國刑法・刑事訴訟法 |
| 第二〇三號 | 一〇、三 | ユーゴスラヅキヤ新民事訴訟法 |
| 第二〇四號 | 一一、一 | 獨逸刑法提要(中) |
| 第二〇五號 | 一一、一 | 德川民事慣例集 不動産の部(上) |
| 第二〇六號 | 一一、二 | 佛國刑事訴訟法 |
| 第二〇七號 | 一一、三 | 伊太利刑法典報告 |
| 第二〇八號 | 一一、三 | 伊太利刑事訴訟法典報告 |
| 第二〇九號 | 一一、四 | 佛國民事訴訟法改正草案 |
| 第二一〇號 | 一一、四 | 米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表 |
| 第二一一號 | 一一、五 | ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部) |
| 第二一二號 | 一一、五 | 英國の刑事裁判 |
| 第二一三號 | 一一、六 | 德川民事慣例集 不動産ノ部(下) |
| 第二一四號 | 一一、六 | 個人主義的國家概念と法人國家 |
| 第二一五號 | 一一、七 | 獨逸刑法提要(下) |
| 第二一六號 | 一一、八 | 德川民事慣例集 訴訟ノ部 |
| 第二一七號 | 一一、八 | ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度改正について |
| 第二一八號 | 一一、一〇 | 新獨逸刑法に對する國民社會主義的 綱領(第一部) |
| 第二一九號 | 一一、二 | 民事司法の疾患外三篇 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 第二二〇號 | 昭和一二、二 | 刑事政策(犯罪學を基礎とする) |
| 第二二一號 | 一二、三 | 德川裁判事例(刑事ノ部) |
| 第二二二號 | 一二、三 | 一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式合資會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令 |
| 第二二三號 | 一二、三 | 一九三五年六月二十八日の獨逸刑法 改正法並に刑事訴訟法及裁判所構成法 の改正條文と各理由書 |
| 第二二四號 | 一二、二 | 獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文 |
| 第二二五號 | 一二、三 | 佛國法學通論 |
| 第二二六號 | 一二、三 | 初等英法教科書 |
| 第二二七號 | 一二、四 | フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と刑事 |
| 第二二八號 | 一二、四 | 第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集 |
| 第二二九號 | 一二、五 | 滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新 刑事訴訟法典同草案 |
| 第二三〇號 | 一二、六 | 獨逸刑事判決の作成 |
| 第二三一號 | 一二、七 | 新法律學の基本問題 |
| 第二三二號 | 一二、八 | 清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山豐太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記録 |
| 第二三三號 | 一二、九 | 滿洲帝國民法典 |
| 第二三四號 | 一二、一〇 | 將來の獨逸刑法(總則) |
| 第二三五號 | 一二、三 | 滿洲帝國商事法規 |

| | | |
|-------|--------|---|
| 第二三六號 | 昭和二三、一 | 將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事業報告 |
| 第二三七號 | 二三、二 | 滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法 |
| 第二三八號 | 二三、三 | 將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事業報告 |
| 第二三九號 | 二三、四 | 一九三七年獨逸株式法理由書 |
| 第二四〇號 | 二三、五 | 法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就ての心理學的考 察) |
| 第二四一號 | 二三、六 | 一九三七年獨逸國司法官候補指導者 會議錄 |
| 第二四二號 | 二三、八 | 株式會社貸借對照表論(上) |
| 第二四三號 | 二三、八 | 株式會社貸借對照表論(下) |
| 第二四四號 | 二三、九 | 獨逸に於ける試補養成上の諸問題 |
| 第二四五號 | 二三、〇 | 戰爭と犯罪 |
| 第二四六號 | 二三、二 | 一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學 |
| 第二四七號 | 二三、一 | イエーナに於ける檢察官に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇 |
| 第二四八號 | 二三、二 | 商標法 |
| 第二四九號 | 二三、三 | 商標に關する法律の史的基礎 |
| 第二五〇號 | 二三、三 | 保險關係論集 |
| 第二五一號 | 二三、四 | 評議の秘密 |
| 第二五二號 | 二三、五 | 社會と監獄 |
| 第二五三號 | 二三、六 | 豫審の問題 |
| 第二五四號 | 昭和三、六 | 將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告 |
| 第二五五號 | 三、七 | 裁判官による契約の修正 |
| 第二五六號 | 三、八 | 將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告 |
| 第二五七號 | 三、九 | 間諜行爲 |
| 第二五八號 | 三、〇 | 佛蘭西刑法與 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文 |
| 第二五九號 | 三、二 | 裁判所構成法註釋 並裁判所構成法議事連記錄 |
| 第二六〇號 | 三、二 | 將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告 |
| 第二六一號 | 三、三 | スイス債務法 |
| 第二六二號 | 三、一 | 瑞西聯邦統一新刑法典 |
| 第二六三號 | 三、二 | 獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際 |
| 第二六四號 | 三、三 | 獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一) |
| 第二六五號 | 三、四 | 民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題 |
| 第二六六號 | 三、五 | 情況證據の原理(上) |
| 第二六七號 | 三、五 | 戰爭と犯罪 |
| 第二六八號 | 三、七 | 伊太利民事訴訟法豫備草案報告 |